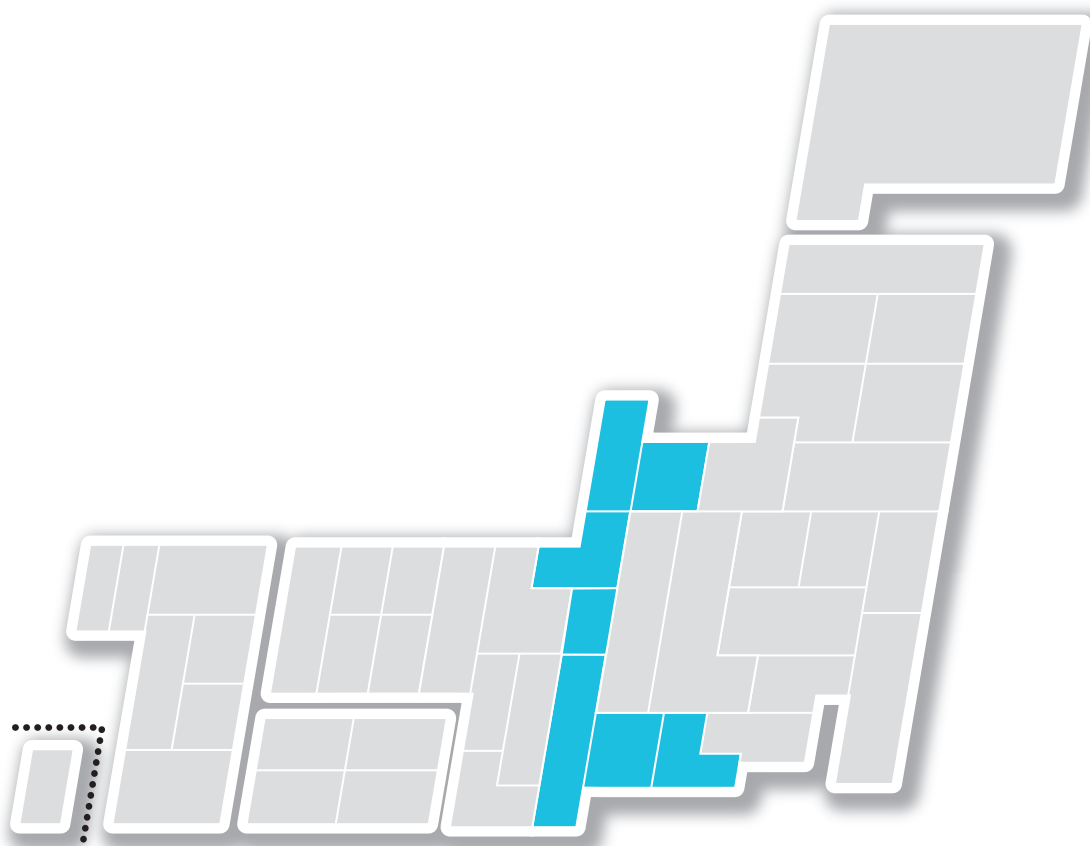


---

# 東海・北陸 の市町村事例

---



## 事例

事例番号	都道府県	自治体	中核機関・権利擁護センター等名称	ページ
23	石川県	津幡町	津幡町地域包括支援センター	P.133
24	福井県	坂井市	坂井市役所	P.137
25	岐阜県	関市	関市権利擁護センター	P.141
26	静岡県	三島市	三島市成年後見支援センター	P.145
27	愛知県	瀬戸市、他	尾張東部権利擁護支援センター	P.149
28	愛知県	豊田市	豊田市成年後見支援センター	P.153
29	三重県	伊賀市・名張市	伊賀地域福祉後見サポートセンター	P.159

## ポイント解説一覧

	テーマ	ページ
3	自治体・中核機関と専門職団体との連携 日本弁護士連合会 亀井 真紀 成年後見センター・リーガルサポート 矢頭 範之 日本社会福祉士会 星野 美子	P.166

## コラム一覧

	テーマ	ページ
8	専門職の活用 成年後見センター・リーガルサポート 西川 浩之	P.163
9	地域連携ネットワークと社会福祉士 ふるい後見事務所 古井 慶治	P.165

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	石川県津幡町	区分	単独・直営
キーワード	小規模自治体の取組、既存の仕組みの活用、全世代型包括的支援体制		

## 全世代型の地域包括ケア推進協議会を活かした取組

### I. 概 要

#### 1. 自治体概要

人 口	37,603人
面 積	110.59km <sup>2</sup>
高齢化率	23.7%
地域包括支援センター	1か所
日常生活自立支援事業利用者数	12人
障害者相談支援事業所	2か所
療育手帳所持者数	270人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	224人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ① 成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
51人	39人	11人	1人	0人

(2018年12月末時点)

##### ② 市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	3件	0件	4件	2件
内 訳	高齢者	3件	0件	4件
	障害者	0件	0件	0件

##### ③ 市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
0人	0人	0人	0人

(2018年度末時点)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶ 既存の取組みを活かす

新たな仕組みをつくらなければと気負わずに、「あるものを活かす」、その上で「ないものはつくる」という取組み。

##### ▶ 権利擁護ネットワークの蓄積

津幡町では、2013年から地域包括支援センターのネットワーク構築の一環として権利擁護ネットワークを立ち上げ、多職種からなる個別事例の相談や検討を行っていた。こうした取組みを通じた人的なネットワークや協議の場を活かして取組みを推進した。

##### ▶ 地域包括ケア推進協議会に位置づける

こうした流れから、地域包括ケア推進協議会のもとに権利擁護部会を設置し、基本計画にいう「協議会」に位置づけることで、地域包括ケアを一体となった権利擁護体制を構築しようとしている。

既存機関の活用

アセスメント・支援検討

他制度との連携調整

市町村長申立

市民後見人養成

法人後見

活用

連携

連携

不正防止(効果)

計画の策定

取組

窓口周知

相談受付の工夫

受任調整会議

推薦

相談・支援

親族後見人支援

モニタリング・バックアップ

意思決定支援

都道府県等との連携

当事者団体との連携

連携

専門職団体との連携

**協議体、合議体**

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2006 (H18) 年 4月	地域包括支援センター設置。
2013 (H25) 年	権利擁護ネットワーク連絡会の立ち上げ。 <b>Point 1</b>
2015 (H27) 年	権利擁護ネットワーク幹事会の立ち上げ。 <b>Point 1</b>
2016 (H28) 年	権利擁護ネットワーク連絡会のメンバーを拡充（相談支援専門員や介護支援専門員）。
2018 (H30) 年	権利擁護ネットワーク幹事会のメンバーを拡充（町社協の日常生活自立支援事業を担当する社会福祉士）。
2019 (R1) 年 8月	地域包括ケア推進協議会に権利擁護部会を設置。 <b>Point 2</b>
2020 (R2) 年 4月	地域包括支援センター内に中核機関を開設予定。 <b>Point 2</b>



### POINT

#### Point 1

津幡町では、地域包括ケアシステム構築の一環として、2013年から、各種専門職や日常生活自立支援事業、生活福祉資金の貸付担当者などからなる「権利擁護ネットワーク連絡会」を組織化し、情報交換や事例検討を行ってきました。また、2015年からは各種専門職と地域包括支援センターがネットワークの運営や研修の企画を担う「権利擁護ネットワーク幹事会」を運営してきました。幹事会は、個別事例の相談、後見人の推薦に関する相談、推薦した後見人への引き継ぎ、フォロー等も行ってきました。今回の取組みはこうした土台の上に構築されています。これまで地域包括支援センターが蓄積してきた人的なつながりや協議の場を活かしていくことがポイントと考えています。

#### Point 2

津幡町の取組みは、法律ができたから始めたのではなく、権利擁護ニーズがある人を支援する「必要性」の中から取組みをつくっていくという

発想から生まれました。権利擁護ニーズのある人がいないという地域はないはずです。まず、こうした人たちの暮らしを考える場をつくって、必要なメンバーに集ってもらい、話し合うことから進めていき、それが中核機関の土台となるネットワークにつながっていきました。足りない機能については、「地域包括ケア推進協議会」等の既存の取組を活かして整備が進められました。

#### なぜ町に権利擁護ネットワーク連絡会が必要と考えたのでしょうか？

権利擁護ネットワーク連絡会を立ち上げたきっかけは、町長申し立てで選任された後見人からの「後見人同志が情報交換する場があったらいいのに。」との声からでした。そのため権利擁護ネットワーク連絡会の組織化は自然な流れであり、その後も、必要に応じて参加者の意見を聞きながら事業展開を行っています。



### Ⅲ. 津幡町における体制の特徴について

#### 1. 中核機関の体制 包括的な支援体制と一体となった取組み

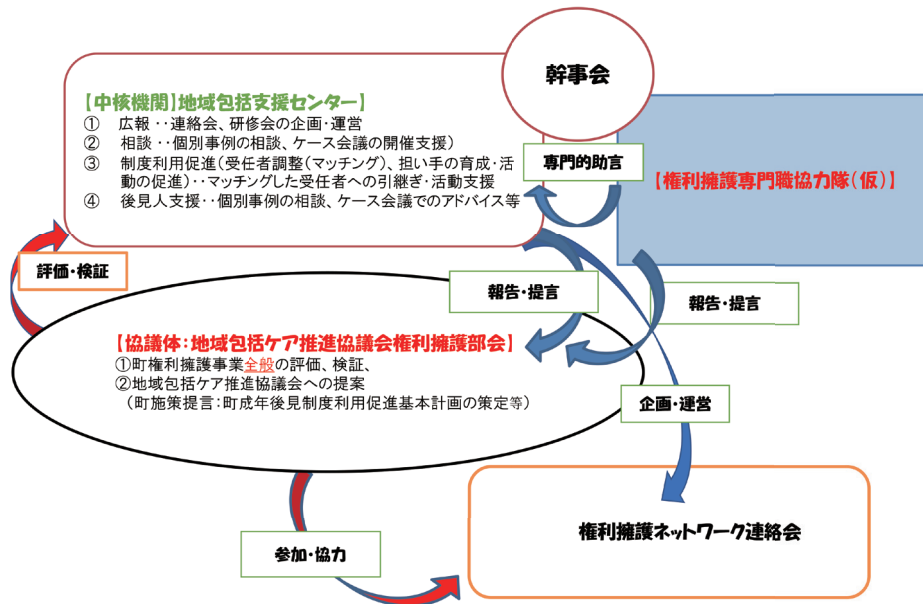
中核機関は、町営の地域包括支援センターが担  
う予定です（2020年4月設置予定）。

地域包括支援センターは、これまでの蓄積を活かし、広報、相談、制度の利用促進、後見人支援といった役割を、「権利擁護ネットワーク連絡会・幹事会」や新たに組織化する「権利擁護専門職協力隊」（仮称）と連携・協力しながら、地域

連携ネットワークとして推進していく予定です。

また、2019年に地域包括ケア推進協議会に設置した「権利擁護部会」を基本計画にいう「協議会」として位置付け、権利擁護の取組に関する評価・検証や、町成年後見制度利用促進基本計画の策定等を行っていくこととしています。

〈津幡町権利擁護ネットワーク 体系図(案)〉



津幡町の地域包括ケアシステムの特徴は、地域包括支援センターを中核とした全世代型の包括的な支援体制を構築していることです。地域包括支援センターは高齢者だけではなく、地域の複合課題を抱えた世帯や障害のある方、子ども、生活困窮者等あらゆる相談に対応しています。

また、地域包括支援センターは地域担当制をとっており、自ら担当する地域で解決が難しい事例がある場合には、地域ケア会議を開催し、多機関や地域と連携して解決にあたることになっています。

つまり、権利擁護のニーズだけが別に話し合われたりするのではなく、従来から権利擁護のニーズがあれば、地域ケア会議で話し合わせ、必要があれば、個別事例の相談やケースの検討、申立ての支援や専門職とのマッチング、そして個別事例のフォローなどが行われていました。小さい町であることを強みとして活かすことで、こうした包括的な支援体制と権利擁護の体制を一体的なものとして構築することができました。

## 2. これまでの蓄積を活かした取組

津幡町は、これまでつくってきたしくみを最大限に活用し、連続性のある取組みとして成年後見制度の利用促進を位置づけています。

2006（H18）年に町直営の地域包括支援センターを設置し、2013（H25）年からネットワーク構築の一環として「権利擁護ネットワーク連絡会」を組織化していました。当初、連絡会は、町長申立てにより選任された後見人である弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業・生活福祉資金の貸し付け担当、町の消費生活相談担当から構成され、情報交換や事例検討を行っていました。地域包括支援センターは、このネットワークを次第に拡充し、「権利擁護ネットワーク幹事会」の立ち上げ、権利擁護ネットワーク連絡会のメンバーの拡充などを行い、相談の中で権利擁護ニーズがある町民の支援にあたってきました。

こうした取組みは、津幡町が進めてきた地域包括ケアシステムの構築の中で、必要なネットワークとして整備されてきました。今回の成年後見制度利用促進の取組みにあたっては、これまでつくってきたネットワークや人的つながりを活かして検討していくことになりました。

2019年には「権利擁護ネットワーク幹事会」で成年後見制度利用促進に向けた検討を開始し、新たに地域包括ケア推進協議会のもとにこれまでの

ネットワークにくわえて、「権利擁護部会」を設置し、基本計画にいう「協議会」と位置づけるとともに、地域包括支援センターを「中核機関」とすることになりました。

津幡町では、従来から「小さくはじめて大きくする」「あるものを活かす」「ないものはつくる」という発想の下、独自にネットワークを構築してきました。「権利擁護ネットワーク連絡会」も「小さくはじめて」必要に応じて「大きく」してきました。利用促進の取組みもまずはこれまでしてきたことを土台に、必要に応じて機能を追加していく予定です。

地域包括ケア推進協議会および部会の体制について



### 担当者より

権利擁護とは特別な支援ではなく、あらゆる人の生活を支えるための視点です。

多職種で生活を支える必要がある場合には、それぞれの支援者が困ったときに相談し、知恵を出し合える場づくりが必要だと考えています。



### ■参考URL 連絡先

津幡町 町民福祉部 福祉課  
 地域包括支援センター  
 TEL：076-288-7952  
 URL：<https://www.town.tsuibata.ishikawa.jp/soshiki/fukushi/houkatsushien.html>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	福井県坂井市	区分	単独・直営
キーワード	法人後見の検討、検討への当事者参加への設置		

## 高齢福祉部署に直営の中核機関を整備

### I. 概要

#### 1. 自治体概要

人口	91,638人
面積	209.67km <sup>2</sup>
高齢化率	27.7%
地域包括支援センター	5か所
日常生活自立支援事業利用者数	61人
障害者相談支援事業所	2か所
療育手帳所持者数	716人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	802人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018 (H30) 年度実績)



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ① 成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
88人	62人	19人	7人	0人

(2018 (H30) 年12月末時点)

##### ② 市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	4件	5件	4件	4件
内訳	高齢者	4件	4件	4件
	障害者	0件	1件	0件

##### ③ 市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
0人	—	—	—

(2018 (H30) 年度末時点)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶ きっかけは社協の法人後見立ち上げ検討

県の補助事業「法人後見立ち上げ支援事業」にて坂井市社協が法人後見立ち上げを検討したことをきっかけに、中核機関や地域連携ネットワークのあり方を同時に検討。

##### ▶ 検討過程で当事者の声を反映

ニーズ把握において、定量的状況分析・アンケート調査に加え、障がい者団体へのグループインタビュー調査を実施、当事者の声に基づき中核機関等の在り方を検討。

##### ▶ 高齢福祉部署に市・直営の中核機関を整備

様々な調査・検討の結果、高齢期に課題が多く起きていることから、市の高齢福祉部署に中核機関を整備。

既存機関の活用

計画の策定

取組

定住自立圏域

条例の制定

窓口周知

広報・相談、相談受付の工夫

支援検討

アシメント・調整

他制度との連携

市町村長申立

受任調整会議

市民後見人養成

推薦

後見人候補者

法人後見

相談・支援

親族申立の活用

親族後見人支援

任意後見制度

モニタリング・バックアップ

取り扱い

個人情報

意思決定支援

連携

都道府県等との連携

協議体、合議体の設置

当事者団体との連携

家裁との連携

不正防止(効果)

専門職団体との連携

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2017 (H29) 年	坂井市社協における「法人後見立ち上げ事業」(H29-30) 開始。 <b>Point 1</b> 坂井市・坂井市社協が事務局を担う「法人後見支援研究会」を実施 (4回)。
2018 (H30) 年	「法人後見支援検討委員会」を実施 (5回)。 <b>Point 1</b> ニーズ把握のための各種調査と課題整理を行う。
2019 (R1) 年	坂井市中核機関検討会を開催。
2020 (R2) 年 4月	高齢福祉部署に中核機関を整備予定。



### POINT

#### Point 1

2017 (H29) 年度、福井県の補助事業「法人後見立ち上げ支援事業」により開始された「法人後見立ち上げ事業」で、市と社協が連携し、取り組みを開始しました。

事業では以下のような取り組みを実施、法人後見支援を行う社協の体制等について検討を開始、成年後見制度利用促進における中核機関や地域連携ネットワークの在り方と一体的に検討することになりました。

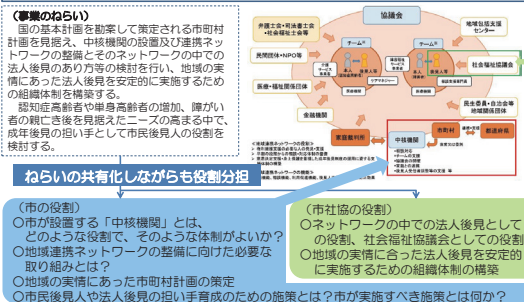
- 基礎講座「成年後見制度の理解」の実施
- 県内法人後見実施社協の報告
- 県外先進地の視察
- 市内地域包括支援センター 事案報告

その結果、「中核機関の役割と課題」として、現状では成年後見制度に関する窓口がなく、一次相談窓口（地域包括支援センターなど）で判断している現状があること、成年後見制度等の活用を含めた、総合的に判断する中核機関を設置する必要があることが確認されました。

今後の検討課題として、中核機関のあり方（専門機関としての後方支援としての役割）、法人後見の必要性の検証（利用ニーズの明確化）、一次窓口の在り方（一次相談からの連携先、一次窓口がどこまでを担うのか）、成年後見制度利用促進計画の策定等があがりました。

### 市と社協との協力し合って取り組みをスタート

坂井市社会福祉協議会における法人後見立ち上げ支援事業（H29～30年度）として、市と社協が一体となり「坂井市の成年後見制度をどうしていくのか？」の議論をスタート。（県補助「成年後見立ち上げ支援事業」を活用）



2017 (H29) 年度「法人後見支援研究会」

構成メンバー：学識経験者、行政（基幹型地域包括支援センター、社会福祉課、福祉総合相談室）、社会福祉協議会、高齢福祉分野関係者・障害福祉分野関係者（地域自立支援協議会権利擁護部会）・生活困窮者自立支援分野関係者



## Point 2

### ■ニーズ把握の取り組み

2018（H30）年度、「法人後見支援検討委員会」には、前年度の構成メンバーに、当事者家族（障がい者家族）や、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）が新たに加わりました。

坂井市における法人後見、中核機関、地域連携ネットワークのあり方を検討するにあたり、定量的な調査（データの整理）、事業所等へのアンケート、専門職団体からの意見聴取、障がい当事者や家族からの意見聴取等の方法により、現状のニーズ把握と必要性の整理を行いました。

これらの調査を分析し、検討委員会

では「課題の解決策と方向に関する提言」をまとめ、坂井市における中核機関及び地域連携ネットワークの考え方、坂井市および坂井市社協の役割を整理しました。

### 30年度は三士会も加わり「法人後見支援検討委員会」

構成メンバー 18人

①学識経験者、②高齢福祉分野（地域包括支援センター）、③障害福祉分野（地域自立支援協議会 権利擁護部会）、④生活困窮者自立支援分野、⑤当事者家族（障がい者家族）、⑥専門機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）、⑦行政（健康長寿課（基幹型地域包括支援センター）、社会福祉課、福祉総合相談室）、⑧事務局（社会福祉協議会、⑦行政の担当職員）

検討事項（5回の検討委員会を開催予定）

- 法人後見センター（仮称）構想についての検討
- 中核機関の設置および地域連携ネットワークの整備等の検討

（現在の取り組み状況）

坂井市として、どういった支援・対応が必要か？ → ニーズの把握と必要性の整理

現状ならびに将来にわたる市内での利用ニーズを量的・質的調査から把握し、必要な仕組み検討の参考とする。

定量的な調査  
（データの整理）

事業所等への  
アンケート

三士会からの  
意見聴取

障がい当事者や  
家族から意見聴取

坂井市における成年後見・権利擁護のニーズを抽出し、その課題を整理

### ■障害当事者へのグループインタビュー

ニーズ調査の一環として、障害当事者へのグループインタビュー調査が行われました。グループインタビュー調査には、障害当事者、市内障害者団体メンバー、団体からの声かけにより参加した家族12名が出席しています。

調査がなされた主な項目は以下のとおりです。

- ①成年後見制度の「広報」の必要性について
- ②成年後見制度にいたるまでの「相談」体制の必要性について
- ③成年後見制度の利用を促すことの必要性について
- ④専門職の後見人を支援する仕組みについて
- ⑤成年後見制度の不正防止のための仕組みの必要性について

グループインタビュー調査 回答より  
（「坂井市社会福祉協議会における法人後見立ち上げ事業報告書」P57-61より抜粋）

- 「意識が高い人が集まっていると思うが、それでも後見のことはわからない」
- 「現状ではどういときに後見人をつけているのか」
- 「実際に成年後見制度を利用されている人の話をききたい」
- 「意思が後見人に伝わるのか不安である」

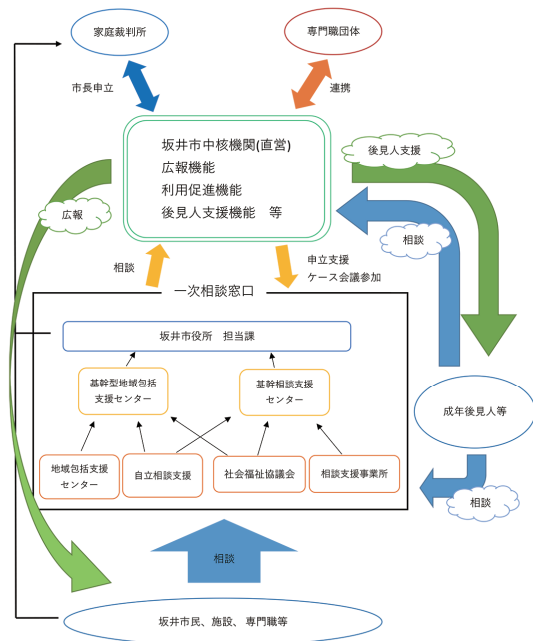
### Ⅲ. 坂井市における体制の特徴について

#### 1. 中核機関の体制

調査の結果、高齢期に課題が多く起きていることがわかったので、**高齢福祉部署に市・直営の中核機関を整備すること**を決めました。担当者は基幹型包括の社会福祉士で、虐待案件の場合に役割を分けるために複数名の職員が必要なことから、2名体制をとります。

相談体制は、1次窓口として、市内各区の地域包括支援センター、相談支援事業所、自立相談支援窓口、社会福祉協議会等を位置づけています。もともと包括や相談支援事業所が有している権利擁護支援機能を活用した上で、専門的な知識・支援が必要となった場合に、2次窓口の中核機関が対応する体制をとっています。

体制図(案)



#### 2. 優先して取り組む機能

坂井市では、中核機関設置後、次のような機能の整備について優先して取り組む予定です。

##### ① 広報機能

- 制度・相談窓口の周知

##### ② 相談機能の充実と③ 成年後見利用促進機能

- 各相談機関が受けるケース相談の支援（専門職団体と相談できる体制整備等）

- 担当部署との連携

##### ④ 後見人支援機能

- 選任後の後見人等への支援体制の構築

#### 担当者より

坂井市では、高齢部門だけではなく、地域福祉、障がい福祉、生活困窮者支援などさまざまな部署が関わり、ともに検討することができているのが助かります。

立ち上げ後も庁内・地域の関係機関と話し合いながら取り組みを進めていきたいと思ひます。



#### ■ 参考URL 連絡先

坂井市高齢福祉課  
TEL : 0776-50-2264  
URL : <https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/kourei/kenko/fukushi/koreisha/seinennkouken.html>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	岐阜県関市	区分	単独・直営
キーワード	直営整備、全世代型の地域共生ネットワーク、相談支援の包括化		

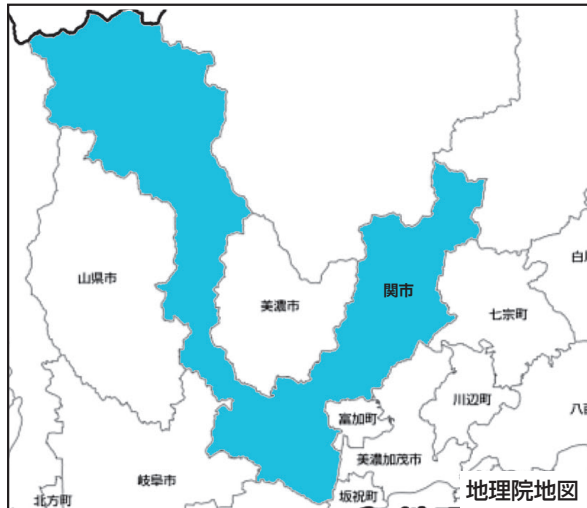
## 地域共生ネットワークによる直営型中核機関の取組

### I. 概 要

#### 1. 自治体概要

人 口	88,506人
面 積	472.33km <sup>2</sup>
高齢化率	29.2%
地域包括支援センター	6か所
日常生活自立支援事業利用者数	43人
障害者相談支援事業所	5か所
療育手帳所持者数	1,012人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	663人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
175人	157人	14人	4人	2人

(2020年1月末時点)

##### ②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (3月末時点)
件 数	0件	0件	0件	6件
内 訳	高齢者	0件	0件	3件
	障害者	0件	0件	3件

##### ③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
0人	0人	0人	9人

(2019年度末時点)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶高齢者施策による権利擁護支援の推進

市内3カ所の直営型地域包括支援センターを2006（H18）年に設置し、2011（H23）年から地域包括支援センターでの成年後見事業を開始しました。

##### ▶地域共生社会対応の体制への移行

2014（H26）年に地域包括支援センターは委託方式により6カ所となり、国の補助事業である「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に取り組むことで福祉総合相談室を2018（H30）年に設置。高齢、障害のみならず子どもへの権利擁護も取り込まれた。

##### ▶副産物としての中核機関設置

関市の大きな特徴として、地域共生社会の実現に向けた支援体制整備の副産物として直営の中核機関が設置されるに至りました。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 他制度との連携
調整	相談受付の工夫 受任調整会議
市町村長申立	推薦 後見人候補者
市民後見人養成	親族申立の 相談・支援
法人後見	親族後見人支援
活用	モニタリング・ バックアップ 任意後見制度
取り扱い	意思決定支援 の設置
連携	協議体、合議体 の設置 都道府県等との 連携
連携	当事者団体との 連携 家裁との連携
不正防止（効果）	専門職団体との 連携

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2006 (H18) 年 4月	直営型地域包括支援センター（3カ所）設置。 <b>Point 1</b> （*2005年2月、市町村合併し、現市域に）
2011 (H23) 年 4月	地域包括支援センターにおいて認知症施策のひとつとして成年後見事業の周知、研修などの事業を開始。
2014 (H26) 年 4月	地域包括支援センターを委託方式とし、6カ所に増設。
2018 (H30) 年 4月	福祉総合相談室*を設置し、権利擁護支援体制の整備がスタート。 <b>Point 2</b> （過去5年間、市長申立は1件のみ、虐待事案への対応も弱かった） *2020年（R2）年4月1日から「地域共生推進室」に名称変更
2018 (H30) 年 9月	市内の被後見人に知的障害者が多いことから障害者入所施設のニーズ調査実施。
2018 (H30) 年 10月	社協との連携のもと、日常生活自立支援事業全ケース（43件）の洗い出し。
2019 (H31) 年 1月	高齢者権利擁護ネットワーク会議を全世代対応型の権利擁護ネットワーク*へ。 *2020年（R2）年4月1日から「地域共生ネットワーク会議」へ名称変更
2019 (H31) 年 3月	関市権利擁護センターを開設。



### POINT

#### Point 1

関市は、国の基本計画が提示される前から、高齢者施策を中心として権利擁護の体制整備に取り組んで来ました。国の補助事業「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を活用することで、高齢+障害の対象者はつながりやすいけれど、権利擁護の視点で枠組みを考えたとき、「子ども」もつながることができることがわかり、全世代型の考え方が共有されました。

#### Point 2

関市役所には福祉の窓口が一室にまとまって並んでいます。各課間には壁もなく、空間を共有するつくりとなっています。

福祉総合相談室および権利擁護センターは福祉の窓口の真ん中に位置づけられています。市役所の床に飛び出す「トリックアート」による看板が出ており、相談者にわかりやすい空間の工夫がなされています。



関市は、地域福祉計画における重点目標として、以下を掲げています。

- ①全世代型の地域共生ネットワークの確立
- ②地域の相談拠点設置とつながり醸成
- ③包括的・重層的な相談支援体制を庁内に整備
- ④子ども家庭総合支援拠点の設置・推進
- ⑤権利擁護支援体制の整備



### Ⅲ. 関市における体制の特徴について

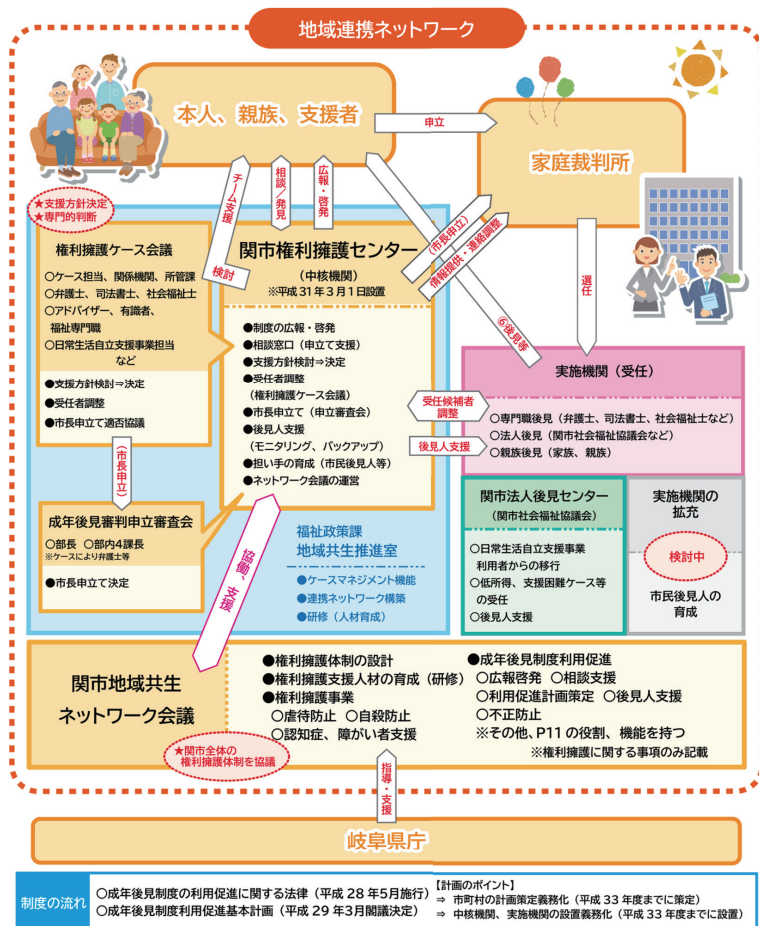
#### 1. 中核機関の体制

関市は保健師2名、事務職1名が兼務で直営として体制を整備しました。豊富な支援経験と専門性から支援体制をイメージする保健師と、そのイメージを図に落とし予算折衝をする事務職との連携がよくとれています。全世代対応型の支援体制整備を推進する福祉総合相談室においては、市職員3名と社協職員2名で困難ケースのマネジメントから地域共生ネットワークの構築、協議体・計画の再編、統一的・計画的な人材育成研修の企画運営等を行っています。

中核機関として、窓口相談機能に加えて、広報・啓発、権利擁護ケース会議（アセスメント及び受任者調整）の開催、市長申立審査会、後見人支援、担い手としての市民後見人等の育成を行うことになっています。中核機関は、新規に整備したわけではなく、地域共生社会の実現に向けた取り組みの中で、副産物として設置されたと

関市の中核機関の課題としては、受任機関の不足があげられます。現在、受任の中心を担うのは、関市社会福祉協議会の関市法人後見センターですが、さらなる機能強化をし、後見人支援や市民後見人の養成についても推進していく予定です。特に、市民後見人の養成については、中濃圏域市町

成年後見制度利用促進体制における「中核機関」と「地域連携ネットワーク」イメージ図



認識しており、もともとあった機能をつなぎ直し発展させる形で強化してきました。

村で共同で実施ができるよう検討を始めています。

また、現場の支援者と研修を重ねながら「世帯丸ごと」、「権利擁護」の視点をすべての支援者が持つという支援者文化の醸成に向けて取り組みを始めています。

## 2. 市の視点「包括的・重層的・効率的」

関市の取組みの視点として「包括的・重層的・効率的」という3つのキーワードがあります。庁舎のワンフロアに子どもから高齢者まですべての相談窓口を集め、それぞれの専門性を縦のラインで担保しつつ、横串を指すという考え方です。

相談業務と効率化は相容れないのでは、とよく

聞かれますが、ここでいう「効率的」は、個人への支援のことではなく、組織の仕組のあり方です。役所には人事異動はつきもので、人が代わると止まってしまうということがないように、持続可能な仕組とするためには、無駄なく成果があがるやり方、ということからの「効率的」です。

## 3. 家裁、専門職との関係と協議会開催時の工夫

家裁との関係は非常に良好で、中核機関としてのビジョンを伝えながら、例えば個人情報の取り扱いなど、県内でも他市とは異なる関市の取組みを「それでよい」「まずはやってみては」と後押ししてくれました。県庁担当部署とともに協議会にオブザーバーとして参加してもらっています。

市内に専門職が少なく、2017（H29）年に初めて市内の弁護士、司法書士、社会福祉士に協議に参加してほしいと依頼をしました。関市では、医療の三師会と呼ばれる、医師会、歯科医師会、薬

剤師会との関わりが強く、中核機関設置後もさまざまな場面で協力を得ています。本人情報シートの啓発の役割は医師会が持ち帰ってくれて、周知をしてくれました。

協議会においては、各専門職が入り必ずグループワークを行ないます。例えば、警察や消防の関係者のいるグループでは、「緊急の場合の対策について」など、各グループで「ここまで検討してほしい」というテーマ設定を準備しています。

### 担当者より

市長申立の実績もほとんどなかった関市が、県内でもいち早く中核機関を設置できたのは、専門職（保健師）と事務職がお互いの立場を理解し尊重し、役割分担をしながら予算確保のための資料作成や交渉をすることができたからだと思います。両者の共通言語をつくるために、お互いの思いを聞き、話し合える環境をぜひ、つくっててください。



### ■参考URL 連絡先

関市役所南庁舎1階 健康福祉部福祉政策課  
地域共生推進室

TEL：0575-23-7798

URL：<http://www.city.seki.lg.jp/0000013273.html>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	三島市 (三島市成年後見支援センター)	区分	単独・委託（社協）
キーワード	受任調整会議、本人の意思に沿ったチーム支援、個人情報への配慮		

## 適切な後見人等候補者を検討する「コーディネート委員会」

### I. 概要

#### 1. 自治体概要

人 口	109,965人
面 積	62.02km <sup>2</sup>
高齢化率	28.8%
地域包括支援センター	4か所
日常生活自立支援事業利用者数	21人
障害者相談支援事業所	7か所
療育手帳所持者数	957人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	534人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
150人	114人	31人	5人	0人

(2018 (H30) 年12月末時点)

##### ②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	4件	8件	6件	1件
内 訳	高齢者	2件	6件	4件
	障害者	2件	2件	2件

##### ③市民後見人養成状況

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
23人	0人	11人	2人

(養成数：2018 (H30) 年度末時点。  
法人後見支援員・日常生活自立支援事業支援員数は2019 (H31) 年4月時点。)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶適切な後見人等候補者を検討する

##### 「コーディネート委員会」

申立の必要性を検討、成年後見人等候補者を検討する場「コーディネート委員会」を、定期開催。

##### ▶本人を中心としたチーム支援のための

##### 「価値観シート」を開発

本人の意思を尊重し、本人を中心としたチーム支援に向け、本人が大切にしてきたものを事前に聞き取り、マッチングに活かす「価値観シート」を開発。

##### ▶個人情報への配慮

社協に中核機関を委託する際、個人情報の扱いについて、三島市個人情報保護審議会に諮問。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談 窓口周知
調整	相談受付の工夫 他制度との連携
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 個人情報
連携	協議体、合議体 の設置 都道府県等との
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2017 (H29) 年	社協にて、勉強会・視察等を経て、法人後見受任を開始。 司法専門職団体による権利擁護相談会を開始。
2018 (H30) 年	成年後見ネットワーク勉強会を開始（年6回） <b>Point 1</b> 第3回からは勉強会に「中核機関等機能検討会議」と名称追加。
2019 (H31) 年 2月	中核機関（コーディネート委員会）の具体的な運営についての会議 三島市役所個人情報保護審議会へ成年後見制度利用促進にかかる事務や委託する際の個人情報取扱について諮問し、承認を得る。
2019 (R1) 年 6月	三島市成年後見制度利用促進基本計画を策定 <b>Point 2</b>
2019 (R1) 年 10月	三島市成年後見支援センター運営開始。 第1回コーディネート委員会を開催（以降月1回開催）。
2019 (R1) 年 11月	三島市成年後見支援センター説明会を開催。 <b>Point 3</b>



### POINT

#### Point 1

勉強会には、行政、社協、専門職、家裁、金融機関、農協、自治会連合会、民生・児童委員協議会など多くの関係者が集まりました。勉強会の主なテーマは次のとおりです。

①発見から選任まで ②申立書付票、アンケート調査 ③成年後見制度利用促進計画、中核機関、各団体のニーズ ④ニーズ調査結果、中核機関の機能 ⑤中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの構築 ⑥「成年後見制度利用促進・中核機関・中核機関等機能検討会議について など

※③以降は、「中核機関等機能検討会議」を兼ねて開催されました。

#### Point 2

中核機関等機能検討会議での協議は、関係機関とのネットワークや連携の強化を進めました。この協議が、市の「成年後見制度利用促進基本計画」の策定や、個人情報の取扱いの検討につながっていきました。

基本計画の策定は、中核機関の体制整備に必要な財源を確保する上で、財政当局の理解を得るなど重要なポイントになっています。

#### Point 3

センター設立直後に「三島市成年後見支援センター説明会」を開催しました。

<説明会概要>

- (1) 成年後見制度利用促進・中核機関について（静岡家庭裁判所 沼津支部）
- (2) 三島市成年後見支援センターについて  
模擬コーディネート委員会 2事例
- (3) 成年後見制度利用促進連携協議会について
- (4) 三島市成年後見支援センターへ期待すること（静岡家庭裁判所）

関係者の前で実施した「模擬コーディネート委員会」には、地域包括支援センター、自治会長、民生・児童委員、医療機関、金融機関、行政等が出席、「どのように支援や対応方針を検討しているのか知ることができた」、「このように検討くださるのは安心」等の声がよせられました。



### Ⅲ. 三島市における体制の特徴について

#### 1. 中核機関の体制

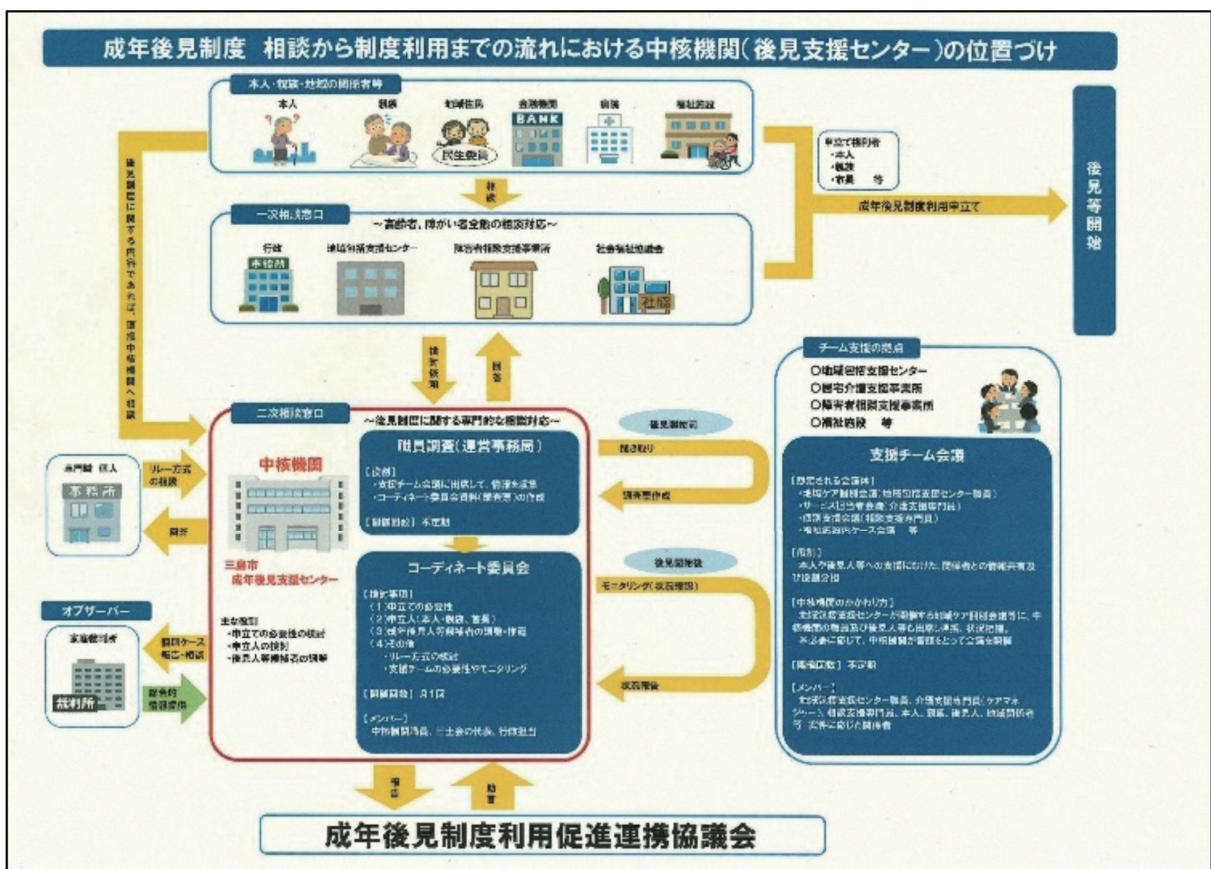
社協への委託により中核機関の整備を行いました。運営事務局を担う社協の担当者は係長1名、主任1名、主事補1名（兼務、3名中2名は社会福祉士資格保有者）です。

運営事務局の主な役割は、次のとおりです。

- (1) 成年後見制度利用促進に関する事業の立案

と実施

- (2) 成年後見制度に関する相談対応
- (3) 市民後見人候補者名簿の作成・管理
- (4) 関係団体との連絡・協力体制の構築
- (5) コーディネート委員会、連絡協議会の開催



#### 2. 適切な後見人候補者を家裁に推薦する仕組みとしての「コーディネート委員会」

三島市成年後見支援センターには「コーディネート委員会」が置かれており、毎月1回開催されています。

委員会は、弁護士、司法書士、社会福祉士、市の高齢・障がい部門市長申立て担当者で構成されており、委員会の主な役割は次のとおりです。

- (1) 申立の必要性の検討
- (2) 申立人の検討
- (3) 成年後見人等候補者の検討
- (4) 市民後見人候補者名簿登録の選考
- (5) その他 リレー方式の検討、チームのモニタリング等

### 3. 「価値観シート」の取組

価値観シート  
三島市成年後見支援センター

Q1 一番大切にしてきたもの(過去)、しているもの(今)

内容	過去	今
人		
もの		
お金 (思い・節約の消費)		
時間 (速さ)		
こだわり (譲れないこと)		
夢		
生きがい		
してもらいたくないこと		
その他		

Q2 支援者に大切にしてもらいたいこと(どんな支援者を希望しますか?)

三島市では、本人を中心とした支援となるよう適切な候補者選びの際に使用する「価値観シート」を開発しました。本人の大切にしてきたもの(過去)、しているもの(今)を知るために、「人」「もの」「お金」「時間」「こだわり」「夢」「生きがい」等の項目について情報収集するシートです。「価値観シート」の利用方法やマッチングへの活かし方については、家庭裁判所とも事前に詳細

な協議を行いました。

受任調整においては、①コーディネート委員会でケースの課題に応じて後見人候補者に適した専門職団体を選別 → ②団体に「価値観シート」を示した上で団体より後見人等候補者の推薦を得る → ③本人と候補者が面接 → ④申立書の候補者欄に候補者氏名を記載して申立、という流れで取り組みはじめています。

#### Q 「価値観シート」を開発した背景をおしえてください

A 人の価値観は、環境に応じて、あるいは時間軸の中で変化をしていきますが、芯の部分は変化をせずその人そのものになっていきます。また変化した部分では、その方の影響を受けた環境や人が存在します。そこから、ご本人がどのように生きて「今」ここに存在するのかを理解するためのツールとして、また支援者のコミュニケーションのツールとして、使って頂こうと思っています。



### 4. 自治体が有する個人情報の取扱い

三島市役所は、社協に中核機関を委託する際、自治体内で扱っている個人情報を中核機関と共有する際の扱いについて、「中核機関で扱う個人情報について」、「情報共有の対象者の範囲」、「外部

提供する理由又は必要性」、「個人情報の利用・提出先」について三島市個人情報保護審議会に諮り、承認を得ています。(※個人情報の扱いについては、ポイント解説「個人情報の取扱」(P.260)をご参照ください。)

#### 担当者より

社協が法人後見を進めていたので、市も共に進めることができました。専門職の協力を得ながら、時機をうまくとらえることがポイントだと思います。

型にあてはめず、各自治体の実情にあった形で推進できるとよいと思います。



#### ■参考URL 連絡先

三島市社会福祉部福祉総務課  
TEL: 055-983-2610  
三島市社会福祉協議会 成年後見支援センター  
TEL: 055-972-3221  
URL: <http://mishimashakyo.jp/publics/index/149/>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町（尾張東部権利擁護支援センター）	区分	広域・委託（NPO）
キーワード	広域行政計画、本人意見の反映、専門職登録制度、日自との連携		

# 広域行政計画策定を契機にNPO法人に中核機関機能を整理

## I. 概要

### 1. 自治体概要（※5市1町の合計値）

人口	475,311人
面積	230.1km <sup>2</sup>
高齢化率	24.14%
地域包括支援センター	18か所
日常生活自立支援事業利用者数	83人
障害者相談支援事業所	24か所
療育手帳所持者数	2,859人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	3,791人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績）



### 2. 成年後見制度の関連状況

#### ①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
479人	360人	90人	29人	—

（2017年9月末時点）

#### ②市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	18件	23件	24件	16件
内訳	高齢者	13件	19件	13件
	障害者	5件	4件	3件

#### ③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
38人	16人	0人	2人

（2018年度末時点）

### 3. 事例のポイント

#### ▶計画策定プロセスに本人の声を反映し、

#### 「中核機関」機能を整理

尾張東部圏域における広域行政計画を策定、地域連携ネットワークと中核機関としてのセンター機能を再整理し可視化するとともに、計画策定プロセスに本人や家族の声を反映させる調査を実施。

#### ▶「専門職協力者名簿登録制度」の導入

本人の権利擁護支援ニーズを見極め、課題に応じた候補者を調整し、後見人等の選任後もセンターが関与しうる仕組みとして「専門職協力者名簿登録制度」を導入。

#### ▶日自との連携のためのツール開発

社協が行う日常生活自立支援事業の利用者が、成年後見制度の利用を必要とするタイミングを検討するツールを開発。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	窓口周知 広報・相談
調整	相談受付の工夫 他制度との連携
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
連携	任意後見制度 モニタリング・ バックアップ
連携	個人情報の 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止（効果）	連携 専門職団体との

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2009 (H21) 年 10月	尾張東部圏域成年後見センター研究会設置。
2010 (H22) 年	(4月) 尾張地区成年後見センター設置調整会議設置。 (7月) 基本合意書
2011 (H23) 年	(4月) 尾張東部成年後見センター運営事業にかかる協定書締結 <b>Point 1</b> (5月) 特定非営利活動法人認証申請 (同年9月に認証) (10月) 尾張東部成年後見センター設置、法人後見事業開始。
2015 (H27) 年 4月	事業内容を法人後見中心からコーディネート機能中心に転換※。 専門職協力者名簿登録制度開始。 <b>Point 2</b>
2015 (H27) 年	市民後見人検討委員会設置、第1期市民後見人養成開始。
2018 (H30) 年	尾張東部圏域における成年後見制度利用促進計画策定委員会設置。 <b>Point 3</b>
2019 (H31・R1) 年	尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画を発行。 センターが中核機関に指定、尾張東部権利擁護支援センターに改称。



### POINT

#### Point 1

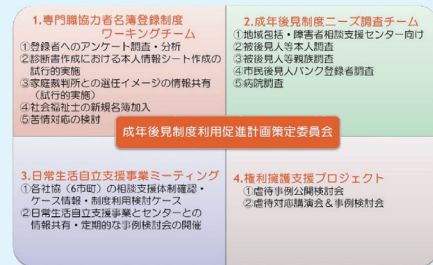
センター設立までの経緯、研究会での協議内容、広域設置のメリット、委託費の算定等詳細については、「地域における成年後見制度利用促進のための体制整備の手引き」P49-51をご参照ください。

#### Point 2

センターがコーディネート機能を中心とした事業内容の転換を図ると同時に、受任候補者としての専門職がセンターに登録する「専門職協力者名簿登録制度」を導入、弁護士・司法書士合計57名が登録しています (2019年3月現在)。

#### Point 3

6市町による広域行政計画として策定、委員会のもと「専門職協力者名簿登録制度ワーキングチーム」、「成年後見制度ニーズ調査チーム」、「日常生活自立支援事業ミーティング」、「権利擁護支援プロジェクト」の4つのワーキングチームでテーマ別検討を行いました。



図表1-1 調査チームの活動内容

### なぜセンターの機能を「コーディネート機能中心」に切り替えたのでしょうか？

「成年後見の社会化」に向け、センターでは当初、「成年後見の利用が困難な低所得層の人のため、法人後見を受任」する活動を行っていました。

しかし、ニーズの増大に対しセンターが受任できる件数にも限界があることから、「成年後見制度の利用が必要な人に適切に制度利用につなげる」というコーディネート機能を重視した取り組みに転換、市長申立、成年後見制度利用支援事業の整備・拡充、第三者後見の活用に力点を置いた活動をしています。



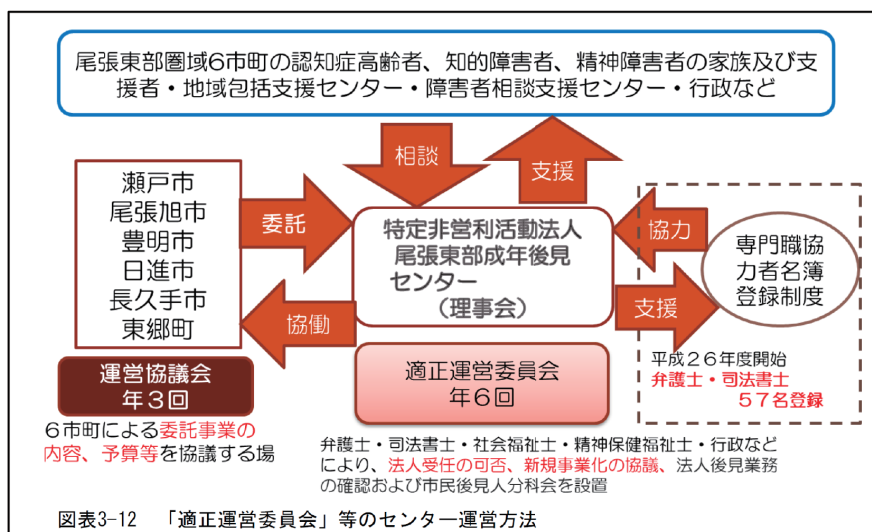
### Ⅲ. 尾張東部圏域における体制の特徴について

#### 1. 中核機関の体制

5市1町がNPO法人に委託していた成年後見センターを改組し、中核機関の整備を行いました。9名の職員のうち、センター長と相談員が7名（全員が社会福祉士、精神保健福祉士）。

センターの運営等に関する組織としては、5市

1町の課長により構成される「運営協議会」（年3回）、専門職、行政、関係機関等地域連携ネットワークの関係者により構成される「適正運営委員会」（年6回）が置かれています。



図表3-12 「適正運営委員会」等のセンター運営方法

#### 2. 「専門職協力者名簿登録制度」

センターでは2014（H26）年より「専門職協力者名簿登録制度」を導入しており、弁護士27名、司法書士30名がセンターの名簿に登録しています（2019年3月時点）。

専門職協力者名簿登録制度の導入や、法人後見、市民後見人の養成等により、多様な後見人等の担い手を確保し、連携することで、申立の際、本人の権利擁護支援ニーズを見極め、課題に応じた候補者を調整し、後見人等の選任後もセンターが関与しうる仕組みを構築しています。

その結果、センターにおける申立支援においては、全ての方に後見人等候補者を調整しています。

名簿登録している専門職は、後見人等の候補者となるほか、市民後見人専門相談、権利擁護一般

専門相談、各種法律手続き依頼（相続・債務整理等）、司法・医療・福祉合同研修会等の場で活躍しています。

各種法律手続き（相続・債務整理等）を依頼しています。また専門職と顔の見える関係作りを目的に司法・医療・福祉合同研修会を開催しています。

1. 後見人等の候補者
2. 市民後見人専門相談
3. 権利擁護一般専門相談
4. 各種法律手続き依頼（相続、債務整理等）
5. 司法・医療・福祉合同研修会

弁護士27名  
司法書士30名登録（2019年3月）

専門職協力者名簿登録制度



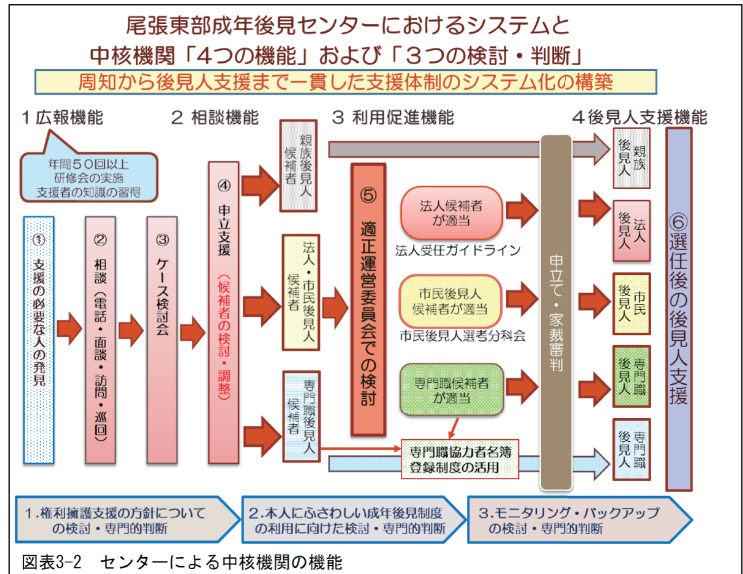
### 3. 計画策定プロセスに本人の声を反映し、「中核機関」機能を整理

センターでは2018（H30）年度、尾張東部圏域における広域行政計画として、尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画を策定しました。計画では、

地域連携ネットワークと、中核機関としてのセンター機能について、既に整備している機能とこれから重点的に取り組む機能を分け、可視化しています。

計画策定においては、本人の意思決定支援を重視した取り組みとするため、センターが法人後見を受任している被後見人等本人向けのアンケート調査を実施、後見制度の理解、センターと関わってよかったこと・悪かったことなどを尋ねました。本人へのアンケート結果は計画の中で公表され、「モニタ

リング機能及び相談・苦情窓口の整備」と、支援のあり方の改善、制度化へとつながりました。



出典：尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画より

### 4. 日自との連携のためのツール開発

計画策定の検討では、「日常生活自立支援事業ミーティング」が行われました。社協が行う日常生活自立支援事業（日自）の相談支援体制が確認され、社協の当該事業担当者とセンターが情報共有することや定期的な事例検討会を開催することになりました。

また、こうした事例検討の取組から、日自の利用者が成年後見制度の利用を必要とするタイミングを検討するための「そろそろシート」というツールが開発されました。「そろそろシート」を関係機関と共有しながら、より適切な権利擁護支援の体制を選択できるように支援しています。

#### 担当者より

市民の視点にたつと、自分のために一生懸命になってくれる人がずっと寄り添う仕組み、制度を作っていくことが大事です。

行政職員は異動があるため、新たに着任する職員は一から勉強することとなります。行政職員にとっても、中核機関であるセンターにバックアップしていただけるのは助かります。



#### 参考URL 連絡先

- 瀬戸市健康福祉部社会福祉課  
TEL：0561-88-2612  
URL：http://www.city.seto.aichi.jp/soshiki/syakaifukushika/
- 尾張東部権利擁護支援センター  
TEL：0561-75-5008  
URL：http://owaritoubu-kouken.net/

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	愛知県豊田市	区分	単独・直営（一部委託）
キーワード	意思決定支援 計画の策定 自治体と社協の連携 協議体の設置		

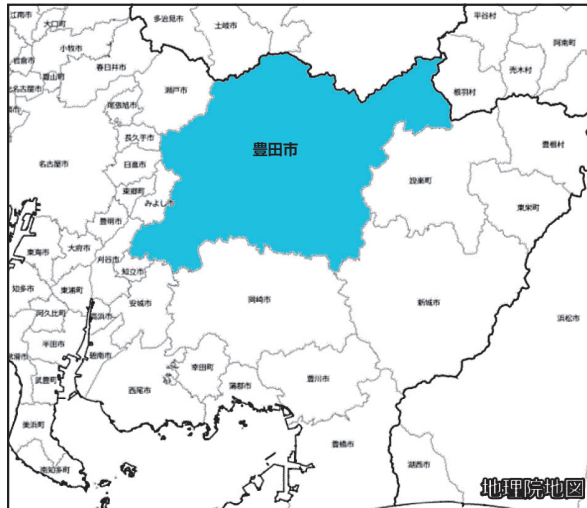
## 世代・対象を問わない意思決定支援への取組

### I. 概要

#### 1. 自治体概要

人 口	425,340人
面 積	918.32km <sup>2</sup>
高齢化率	22.6%
地域包括支援センター	28か所
日常生活自立支援事業利用者数	99人
障害者相談支援事業所	10か所
療育手帳所持者数	3,264人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	3,072人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
445人	374人	53人	18人	不明

(2018年12月末時点)

##### ②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	0件	7件	23件	17件
内 訳	高齢者	0件	6件	19件
	障害者	0件	1件	4件

##### ③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
0人	0人	0人	0人

(2018年12月末時点)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶自治体と社協が連携し中核機関を担う

成年後見制度利用促進や地域共生社会を目指して、総合相談・個別支援などの旗振り役となる「福祉総合相談課」を立上げ。中核機関も社協の成年後見支援センターと豊田市が連携し、3つの機能を担う

##### ▶「成年後見・法福連携推進協議会」で

##### 「豊田市成年後見制度利用促進計画」を協議

行政、社協他関係機関による豊田市成年後見・法福連携推進協議会が計画、検討、評価を実施。2020（R2）年3月に「豊田市成年後見制度利用促進計画」を策定。

##### ▶意思決定支援をサポートする「ポイント集」の発行

地域共生社会を目指して同じく設置された「地域包括ケア企画課」が中心となり、医療・福祉関係者の意思決定支援をサポートするポイント集を作成、そこに権利擁護関係者が加わっている。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

豊田市における中核機関立ち上げの経過は「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整

備のための手引き」P44-46をご参照ください。

## Ⅲ. 豊田市における体制の特徴について

### 1. 中核機関の体制

地域共生社会に向けて、2017（平成29）年度に「行政組織」、2018（平成30）年度に「社協組織」の機構改革が行われました。

行政組織においては、成年後見制度利用促進や地域共生社会を目指して、総合相談・個別支援などの旗振り役となる「福祉総合相談課」が立ち上がりました。総合相談窓口で高齢、児童、障害等一括して相談を受け、適切な支援につないでいます。

社協組織については、社協内でのネットワークの構築を重要視して、地域福祉推進室として東ねて具体的な実施に取り掛かることができる体制に

機構改革を行い、成年後見支援センター（以下、センター。）は相談支援課に位置付けられました。

具体的な相談の場面で、センターではホワイトボードで相談・申立支援・審判待ち（家庭裁判所に申立てた）・法人後見・後見人支援などの枠に分かれていて、左から右に流れていく形に整理しています。そして、毎朝のカンファレンスで進捗管理の確認を行っています。また、カンファレンス方式は市役所でも市長申立の管理手法として取り入れて、とりこぼしのないようにしています。

地域共生社会に向けた「行政組織」の機構改革

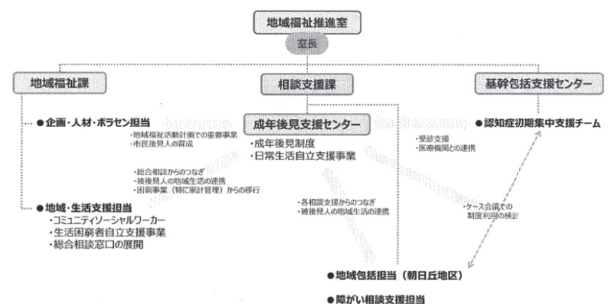


～H28 市民福祉部	H29～ 福祉部
総務課	総務監査課
地域福祉課	地域包括ケア企画課
介護保険課	福祉総合相談課
障がい福祉課	高齢福祉課
生活福祉課	介護保険課
福祉医療課	障がい福祉課
	生活福祉課
	福祉医療課

地域共生社会に向けた「社協組織」の機構改革



●社協内でも縦割りは存在。地域共生社会実現に向けては、社協内でのネットワーク構築も必要だと捉え、主要部門・所属を「地域福祉推進室」として東ね、一体的な実施に取り掛かることのできる体制に。





## ■豊田市における中核機関の位置づけと考え方

第8次豊田市総合計画（H29～）の重点施策の一つとして、超高齢化社会に向き合うため、総合相談窓口と合わせて、成年後見支援センター運営事業も位置づけ、体制整備に努めてきました。

また、豊田市ではセンターと豊田市役所との連携で中核機関の機能を担うと考えています。なお、中核機関の3機能のうち、司令塔機能は豊田市役所、進行管理機能はセンター、事務局機能は両者が担う整理にしています。

## ■豊田市成年後見・法福連携推進協議会による計画、検討、評価

事務局を豊田市福祉総合相談課とセンターが協働して担い、地域の関係者・機関と協力・連携し

ながら、地域の体制をどう確保していくのか等について、組織的な協議・意見交換・情報共有の場として開催しています（H29～年3回程度開催）。

協議会では、センターの運営状況の評価・協議、成年後見制度の利用促進策の検討・協議、司法と福祉の連携による解消すべき課題等に関する検討・協議を行っています。

参加メンバーは、弁護士・司法書士・社会福祉士・医師・医療ソーシャルワーカー・基幹包括支援センター・自立支援協議会であり、行政、社協はともに部長・課長級まで参加しています。成年後見や権利擁護に対する理解、意識の高い参加者が多く、そうしたメンバーによる議論のもと、2020（令和2）年3月に、「豊田市成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

## IV. 豊田市における意思決定支援について

### 1. 豊田市在宅医療・福祉連携推進計画策定の主旨

豊田市では、2016（平成28）年度に第8次豊田市総合計画を策定し、「超高齢社会への適応」を重点事業として位置付け、国が示す「地域共生社会」・「地域包括ケアシステム」の考え方を踏まえ、独自の「地域共生型社会システム」の構築を目指しています。その中で、豊田市では2025年に想定される課題やニーズに対応するため、地域包括ケアシステムの一環である「在宅医療・介護連携推進事業」について、2016（平成28）年から豊田市在宅医療・介護連携推進事業検討委員会（現・推進会議）を設置するとともに、検討委員会に多職種連携ワーキンググループ・医介連携対応策検討

ワーキンググループ・ICT導入検討ワーキンググループを設置し、必要となる対応策を検討してきました。そして、世代や対象を問わず、在宅で生活をされる市民を支えていくことを念頭に、「豊田市在宅医療・福祉連携推進計画」を2017（平成29）年に策定しました。

さらに、国による意思決定支援の各種ガイドラインが策定され、2019（令和元）年からは、世代や対象を問わない「意思決定支援」をテーマとし、意思決定支援に関するニーズや課題等の把握を進めてきました。

## 2. 意思決定支援に関する検討ワーキンググループの設置と「ポイント集」の発行

「多職種が共通理解の下で在宅療養者等の意思決定を支援できる環境整備」について多くの意見・課題認識があったこと、及び、検討経緯を踏まえ、世代や対象を問わず、在宅で生活する市民の意思決定を支えていくための取組を検討するため、2019（令和元）年度、意思決定支援に関する検討ワーキンググループを設置し、検討を進め、2020（令和2）年には、ポイント集（参考事例集）が発行される予定です。

意思決定支援に関する検討ワーキンググループは、豊田加茂医師会・歯科医師会・薬剤師会、訪問看護部会、ケアマネ部会、豊田市地域自立支援協議会、豊田市成年後見支援センター、基幹包括支援センター、MSW、消防本部（警防救急課）が構成メンバーであり、厚生労働省、法テラス埼

玉法律事務所弁護士がオブザーバーとして参加し、5回開催されました。事務局は豊田市地域包括ケア企画課と豊田地域医療センターが担い、福祉総合相談課が事務局を補佐する形で、地域共生型社会システム構築のためのワーキンググループであることが明確に示されました。8月にワークショップを開催したときには、実際に成年後見人を受任している弁護士等も参加し、垣根を越えた交流がなされました。

ポイント集の趣旨は、豊田市における意思決定支援の目指す姿、専門職等の役割、意思決定支援における配慮事項等を整理して示し、これらが多職種の共通理解として認識されることを目指すとともに、市民が自らの意思に基づいた生活を送れることを目指すものです。

### ■医療・福祉関係者の意思決定支援をサポートする「ポイント集」の位置づけについて

ワーキンググループを数回重ねてきて、意思決定支援の定義や対象範囲についての意見が多かったことから、定義と対象範囲、目指す姿を設定。

#### 【定義】

本人が主体であるという事を明確化。

#### 【対象範囲】

在宅医療の分野では終末期に包括しがちだが、終末期だけではなく、日常生活で意思決定される場合もあり、本人主体というところが多かった意見を踏まえて、医療や福祉など、何らかの支援を受ける全ての人・全ての世帯を対象とした（日本老年医学会の「ACP推進に関する提言」を参考に）。

#### 【意思決定支援の目指す姿】

市民の皆様の意思が適切に反映された生活が全うできるように、土壌を育てながら、色んな関係機関の方が繋がるようにしていく。

## ■医療・福祉関係者の意思決定支援をサポートする「ポイント集」の役割について

### ①共通理解を進めていく事が必要だという裏にあるのは質の向上である

そのため、関係者の方が主体的に取り組める環境を作る。そのための人材を一人でも多く生み出す。ポイント集やツール活用した際に、自分の苦手な点に気づき、主体的に必要な研修会等に参加するなどの人材育成に繋げていく。それにより事業所の側の底上げを図る。

### ②医療・福祉関係者をサポートする参考事例集である

ポイント集は、医療や福祉など専門的な事を包括しがちになるが、「専門書」ではなく、意思決定に関わる際に参考となる視点や事例（現場で培われたノウハウ）を提供する。

豊田市の義務やルールではなく、これまでの経験などに基づくものである。あくまで参考的に使ってもらうツールであることを明確にうたう整理をしている。

### ③意思決定支援は、「過程を蓄積」⇒「本人の意思をつなぐ」ことが重要なポイント

意思決定支援においてポイント集の活用が目的ではない。本人の引き出した意思を確認して記録に残し、多職種と共有・連携して次の展開につなげていくことが重要。

## ■意思決定支援における10項目の心がけについて

ポイント集に、ご本人さんと話すときに、こういう視点で確認をしてもらえたら良いというポイントを「意思決定支援における10項目の心がけ」としてまとめている。

### <1 前提>

- 1-① 本人を抜きにせず、本人が自分らしい意思決定をすることができるよう、チームで支える意識を共有しましょう。
- 1-② 本人・家族・専門職等の意思決定を支えるメンバーでの話し合い、それらの情報の記録、情報共有が円滑に行える環境や信頼関係を構築しましょう。
- 1-③ 支援者間で、本人の意思決定を支える際の目標などを共有しましょう。

### <2 本人の生活情報関係>

- 2-① 本人、本人を良く知る家族・友人等からの情報収集を通じて、本人の価値観、意思及び選好、心理的状況、これまでの生活史等、本人の情報や人間関係・物理的環境・今後の目標等を把握するよう努めましょう。

### <3 本人・家族等への接遇関係>

- 3-① 本人・家族等が安心できるような環境（態度・時間・場所等）で接しましょう。
- 3-② 本人の意思決定に不当な影響を与えないように、面談・会議等における参加者の構成を工夫しましょう。（利益相反を避けるようなメンバー構成、複数人体制等）

### <4 本人への情報提供>

- 4-① 本人・家族等に意思決定に必要な情報提供や体験の機会を設けるなど丁寧に説明をしましょう。
- 4-② 写真や映像、タブレット、絵カード等を用いるなど、本人が理解しやすい形で情報が提供され、かつ、意思疎通手段の工夫をしましょう。
- 4-③ 選択肢のある場合、比較のポイント（メリット・デメリット・結果の見通しを含む）や各選択肢の重要なポイントなどを分かりやすく説明しましょう。

### <5 意思決定能力がかなり低下した場合に備えて>

- 5-① 本人が意思を伝えられない場合に備え、本人・家族等と十分な話し合いや情報共有（急変時の救急搬送における本人の希望、本人の意思を推定しうる者の確認、本人にとって何が最善か等）を行うことが大切であることを促し、それらの話し合い等のサポートをしましょう。

#### 担当者より

市役所の中には多くの職員がいる中で、組織を回していくので、キーパーソンとなる職員を上手く見つけることが大事です。そのためには、できるだけ多くの職員と話し、考え方を知ることが必要です。

豊田市という地域全体として何をしていかなければいけないか、その中で、各団体がバラバラに動いていても意味がないので、方向性を合わせながら、それぞれが注力すべき部分をまとめながら、意思決定支援の仕組みづくりに取り組みました。

様々な支援の場で尽力してくださるのは現場の人たちです。どんなサポートをできるのか市役所の立場で考えることが重要です。



#### ■参考URL 連絡先

豊田市福祉総合相談課  
TEL：0565-34-6791

豊田市地域包括ケア企画課  
TEL：0565-34-6787

豊田市成年後見支援センター  
TEL：0565-63-5566

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	三重県伊賀市・名張市	区分	広域・委託（社協）
キーワード	親族後見人支援、市民後見人養成・支援、他制度との連携		

## 「後見人の集い」による後見人の相互交流の取組

### I. 概 要

#### 1. 自治体概要（2市の合計値）

人 口	169,607人
面 積	688km <sup>2</sup>
高齢化率	16.1%
地域包括支援センター	4か所
日常生活自立支援事業利用者数	271人
障害者相談支援事業所	2か所
療育手帳所持者数	1,574人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	1,476人

（伊賀市2019年12月31日、名張市2020年1月1日現在）  
（日常生活自立支援事業利用者数は2019（R1）年12月末現在）



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
372人	258人	84人	26人	4人

(2019 (R1) 年7月時点)

##### ②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	—	—	5件	—
内 訳	高齢者	—	5件	—
	障害者	—	0件	—

##### ③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
養成252人 登録 12人	3人	—	—

(2018 (H30) 年度末時点)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶身近な地域で本人を支える福祉コミュニティ、 関連制度と連携した権利擁護支援

伊賀市・名張市が伊賀市社会福祉協議会に委託し、「いが地域福祉後見サポートセンター」を整備。社協が取り組んできた福祉コミュニティづくり、法律・医療・福祉分野関係機関との連携、日常生活自立支援事業、困窮者自立支援制度等との事業間連携を活かした権利擁護支援に取り組む。

##### ▶「後見人の集い」等による後見人の相互交流

「伊賀市と名張市で活動している成年後見人が集い、成年後見人同士が日頃の後見活動を語り合い、また、法律・福祉の専門家から助言を受けることもできる場」として、「後見人の集い」を伊賀市・名張市で開催。

既存機能の活用

計画の策定

取組

定住自立圏域

条例の制定

窓口周知

広報・相談、相談受付の工夫

支援検討

アクセスメント・調整

他制度との連携

市町村長申立

受任調整会議

市民後見人養成

推薦

後見人候補者

法人後見

親族申立の相談・支援

活用

補助・保佐の

親族後見人支援

任意後見制度

モニタリング・バックアップ

取り扱い

個人情報

意思決定支援

連携

都道府県等との

協議体、合議体の設置

連携

当事者団体との

家裁との連携

不正防止（効果）

連携

専門職団体との

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2003 (H15) 年	全国社会福祉協議会委託「地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携に関する研究モデル事業」実施。 <b>Point 1</b>
2004 (H16) 年	厚生労働省未来志向研究プロジェクト「福祉後見サポートセンター設立研究事業」実施。
2006 (H18) 年 8月	伊賀市・名張市から伊賀市社協への委託事業として、伊賀地域福祉後見サポートセンターを開設。 <b>Point 2</b>
2008 (H20) 年	「後見人の集い」を年2回開催。
2019 (R1) 年 8月	伊賀地域福祉後見サポートセンターを中核機関として整備。



### POINT

#### Point 1

制度の周知不足や財源の問題等から、伊賀地域において成年後見制度が十分に活用されていない、福祉的な支援が必要な人に適した成年後見人等の確保が進んでいない等の課題が明確になりました。一方で、必要な支援を担う第三者後見人としての専門職が不足していることもわかりました。

#### Point 2

伊賀地域福祉後見サポートセンター設置趣意書には、伊賀市、名張市、伊賀市社協、名張市社協の連名により、センターの主な機能として以下を挙げています。

- ①成年後見制度利用支援
  - ②福祉後見人材バンク
  - ③後見人サポート
  - ④啓発・研修
  - ⑤法人後見支援
- ①について、成年後見制度を必要とする人、申立をしようとする人に対し、制度を利用しやすく

するための業務を行っています。

②に関し、伊賀市または名張市の日常生活自立支援事業生活支援員養成研修の修了者を対象に、将来、伊賀地域で福祉後見人（市民後見人）として活動できる方を育てていくこと、成年後見制度の啓発を目的として2006（H18）年度より「福祉後見人養成研修」を行っています。

研修修了後、成年後見制度に関する活動（生活支援員、法人後見の協力員等）、面接を経て後見人候補者として登録（家庭裁判所への推薦）が可能となります。

#### なぜ、2市でセンターを整備したのでしょうか？

センター設置には一定の行政規模が必要という判断から、伊賀地域（伊賀市・名張市）での設置となりました。

当時、伊賀市社協が地域福祉権利擁護事業（現日常生活自立支援事業）の基幹的社協であり、裁判所支所の管轄圏域とも一致しています。



### Ⅲ. 伊賀市・名張市における体制の特徴について

#### 1. 中核機関の体制

伊賀市・名張市の2市が福祉後見サポートセンターを伊賀市社協に委託しており、2019（R1）年8月から中核機関に位置づけています。

センターの業務としてサポートセンターの「運営委員会」と関係者の「ネットワーク」の2層構造をとっています。

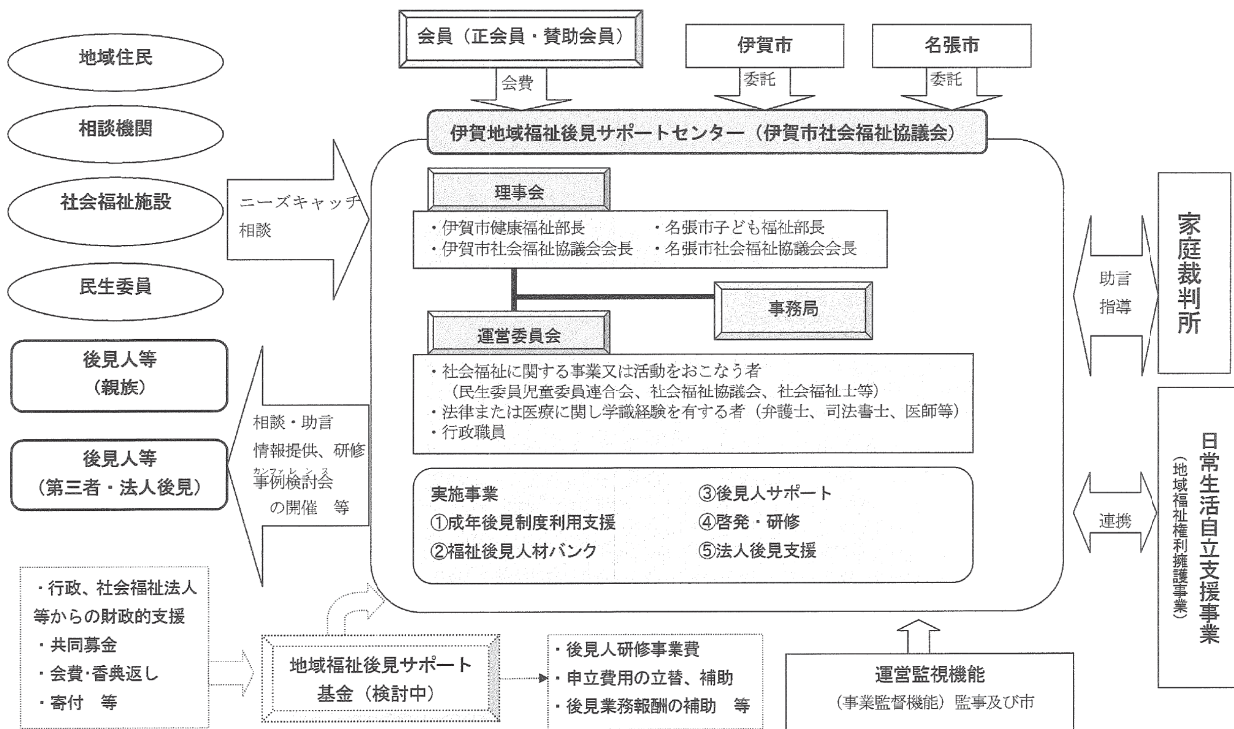
伊賀市、名張市ともに、全世代型の総合相談窓口の体制を整備しています。そのため、包括などの身近な相談機関における地域ケア会議等で検討

されたケースを中核機関につなぐ仕組みがあります。

名張市の地域包括支援センターと中核機関にて、定期的の方針の検討・専門的判断に関する検討会を開始しています。

また、伊賀市社協では、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業（日自）を行っています。特に日自については中核機関と同じ課内の事業であり、日自から成年後見制度へつなぐ場合はスムーズな連携が図られています。

伊賀地域福祉後見サポートセンター組織図（平成28年4月現在）



## 2. 後見人の集い

センターでは、平成20年度より「後見人のつどい」を年2回、伊賀市・名張市にて開催、親族、市民（福祉後見人）、専門職、法人の属性を問わず、成年後見人等を受任した人が参加しています。

「後見人のつどい」は、後見活動の悩みや不安を、後見人同士で語り合ったり、専門家の助言を受けることで少しでも解消し、よりよい後見活動につなげていくためのものです。

弁護士や社会福祉士等の専門職が、親族後見人や市民後見人等が日々後見活動が続けていく中で、わからないこと、不安に感じること等の相談にも応じる場となっています。



「後見活動の不安や悩みを解消したい・・・」  
「後見人の仲間をつくりたい・・・」  
「専門家の助言がほしい・・・」

「後見人のつどい」は、後見活動の悩みや不安を、後見人同士で語り合ったり、専門家の助言を受けることで少しでも解消し、よりよい後見活動につなげていくためのものです。当日は、弁護士や社会福祉士等が、日々、後見活動が続けていく中で、わからないこと、不安に感じること等の相談にも応じます。日頃後見活動をされている方、ひとりで不安に感じている方、仲間づくりをしたい方、参加をお待ちしております。

【日 時】 2020年2月20日（木）13:00～15:00  
【場 所】 上野ふれあいプラザ 3階 視聴覚室（伊賀市上野中町2976番地1）※裏面地図 ※駐車場に限りがありますので、公共交通機関等のご協力ください。  
【対象者】 後見人もしくは被後見人が伊賀市・名張市の方  
【申込み方法】 2月14（金）までに、下記までお申込みください。  
【申込み・問合せ先】 伊賀地域福祉後見サポートセンター  
〒518-0869 伊賀市上野中町2976-1  
上野ふれあいプラザ3階（伊賀市社会福祉協議会内）  
☎0595-21-9611 / FAX0595-26-0002  
✉kouken@hanzou.or.jp

参加費 無料

参加申込書

申込者（後見人）	ふりがな		
氏名	〒		
住所			
電話番号	生年月日	T・S・H	年 月 日
被後見人（ご本人）との関係	親 ・ 子 ・ 兄弟姉妹 ・ 親族 ・ 第三者		
被後見人類型	補助 ・ 保佐 ・ 後見	活動開始時期	平成 年 月 頃より
被後見人の状況	在宅（同居・別居） ・ 施設入所 ・ 入院 ・ その他（ ）		
◆後見活動を行っているなかで、何か聞きたいことがあればご記入ください。			

### 担当者より

権利擁護支援を通じて、詐欺や消費者被害など様々なニーズがみえます。解決のための仕組みがあれば、結果として市民にメリットがあります。

市民や金融機関、医療機関等に制度が浸透していくよう、周知・啓発に力を入れたいと考えています。



### ■参考URL 連絡先

伊賀市役所健康福祉部介護高齢福祉課  
TEL：0595-22-9634

名張市福祉子ども部 地域包括支援センター  
TEL：0595-63-7833

伊賀市社会福祉協議会  
伊賀地域福祉後見サポートセンター  
TEL：0595-21-9611

URL：http://www.hanzou.or.jp/service/kenriyogo/





## 専門職の活用

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート  
専務理事 西川浩之

地域連携ネットワークと中核機関の機能のうち、いわば上流部分にあたる広報機能・相談機能の充実のためにも、もちろん専門職の適切な関与は欠かせない。しかし、それ以上に、中流・下流部分に相当する成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の整備・拡充には、権利擁護の実務に精通した複数の専門職の参画が絶対条件となる。今後の地域連携ネットワークと中核機関の機能の整備・充実を見据えれば、中核機関には、個々の専門職の個人としての関わりだけでなく、専門職団体の組織としての関与・参画が求められている。そのために専門職団体としても、個々の専門職がひとつ一つの案件に関与するだけにとどまらず、組織として「3つの検討・専門的判断」（「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」19ページ）を中心とした地域連携ネットワークと中核機関の機能の充実のために協力をする体制を整えている。

中核機関の機能の整備等について先駆的取組を行っている地域では、既に何らかの形で地元の専門職団体との連携関係構築の足掛かりができていると思う。しかし、これから中核機関の機能の整備に本格的に取り組もうという地域（市町村）では、まだ地元の専門職団体の窓口さえ分からないという担当者も少なくないだろう。現時点で地元で日常的に連

絡を取り合える関係の専門職がないという地域においては、手始めに、専門職団体に対して研修会の講師等の派遣を依頼・要請していただくことを検討していただければ幸いである。専門職団体としても、そのようなオファーがあれば、依頼元の地域の特性や与えられたテーマ等に応じて適任者を担当会員として推薦・派遣するので、まずはそれをきっかけに、その担当会員との協働を発展させる形で、今後の組織間の継続的な連携関係の構築につなげたい。最終的には、組織としての専門職団体が中核機関の運営や機能の充実に関わる体制を構築することが望ましいが、まずは地元の個別の専門職との間で気軽に相談・依頼ができる関係（というところまで一気にいかななくても、最初は随時話・雑談ができる関係でよいと思う）を作っていただくとことから始めた方が、ゴールへの近道ではないかと思う。

ところで、市町村（行政）や中核機関にとって専門職団体との連携でネックになりうるのは、専門職の偏在と、専門職団体が必ずしも市町村・中核機関の区域ごとにあるわけではないということだろう。例えば、司法書士会の会員は全国に約2万2000人いるが、そのうちリーガルサポートの会員（後見人等候補者名簿登載者）は約8000人であり、4割に満たない。司法書士は、裁判所や法務局に

---

提出する書類の作成（訴訟や登記の手続の支援）を中心業務としてきたため、裁判所や法務局の所在地にはほぼ満遍なく存在しているが、裁判所や法務局の所在地の司法書士は、訴訟や登記の仕事に忙殺され、成年後見業務は受託していないという者も一定数いる。また、後見開始の申立書の作成等の業務は、依頼があれば受けているが、後見事務は受託していない、という司法書士は、必ずしも成年後見や高齢者、障害者等の権利の擁護の実務に精通しているわけではない。

そして、上記のとおり、司法書士は、裁判所や法務局に提出する書類の作成を中心業務としてきたため、司法書士会も全国の法務局・地方法務局の所在地（＝裁判所の所在地）ごとに置かれている。リーガルサポートは全国で一つの法人であるが、司法書士会の所在地ごとに支部があり、会員の推薦、指導監督等の事業は、普段は支部単位で行っている。そのため、司法書士会（リーガルサポートの支部）の事務局の所在地（＝法務局等の所在地≡県庁所在地）以外の市町村や中核機関にとっては、専門職団体が、必ずしも目に見える、あるいは地元に密着した存在になっていないケースもあるのではないかと思われる。

しかし、多くの司法書士会には、会の中にいくつかの支部があり（多くの場合、支部の区域は法務局等の支部又は出張所の管轄を基準に定められている。）、リーガルサポートの支部内には、司法書士会の支部と同様の区域ごとに「地区」「ブロック」等の組織がある。そして司法書士は、基本的にはその「地区」等の会員として日々の活動をしている。したがって、皆さんの地元にも、窓口としての司法書士会の事務局がなくても、いわば目に見えない形で、司法書士会・リーガルサポート（支部）の「地区」等の組織の機能が必ずあるので、まずはその「地区」等の役員となっている主な司法書士（できれば1人ではなく数人）を一次的な連携の窓口として、その司法書士と日常的に連絡を取り合える関係を築くところから始めることをお勧めしたい。



## 地域連携ネットワークと社会福祉士

ふるい後見事務所  
社会福祉士 古井 慶治

専門職団体は、地域連携ネットワーク活動の中心的な担い手として期待されている。社会福祉士は名称独占の資格で、各都道府県に社会福祉士会がある。社会福祉士会への入会は任意で、私が所属する静岡県では、登録者の約25%が会員である。会員は、入会時に倫理綱領を遵守することを誓約しており、更に一定の基本的研修と成年後見の専門研修を修了した者が「ばあとなあ」名簿に登録される。

中核機関の体制整備に向けて、社会福祉士(会)には、①権利擁護支援の必要性や適切な支援内容の検討時にソーシャルワークの視点を活かした助言、②受任調整において社会福祉士の後見人等候補者の推薦、③後見人等やチーム支援の際の専門的助言などが求められている。

これまで社会福祉士会は、家庭裁判所等からの依頼に応じて多くの後見人等を推薦し、後見人等受任者の支援を行ってきた。今後は、後見活動で培ってきた身上保護の視点や、受任調整・受任者支援の経験を活かして、各地域の中核機関に協力できるよう体制整備に取り組んでいこうとしている。しかし、地域によって、取り組み状況が異なることもあるので、社会福祉士会の状況を尋ねたり、地域で後見活動をしている社会福祉士と情報交換できる関係づくりから始めることも一案である。

連携やネットワークは、個人と個人の繋がりにから発展していくことが多い。

先駆的に中核機関等の体制整備を行ってきた自治体においても、「あの人がいたから」「個人的ネットワークのおかげ」という声をよく聴く。しかし、中核機関として機能していくためには、「個人と個人の繋がり」から「組織と組織の連携」へと発展していく必要がある。

ネットワークづくりでは、「顔の見える関係」が大切と言われる。これは、メンバー間の「顔と名前を知り合う」ことから関係づくりが始まることを指している。「顔の見える関係」に留まらず、「お互いの活動(業務)内容を理解している」や、「お互いに協力可能な範囲を具体的にイメージして共有できる」関係へと深化していけば、中核機関の体制に求められる「組織と組織の連携」に発展できるのではないだろうか。

## 自治体・中核機関と専門職団体との連携

各地域において、権利擁護のための地域連携ネットワークを構築していくには、専門職との連携が欠かせません。自治体・中核機関と専門職団体との連携に向けて、日本弁護士連合会（弁護士会）、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（司法書士会）、日本社会福祉士会（社会福祉士会）からのメッセージをご紹介します。

### 日本弁護士連合会（弁護士会） 亀井真紀

全国各都道府県に1つ以上の弁護士会があります（東京は3つ、北海道は4つ）。弁護士は必ず事務所所在地のある弁護士会及び全国で組織される日本弁護士連合会に加入しなければなりません。後見制度が発足後約20年の間に、様々な課題、特に不祥事問題を経て、現在ほとんどの単位会では、弁護士の中でも一定の研修その他単位会が定める要件を充たした者のみ後見人業務を行えるように、名簿制度を作っています。勿論、単純に財産管理を行うだけではなく、権利擁護の担い手であることを自覚し、虐待、自治体との連携、意思決定支援等様々なメニューの研修を各地で提供し、互いに研鑽を積めるよう努力をしています。後見業務は弁護士というだけで誰でもできる業務ではもはやなく専門分野のひとつとなっています。そういう中で、全国各地で、弁護士が地元の自治体、各種団体、福祉関係者等と大なり小なりの会議や打ち合わせを適宜行い、個別案件の対応は勿論、制度・運用の確立に尽力しています。弁護士と

いうと敷居を高く感じてしまう方もいるかもしれませんが、直接顔を会わせて頂ければそのような垣根は吹っ飛ぶと信じています。利用者にメリットを感じて頂きたい、いい制度にしていきたいという気持ちは同じです。どうかお気軽にお声かけ下さい。

### 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート（司法書士会） 矢頭範之

当法人は、全国都道府県それぞれに50の支部（北海道は4支部）を設置し、各地の司法書士会と連携して成年後見に関する事業を行う、主に司法書士を会員とする一つの法人です。当法人の事業は①研修及び会員指導監督に関する事業、②法人後見及び法人後見監督に関する事業、③成年後見制度の普及や啓発等に関する事業の3つです。特に①研修と会員指導監督を最重要事業として位置づけており、会員が受任する後見・後見監督について業務報告を受け、支部が精査し、必要に応じて会員に対して指導監督及び支援を行っております。当法人の会員のすべてが「後見の

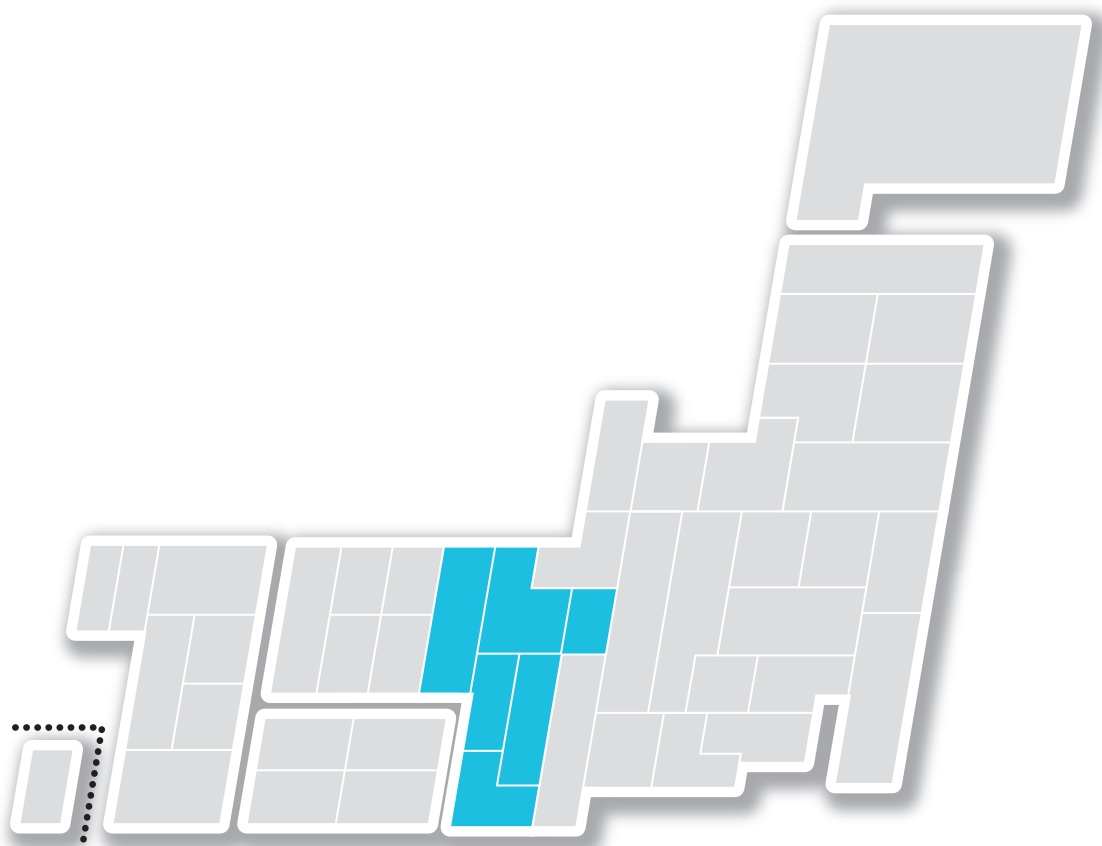




---

# 近畿 の市町村事例

---



## 事例

事例番号	都道府県	自治体	中核機関・権利擁護センター等名称	ページ
30	滋賀県	彦根市	彦根市社会福祉協議会	P.171
31	京都府	京都市	京都市成年後見支援センター	P.175
32	大阪府	大阪市	大阪市成年後見支援センター	P.179
33	兵庫県	たつの市、他	西播磨成年後見支援センター	P.183
34	兵庫県	芦屋市	芦屋市権利擁護支援センター	P.187
35	和歌山県	白浜町	白浜町成年後見支援センター	P.191

## ポイント解説一覧

	テーマ	ページ
4	中核機関を広域設置するときのパターン	P.198

## コラム一覧

	テーマ	ページ
10	包括的な支援体制の構築と権利擁護支援 同志社大学社会学部 永田 祐	P.195
11	医療関係者との連携 千葉大学社会精神保健教育研究センター 五十嵐 禎人	P.196
12	中核機関における弁護士役割 弁護士 福島 健太	P.197



政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	滋賀県彦根市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	既存組織の活用、上位計画を利用した調査・計画策定、対象別の広報		

## 介護保険事業計画と合わせたニーズ調査の実施

### I. 概要

#### 1. 自治体概要

人口	112,883人
面積	196.87km <sup>2</sup>
高齢化率	24.7%
地域包括支援センター	6か所
日常生活自立支援事業利用者数	79人
障害者相談支援事業所	10か所
療育手帳所持者数	1,233人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	955人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018（H30）年度実績）



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
256人	210人	36人	10人	—

（2019年9月末時点、大津家庭裁判所彦根支部管内数）

##### ②市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	7件	12件	12件	4件
内訳	高齢者	6件	0件	9件
	障害者	1件	12件	3件

##### ③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
—	—	—	—

（2018（H30）年度末時点）

#### 3. 事例のポイント

▶市の介護保険事業計画に相乗りし、

##### ニーズ調査を実施

市が「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定するため、市内の高齢者約4000名に対するアンケート調査を実施する機会をとらえ、同時に成年後見制度に関する調査を実施。成年後見制度利用促進基本計画は令和2年度に法定計画等に盛り込む予定。

▶成年後見制度認知度の改善にむけた

##### 広報・啓発の取組

成年後見制度の認知度が約20%という状況の中、どのようなときに制度利用を検討いただくか、ケアマネ向け、包括向け、市民向け、民生委員向け等、対象をしぼった研修を展開。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 相談受付の工夫
調整	他制度との連携
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2015 (H27) 年	市が彦根市権利擁護サポートセンターを整備。 <b>Point 1</b>
2018 (H30) 年	社協が彦根市権利擁護サポートセンターを受託。
2019 (R1) 年	「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定する機会に、成年後見制度に関する調査を実施。 <b>Point 2</b>
2020 (R2) 年	成年後見制度利用促進基本計画を法定計画に包含する形態で策定予定。



### POINT

#### Point 1

権利擁護に係る相談件数が増加傾向にあるなか、専門の相談機関である権利擁護サポートセンターの設置については担当課内で以前から検討されていました。支援者に対して実施したアンケート調査においても「成年後見に係る専門機関は必要である」との回答が8割以上あり、滋賀県内で湖東圏域については権利擁護専門の相談機関が無かったことから、2015 (H27) 年に、彦根市ではじめて権利擁護サポートセンターを設置しました。運営形態は当初から委託の形をとっており、2018 (H30) 年度からは、彦根市社会福祉協議会にセンター運営を委託しています。

#### Point 2

市が委託する権利擁護サポートセンターにおいて、成年後見制度に関する広報・啓発活動や、相談対応、後見申立支援、地域の権利擁護支援の担

い手の養成等、すでに中核機関が担うべきとされる機能は一定有しています。

今後成年後見制度利用促進基本計画の策定時に行うニーズ調査に基づき、中核機関としての支援機能をさらに展開していけるよう、検討を行う予定です。

#### 自治体と権利擁護サポートセンターの連携・分担はどのようにされていますか？

権利擁護サポートセンターでは、広報・啓発、権利擁護に関する相談の解決支援、成年後見制度の利用支援等を担っています。

行政は、主に市長申立てに関する事、利用支援事業に関する事、成年後見制度利用促進計画の策定に関する事等を行います。

なお、対応が困難なケースについても共に動くことがあります。



### Ⅲ. 彦根市における体制の特徴について

#### 1. 中核機関の体制

現体制は、2018（H30）年度から、社協への委託で権利擁護サポートセンターを整備しています。

担当者は、市社協の職員3名（うち2名が社会福祉士、精神保健福祉士）です。

彦根市権利擁護サポートセンターでは、主に以下の事業を実施しています。

##### ・権利擁護に関する相談の解決支援

専門職・関係団体と協力し、虐待や消費者被害、成年後見など権利擁護に関する相談の解決を支援。

##### ・成年後見制度の利用支援

成年後見制度に関する相談対応、必要に応

じ、家庭裁判所に提出する申立て書類の作成をサポート。

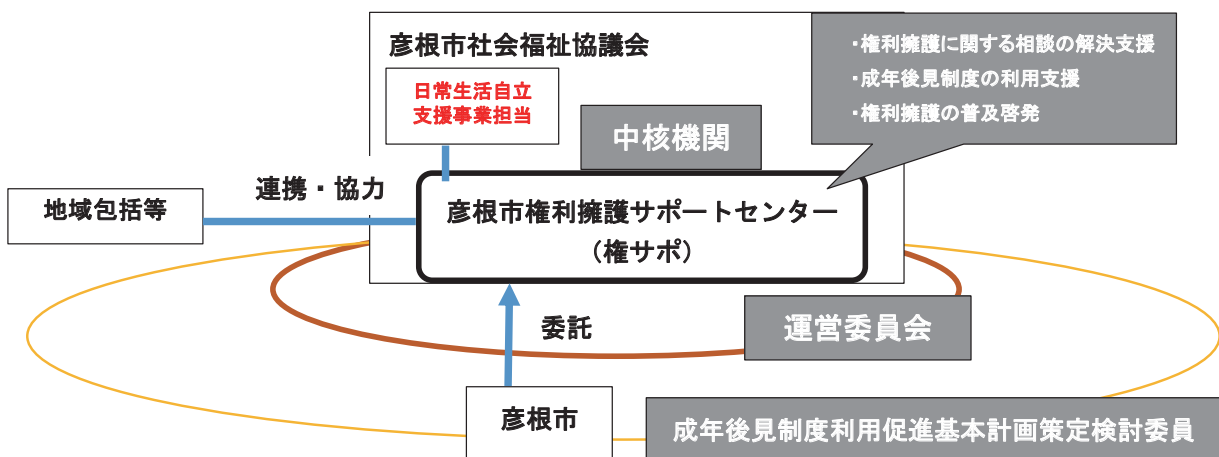
##### ・権利擁護の普及・啓発

権利擁護に関する出前講座の実施、パンフレットの作成・配布。

センターの運営委員会には、専門職団体、行政職員等が委員となっています。

新たに市が立ち上げた成年後見制度利用促進基本計画策定検討委員会にも、運営委員会に関わる専門職が委員として参加するとともに、高齢者、障害者関係団体が参加、ニーズ調査や計画策定のプロセスについて検討を行っています。

彦根市権利擁護サポートセンター体制図



## 2. 市の介護保険事業計画策定の機会に合わせて、ニーズ調査を実施

彦根市では2020（R2）年度に、「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定することが予定されており、2019（R1）年度に市内の高齢者約4000名に対するアンケート調査を実施することになりました。市の介護福祉課では、この機会に合わせて、同計画の調査時に、成年後

見制度に関するニーズ調査を実施しました。

2020（R2）年度に策定する成年後見制度利用促進基本計画は、法定計画である「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「第4期彦根市障害者計画」、「第6期彦根市障害福祉計画」等に反映する予定です。

## 3. 低い制度認知度の改善にむけた広報・啓発の取組

過去のアンケート調査において、市民における成年後見制度の認知度は約20%という状況でした。

まずは「どのようなときに権利擁護サポートセンターに相談いただくか」「成年後見制度の利用を検討いただくか」、という観点での広報・啓発の取組に重点を置き、ケアマネ向け、包括向け、市民向け、民生委員向け等対象別の研修を展開しています。

**権利擁護サポートセンター(権サポ)は、こんな機関です**

- ◆高齢者・障がい者の権利擁護についての相談窓口
- ◆成年後見制度の利用についての相談窓口
- ◆福祉や医療などの専門職が困ったときの相談窓口
- ◆後見人等として活動されている方(親族・専門職)の相談窓口

※権利擁護とは、「その人が、人生を幸福に暮らすこと」です。

**【権サポへの相談のイメージ】**

〇市民さんの場合

「親の金銭管理に不安が…」  
「自分の将来どうしよう?」など

〇専門職の場合

相談者さん、患者さんの生活や財産をどう守ればいい? など

**権サポにご相談ください!**

複合的な課題に対応、または適切な機関につなぎます!!

〇後見人等(親族)の場合

「親の後見人になったけど、何をすればいいの?」  
「報告書:は どう書けばいいかわからない…」など

〇後見人等(専門職)の場合

「本人さんの生活のため、いろんな支援者さんとながりたいなあ…」など

**彦根市権利擁護サポートセンターは**

ご高齢の方や障がいのある方が、その人らしく、住み慣れた彦根の街で暮らし続ける権利を守る(=権利擁護)お手伝いをしています!!

**権利擁護に関する相談の解決支援**  
関係機関や団体と協力し、権利擁護に関する相談(虐待や消費者被害、成年後見など)の解決を支援します。

**成年後見制度の利用支援**  
成年後見制度に関する相談をお受けします。必要に応じ、家庭裁判所への申立て書類の作成をサポートし、申立がスムーズにできるよう支援します。

**権利擁護の普及・啓発**  
権利擁護に関する出前講座をお受けします。またパンフレットなどを作成し、権利擁護の大切さを広めます。

### 担当者より

成年後見制度の利用に向けて関わる関係者は、地域に数多くおられます。まずはいろいろな関係者と話をしていくことが大切だと思います。成年後見制度利用促進に向けた各種手引きの事例やポイント等も参考になりますが、関係者と話す中で「ハッ」と気づくことが多々ありました。

これから、ニーズ調査からどのような課題があるのか把握をして、関係機関と連携をとりながら計画策定に取り組んでいきたいと思っています。



### ■参考URL 連絡先

彦根市保健福祉部介護福祉課  
TEL: 0749-23-9660

彦根市社会福祉協議会  
彦根市権利擁護サポートセンター  
TEL: 0749-22-2855

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	京都府京都市	区分	単独・指定管理者制度 (社協)
キーワード	計画、成年後見制度利用支援事業の活用		

# 政令市が計画策定を機に成年後見支援センター機能を拡充

## I. 概要

### 1. 自治体概要

人口	1,466,264人
面積	827.83km <sup>2</sup>
高齢化率	28%
地域包括支援センター	61か所
日常生活自立支援事業利用者数	834人
障害者相談支援事業所	15か所
療育手帳所持者数	16,349人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	17,740人

(2018年度末時点)  
(人工と高齢化率は2019 (R1) 年10月1日時点)  
(日常生活自立支援事業利用者数は2018 (H30) 年度実績)



### 2. 成年後見制度の関連状況

#### ①成年後見制度利用者数（概要）

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
3,836人	2,735人	801人	241人	59人

(2018 (H30) 年12月末時点)

#### ②市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	102件	123件	104件	42件
内訳	高齢者	85件	96件	40件
	障害者	17件	27件	2件

#### ③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
108人	48人	14人	29人

(2018 (H30) 年度末時点)

### 3. 事例のポイント

#### ▶包括、区、社協等との連携による

##### 権利擁護支援体制

政令市である京都市では、権利擁護相談において、各区役所・支所で適切な検討・判断ができるよう支援。日自からの円滑な移行のための連携を実施。

#### ▶計画策定を機に成年後見支援センターを

##### 中核機関に位置付け

2018 (H30) 年度、市町村地域福祉計画と成年後見制度利用促進計画を一体的に「京・地域福祉推進指針」として策定、新たに「チーム」への支援と「協議会」の設置に取り組む。

#### ▶市長申立て支援、成年後見制度利用支援事業等の整備

市が、市長申立てが必要と判断した案件の主な事務手続きをセンターで実施。成年後見制度利用支援事業の報酬助成があり、制度利用が推進される。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 相談受付の工夫
調整	他制度との連携
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	専門職団体との 連携

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2001 (H13) 年	身寄りのない方への市長申立てを開始、申立て時における後見人等候補者の調整を開始。
2005 (H17) 年	利用支援事業（報酬等助成）開始（市長申立て分のみ）。
2012 (H24) 年	京都市成年後見支援センターを設置。 <b>Point 1</b> 利用支援事業（報酬等助成）において、市長申立て分以外も対象とする。 市民後見人の養成開始。
2013 (H25) 年	市民後見人が後見人等として選任開始。
2018 (H30) 年	京都市における成年後見制度利用促進計画（京・地域福祉推進指針）策定。 <b>Point 2</b>



### POINT

#### Point 1

京都市が長寿すこやかセンターの指定管理者に京都市社協を指定した際のメニューの一環に、成年後見支援センターの運営が含まれていました。

事業項目は以下のとおりです。

- 1 相談・利用支援
- 2 広報啓発
- 3 市民後見人の養成・活動支援
- 4 市長申立てに関する業務
- 5 関係機関との連携

なお、指定管理事業とは別に、京都市社協では法人後見事業を実施しています。

#### Point 2

京都市における成年後見制度利用促進計画（京・地域福祉推進指針）は、京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議および運営会議に諮り、地域福祉計画の策定を審議する京都市社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）と連携して策定されました。

計画に基づき、次の取組を開始することとなりました。

#### ○「チーム」への支援

認知症高齢者等の生活を日常的に支える地域の方や専門職等の「チーム」に対し、成年後見制度の利用に係る問題について、弁護士、司法書士、社会福祉士からの専門的助言が得られる仕組みを構築しています。

#### ○「協議会の設置」

「チーム」への支援や、この支援を通じて見えてきた地域課題、支援の状況等を共有し、今後の取組を検討、関係機関の連携強化をはかる「協議会」を設置しています。

### Ⅲ. 京都市における体制の特徴について

#### 1. 中核機関の体制

指定管理者制度により、京都市長寿すこやかセンターの指定管理者を京都市社協に指定、実施業務に成年後見支援センターの運営を含めています。そのセンターを中核機関とすることにより、整備を行いました。

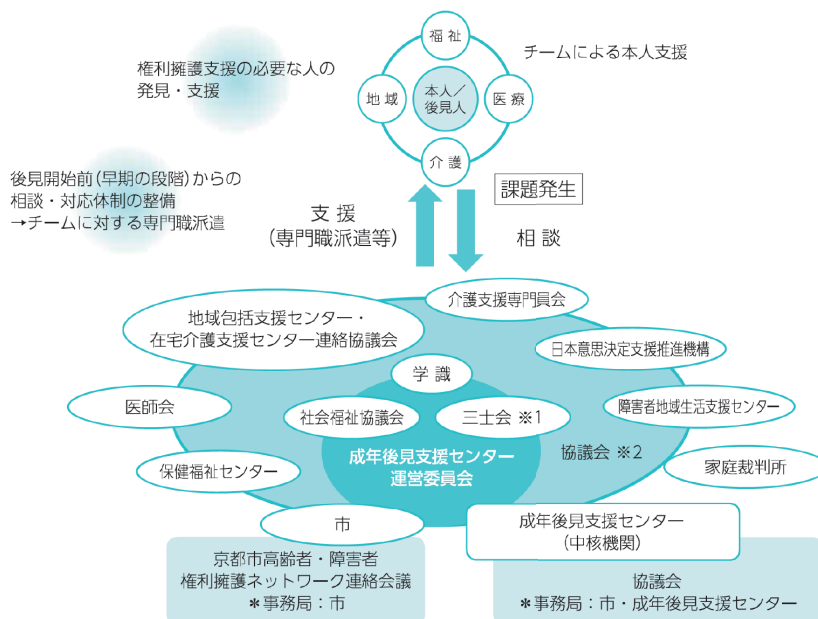
担当者は、市社協職員10名（所長、部長、副部長、職員4名、契約職員3名）です。

センターには、学識経験者、社協、市、専門職団体等から構成される「成年後見支援センター運営委員会」（2か月に1回）が設置されています。

成年後見制度利用促進計画の策定を受け、新たに医療関係者や保健福祉センター、地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会、障害者地域生活支援センター等、幅広い構成による「協議会」を整備しました。協議会にはオブザーバーとして家庭裁判所も出席しています。

協議会では、「チーム」への支援や、支援を通じて見えてきた地域課題、広報・相談支援の状況等を共有し、今後における取組の検討、関係機関間の連携強化を図っています。

地域連携ネットワーク(イメージ)



※1 三士会(弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会)

※2 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

出典：京・地域福祉推進指針（2019年3月）より

#### 2. 包括、区、社協等との連携による権利擁護支援体制

政令市である京都市では、権利擁護相談において、各区役所・支所で適切な検討・判断ができるよう、年度はじめに区の職員への研修が行われて

います。

また、検討における判断基準を示したマニュアルを作成し、活用しています。

### 3. 市長申立て支援、成年後見制度利用支援事業等の整備

京都市では、平成13年度から、市長申立てを開始し、候補者の検討を行っています。

現在、市が必要と判断した案件の書類の作成や主な事務手続きについては、成年後見支援センターで実施しています。

また、成年後見制度利用支援事業の報酬等助成が市長申立て案件以外にも適用可能となっているため、被後見人等が負担する費用が軽減され、成年後見制度の制度利用や、日常生活自立支援事業

等、他の事業からの移行についても、費用面についてはスムーズに移行しやすい条件が整備されています。

京都市では、生活保護世帯とそれ以外の世帯で市長申立ての窓口が異なっていたところ、これを成年後見支援センターに一本化しました。市長申立てに係るノウハウをセンターに蓄積させるとともに、手続きを迅速化させ、より多くの方に制度を利用いただく支援を行います。

### 4. 中核機関としての今後の取り組み

中核機関となった成年後見支援センターでは、「チーム」支援、「協議会」設置に加え、今後、力を入れる取組として、以下を挙げています。

- 市長申立ての窓口一本化
- 日常生活自立支援事業からの円滑な移行
- 入院等の際の身元保証の取扱い

また、日常生活自立支援事業からの円滑な移行については、従来からの取組をより一層強化し、補助人・保佐人が必要とされる段階から、適切な制度利用につなげています。

#### 担当者より

センターができるのと、担当者だけで悩むのではなく、相談先ができます。相談対応を行う区役所はいつも悩んでおり、サポートするセンターの存在・効果は大きいです。

日自の担当は、この仕組みをうまく使うことで支援の組み立てが変わり、難しい課題の解決につながると思います。

最初は小さく生んで広報・相談から入り、支援を広げるイメージではないでしょうか。



#### ■参考URL 連絡先

京都市健康長寿のまち・京都推進室  
介護ケア推進課  
TEL：075-213-5871

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室  
TEL：075-222-4161

京都市成年後見支援センター  
TEL：075-354-8815



政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	大阪府大阪市	区分	単独・委託
キーワード	既存のセンターを中核機関化、チーム支援（専門職派遣相談等）、受任調整		

## 成年後見支援センターを機能強化して中核機関整備

### I. 概要

#### 1. 自治体概要

人口	2,728,981人
面積	225.3km <sup>2</sup>
高齢化率	25.7%
地域包括支援センター	66か所
日常生活自立支援事業利用者数	3,078人
障がい者相談支援事業所	24か所
療育手帳所持者数	27,350人
精神障がい者保健福祉手帳取得者数	36,122人

(平成30年度末時点・利用者数は平成30年度実績)



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
5,073人	3,890人	807人	248人	128人

(平成30年12月末時点)

##### ②市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	213件	224件	235件	81件
内訳	高齢者	184件	190件	69件
	障がい者	29件	34件	12件

##### ③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
486人	207人(現在93人)	—	—

(平成31年3月末時点)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶既存の成年後見支援センターの強化

平成18年、地域福祉の推進に向けて立ち上がった後見的支援の研究会から取組みが始まり、大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）を受託者とする大阪市成年後見支援センター（以下「センター」という。）を立上げ。平成30年に地域福祉基本計画と一体的に市町村計画を策定。センターを中核機関と位置付け、さらに機能を強化した。

##### ▶協議会の設置・運営

専門職団体や関係機関の協力・連携強化と地域課題の検討・調整・解決の場となる「総会」と、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関に期待される機能別の「部会」から構成される「協議会」を設置・運営。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談
調整	他制度との連携 調整 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	バックアップ・ モニタリング
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

### 1. 市民後見人育成事業を中心とした取組みから機能を拡大

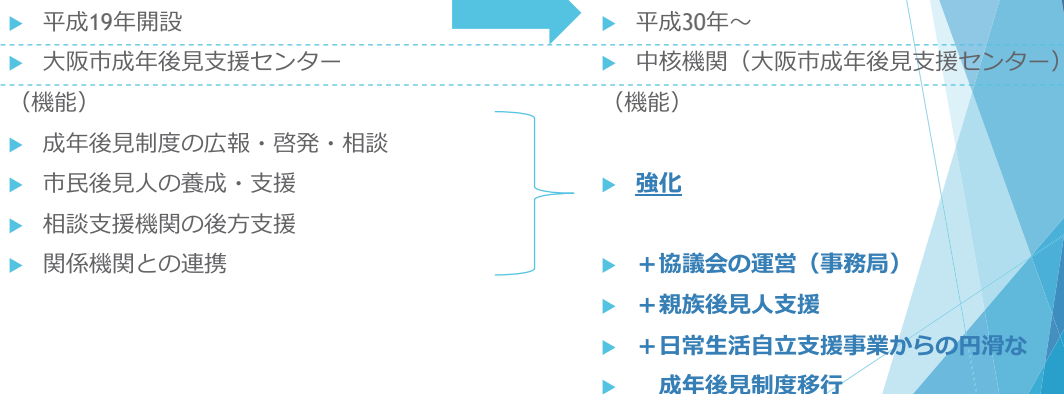
単身高齢者世帯・生活保護受給者・日常生活自立支援事業利用者が多い大阪市では、高齢者、障がい者等の積極的権利擁護（虐待等の権利侵害からの保護や最低限度の生活の確保にとどまらない、本人らしい生活、住み慣れた自宅で最後まで暮らしたいという願いの実現）の必要性を早くから認識し、岩間伸之大阪市立大学教授を座長とする研究会で、「成年後見制度を、財産管理を中心とした私法上の仕組みとしての位置付けにとどまらせることなく、地域における暮らしを支える社会保障的な制度としての需要に応えるものとするために、福祉行政が牽引力を発揮すべきである」と整理したことから、大阪市における取組みが始まりました。

具体的には、平成19年に大阪市成年後見支援センター（以下「センター」といいます。）を設置し、設置主体である大阪市から市社協に対して、

①成年後見制度の広報・啓発・相談、②市民後見人の養成・支援、③相談支援機関の後方支援、④関係機関との連携の4機能に関するセンター事業を委託しました。特に②については、この制度を利用する本人と同じ「市民」という身近な立場で支援する市民後見人をセンターが専門職の協力のもと全面的に支援し、地域福祉の担い手として「無報酬・単独受任」を特徴とする大阪モデルとでもいべき市民後見人活動を展開してきました。

その後、平成30年3月に、地域福祉基本計画と一体的に市町村計画を策定し、成年後見制度利用促進に関する施策の方向性を定めるとともに、センターを中核機関とし、これまでの機能の強化に加え、⑤協議会の運営（事務局）、⑥親族後見人支援、⑦日常生活自立支援事業からの成年後見制度への円滑な移行の各機能を追加しました。

### 既存の成年後見支援センターを強化



### Ⅲ. 大阪市における中核機機関整備の効果

#### 1. 協議会の運営について

⑤の協議会は、(ア)総会と(イ)部会から構成されています。(次ページ図表)

(ア)総会は、関係機関と連携する機能を持ち、(a)専門職団体や関係機関の協力・連携強化に係る協議と、(b)地域課題の検討・調整・解決の場として位置付けています。

(イ)部会は、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関に期待される機能ごとに、(a)広報部会、(b)相談部会、(c)制度利用促進部会、(d)後見

人支援部会を設置し、これらの部会において、専門相談のための専門職派遣の実施、家庭裁判所との調整、成年後見制度に関する研修実施やマニュアル策定等、専門的知見から各種支援を行う具体的な取組みを検討・実施するとともに、(e)点検・評価部会を設置し、市町村計画の取組状況を点検・評価することとしています。(a)～(d)の各部会は、それぞれ年2回程度開催しています。

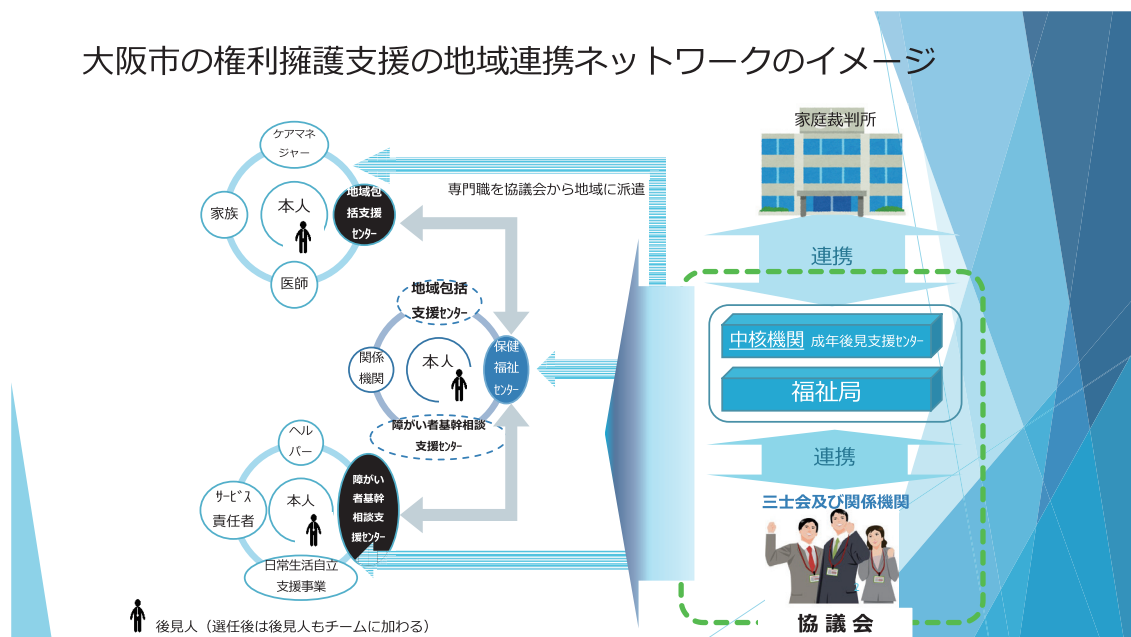
#### 2. 専門職派遣による専門相談の実施

中核機関整備前の権利擁護相談は、相談機関の担当者がセンターに来所する形だったため、地域に支援ノウハウが還元されないという課題がありました。この課題を解決するため、平成30年度からは、アウトリーチ相談（派遣型相談）の仕組みを作り、地域で本人を中心として形成される「チーム」に対する支援として、チームの要である権利擁護の相談窓口が、助言を得たい場合に専門職

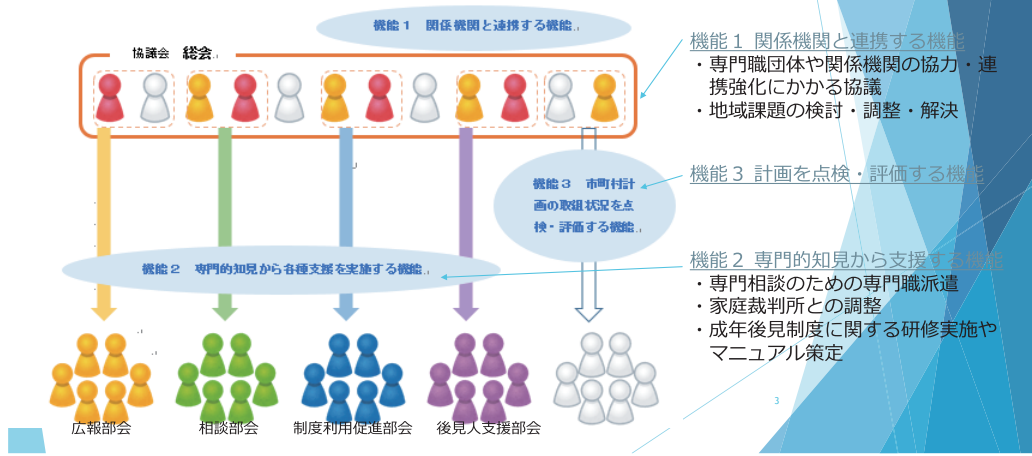
派遣を依頼することができるようにしました。

この派遣型相談は、本人の意思決定支援の観点から、本人を中心とするチームに専門職が赴くという形で実施し（2日前までに予約すれば、登録された専門職の相談員が派遣されます）、会議は原則、本人が希望する場所で本人が出席して開催しています。

大阪市の権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



## 協議会の設置



### 3. 候補者検討会議（市長申立て案件の受任者調整）

制度利用促進部会の活動として、平成31年度から、市長申立て案件の全件について、候補者検討会議を開催し、受任調整の取組みを始めています。

候補者検討会議は、その事務局を行政（市福祉局）が担い、センター（市民後見人の養成・支援

機関）と三専門職団体が構成員となり、必要に応じて、申立を行う区役所や地域包括支援センター等地域の相談支援機関がオブザーバー参加して毎週水曜日に開催しています。市長申立て件数や緊急性等に応じて、毎回6件程度の案件を検討しています。

なお、候補者検討会議においては、本人が抱える課題等に対応した適切な後見人候補者や支援方針等を検討し、その検討結果に沿ってセンターや各専門職団体が選定した具体的な候補者を、市長申立てに並行して事務局から家庭裁判所にソーシャルレポートとして報告しています。

#### 担当者より

広報部会の成果物として、相談支援機関向けに高齢者・障がい者別の制度周知パンフレットを作成しました。

また、金融機関設置用の相談窓口案内リーフレットを作成し、協議会の構成員である金融機関の関係団体を通じて配布・活用いただいています。幅広い関係団体が参画する地域連携ネットワークを活用することで、地域における権利擁護支援を進めることができた取組み成果です。

従来センターは、成年後見制度の広報啓発、相談や市民後見人の養成・支援等を実施してきましたが、中核機関化に伴い機能を強化・拡充し、これらの機能を網羅的に行うことができる体制を強化しました。制度利用促進においてセンターが培ってきたノウハウを活かし、大阪府域における中核機関として機能を発揮できるよう、行政、市社協、専門職が協働し、家庭裁判所とも連携しながら取り組んでいます。



#### ■参考URL 連絡先

大阪市 福祉局 生活福祉部 地域福祉課  
06-6208-7974

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	兵庫県たつの市、赤穂市、相生市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町	区分	広域・委託（社協）
キーワード	市民後見人		

## 4市3町の連携による市民後見人の養成

### I. 概要

#### 1. 自治体概要

人口	257,095人
面積	1,567.06km <sup>2</sup>
高齢化率	32.9%
地域包括支援センター	7か所
日常生活自立支援事業利用者数	86人
障害者相談支援事業所	20か所
療育手帳所持者数	2,669人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	1,399人

(2018年度末時点、利用者数は2018年度実績)



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ① 成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
478人	380人	71人	23人	4人

(2019年7月31日時点)

##### ② 市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	10件	6件	5件	2件
内訳	高齢者	9件	5件	3件
	障害者	1件	1件	2件

##### ③ 市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
61人	2人	0人	0人

(2018年度末時点)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶ 広域整備への手順

4市3町が連携するために、連絡会、設立準備委員会を立ち上げ、メリット・デメリットと対応策を含め情報共有。

##### ▶ 広域整備のデメリットの軽減策

広域整備によるデメリット（センターまで遠く時間がかかる等）を、市町による一次相談、センターによる二次相談という2段階の相談体制や、研修実施会場の持ち回り方式等により軽減。

##### ▶ センターの委託先は1社協に

設立準備委員会では、センターの委託先についても議論。業務内容や配置されている職員の属性等を踏まえ、1社協に委託することが望ましいと結論づけた。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	相談受付の工夫
他制度との連携	受任調整会議
市町村長申立	後見人候補者 推薦
市民後見人養成	親族申立の 相談・支援
法人後見	親族後見人支援
活用	補助・保佐の 活用
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 の設置
連携	協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 連携
不正防止(効果)	専門職団体との 連携

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2011 (H23) 年	西播磨4市3町の担当会で会議 権利擁護の広域での体制整備について協議。
2012 (H24) 年	西播磨圏域における市民後見担当者連絡会を立上げ。 <b>Point 1</b> 2か月に1回非公式で広域での体制整備のための連絡会を開催。
2014 (H26) 年	西播磨成年後見支援センター設立準備委員会を立上げ。
2015 (H27) 年	西播磨における後見等に係る体制の整備に関する意見書(まとめ)を4市3町に提出。 <b>Point 2</b>
2016 (H28) 年	(4月) 4市3町とたつの市社協とで委託契約を締結。 (5月) 西播磨成年後見支援センター設立。
2017 (H29) 年	初の市民後見人選任。



### POINT

#### Point 1

H24年、市民後見担当者連絡会を立ち上げ、はじめは県、県社協も交えて、勉強会、視察を実施しました。その後担当者レベルの「作業部会」で課題を整理、管理職を加えた「全体会」で課題について管理職へ発表…という行程を交互に行い、広域実施のメリット・デメリット、センターの必要性和イメージの共有を図りました。

#### Point 2

4市3町は設立準備委員会から提出された意見書を受けて、センター設立に向けて目的／事業内容／事業の実施方法(委託先・呼称)／経費の負担(均等割・人口割)等についての協定書を締結しました。

### 市民後見人の養成・支援に取りくんだ きっかけを教えてください

ちょうど2010(H22)年頃、2025年問題がテーマとなっており、認知症高齢者の急激な増加が予想されていました。今後成年後見制度を必要とする方が増加することを考え、大阪市における市民後見人の養成・活動支援の取組を視察しました。

その結果、増加するニーズに対し、専門職だけに頼るのではなく、市民後見人による身上監護の側面に配慮した手厚い支援があると、より制度を必要とする方のニーズに対応できるのではないか、と考えたことがきっかけです。



### Ⅲ. 西播磨における体制の特徴について

#### 1. 広域の中核機関の体制づくり

成年後見に関する西播磨地域の取組としては、2011（H23）年、たつの市で最初に市民後見人の養成研修を始めたことが端緒となります。市民後見人養成研修は成年後見制度の市民に対する普及啓発という意味合いもありましたが、同時に、兵庫県他市町においても同様の市民後見人養成研修の広がりがみられました。

同時期、太子町では、自治体だけでの権利擁護支援に限界があることから、大阪市の身近な地域で市民後見人養成を目指す取組を参考とし、太子町での実現を検討しました。しかし、町単独では養成後の支援体制を整備することが困難なことから、たつの市に広域での市民後見人養成研修の実施を打診したのが連携のきっかけとなりました。そして、近隣で同様の課題を持つ市町にも声をかけ、西播磨7市町で連携して成年後見に関する取組みを協議する「連絡会」を開始しました。

#### ■広域事業のメリット・デメリットを整理

連絡会において広域で成年後見センターの設置

や事業実施にかかるメリット・デメリットを議論した結果、メリットとして、財政負担、サービスの均一化、情報・ノウハウ・経験の共有化、専門職の人材確保等が可能となることがあげられました。一方、デメリットとして、活動範囲が広いことによる職員の移動、研修開催地と受講者の居住地との距離等があげられています。

これに対しては、一次相談窓口は各市町で行い、困難又は専門性を要する内容については広域のセンターで対応すること、市民後見人養成研修の開催地は年度ごとに持ち回りにする等の方向が整理されました。

#### ■設立準備委員会

連絡会における協議を受け、2014（H26）年度には「後見センター設立準備委員会」を設置、専門職団体と、オブザーバーに県高齢福祉課、県社協、家裁を迎え、2年間かけてセンターの業務内容や体制、市民後見人の養成とその支援体制に関する検討を行いました。

センターの委託先は、「福祉サービス利用援助事業を展開し、その取組の一環として成年後見制度の利用に係る相談支援にも携わる中で、権利擁護の取組に精通した職員が配置されることから、社会福祉協議会に設置することが望ましい」との指摘があり、西播磨地域のほぼ中心に位置するたつの市社協に委託することとなりました。

西播磨成年後見支援センター設立準備委員会	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算は市民後見推進事業において、たつの市が一括して要求。</li> <li>・準備委員会の開催前月に、市町担当者で打合せを行う。</li> </ul>	
平成26年度	内容
第1回 5月27日（火）	準備委員会設置の経緯と規約 市民後見人養成等に係る考え方
第2回 7月29日（火）	センターのイメージの共有、センターの業務内容
第3回 9月30日（火）	センターのイメージの共有（まとめ） 市民後見人養成講座及びカリキュラム センター設立案
第4回 11月25日（火）	法人後見、専門職後見、市民後見人の役割 センター委託に係る社会福祉協議会の手続き ※たつの市社会福祉協議会が受託することに合意
第5回 1月27日（火）	センター設立案（報告まとめ）
第6回 2月23日（月）	センター設立案（中間報告）
平成27年度	内容
第1回 5月26日（火）	委託金の按分方法、センター仮称 センター設立に向けた検討報告書（仮称）の内容、センター運営協議会 ※4市3町がたつの市社会福祉協議会へ事業として委託することを説明 準備委員会報告書
第2回 7月28日（火）	
第3回 9月2日（水）	西播磨における後見等に係る体制の整備に関する意見書（まとめ）

## ■西播磨成年後見支援センターの設立

現在4市3町は、たつの市社協と2016年に締結した協定のほかに、毎年個別に社協と委託契約を結び、たつの市社協に西播磨成年後見支援センターを整備しています。なお、財政措置においては、今後実情に応じて変更する可能性も踏まえながら、当初は均等割と人口割それぞれ5割という設定となりました。

たつの市社協も、「センターを受託し、通常よりも業務の幅が広がることで、社協としての専門性がより深まれば」という思いより受託しています。



### 財政措置

- 法人後見・市民後見推進事業（地域医療介護総合確保基金による事業）を活用。
- 対象外経費については、各市町の一般財源を投入。
- 各市町の按分は、均等割（5割）と人口割（5割）

## 2. 市民後見人に関する業務について

市民後見人の養成・支援に関するセンターの業務としては、以下の5点が位置付けられています。

### ①市民後見人の養成

県の養成手引きを参考に基礎研修3日間、実践活動研修5日間、フォローアップ研修3日間のセットを年1回実施。

### ②市民後見人人材バンクの管理・運営

研修修了後、市民後見人としての資質があるか面接。また毎年市民後見人としての活動ができる状態か確認。あわせて年1回市民後見人及びその候補者との交流会を実施。

### ③市民後見人の監督、専門職との連絡調整

市民後見人の監督業務を社協が担う。選任初年

の半年間は、2週間に1回程度面接を実施。（半年経過後、被後見人が落ち着いたと判断した場合は月1回）。判断に迷う案件については、随時専門職へ連絡をとり対応。

### ④市民後見人の活動支援

市民後見人がスムーズに活動できるよう、マニュアルを作成、専門職を含めた支援体制を整備。

センターでは1年目に市民後見人向けマニュアルやパンフレットを制作する等、初年度の広報に特に力を入れた。

### ⑤受任調整会議

市民後見人の受任案件か否かを決定するため、関係者を招集し、会議を開催。

### 担当者より

4市3町の担当者協議を通じて、地域性も違い、住民の思いも異なる中で、それぞれの地域で同じような思いを持っている職員がこれだけいる、ということがわかり、「一緒にやっぺいこう、頑張ろう」という気持ちがわきました。

また、いろいろな情報を寄せて頂き、協議を通じて自分自身のノウハウも蓄積されました。そのネットワーク自体が財産です。



### ■参考URL 連絡先

たつの市社会福祉協議会 西播磨成年後見支援センター  
TEL：0791-72-7294  
URL：http://tatsuno.sakura.ne.jp/



政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率 (65歳以上人口割合)					

自治体名	兵庫県芦屋市	区分	単独・委託 (社協・NPOの共同受託)
キーワード	既存機関の活用、市民後見人の養成、協議会の設置		

## 10年来権利擁護の理念を追求した取組

### I. 概 要

#### 1. 自治体概要

人 口	95,488人
面 積	18.57km <sup>2</sup>
高齢化率	28.8%
地域包括支援センター	4か所
日常生活自立支援事業利用者数	40人
障害者相談支援事業所	4か所
療育手帳所持者数	599人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	587人

(2018年度末時点、利用者数は2018年度実績)



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ① 成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
190人	128人	47人	13人	2人

(2019年7月31日時点)

##### ② 市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)	
件 数	4件	4件	1件	0件	
内 訳	高齢者	4件	3件	1件	0件
	障害者	0件	1件	0件	0件

##### ③ 市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
245人	1人	5人	5人

(2018年度末時点)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶ 権利擁護支援センターを中核機関として位置づけ

成年後見に加え、虐待対応等を含め、広く権利擁護全般を支援する機能を重視し、2010年に権利擁護支援センターを設立。国が求めている「中核機関」の機能をセンターが果たしていると考えられたことから、センターを中核機関として位置づけた。

##### ▶ 地域の権利擁護活動への市民参加のきっかけとなる研修を展開

地域の中で権利擁護に関する意識を持ち一緒に活動する市民の方を増やそうという目的で「権利擁護支援者養成研修」を開催。

市民後見人としての受任は、研修修了後の活動メニューの一部という位置づけ。

既存機関の活用

計画の策定

条例の制定

取組

定住自立圏域

支援検討

アセスメント・

窓口周知

広報・相談

調整

他制度との連携

相談受付の工夫

市町村長申立

受任調整会議

市民後見人養成

推薦

後見人候補者

法人後見

相談・支援

親族申立の

活用

補助・保佐の

親族後見人支援

任意後見制度

バックアップ・

モニタリング・

取り扱い

個人情報の

意思決定支援

連携

都道府県等との

協議体、合議体

連携

当事者団体との

家裁との連携

不正防止(効果)

連携

専門職団体との

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2005 (H17) 年	関係者に「虐待に関するアンケート調査」を実施
2008 (H20) 年	関係者に「権利擁護に関するアンケート調査」を実施 <b>Point 1</b>
2010 (H22) 年	権利擁護支援センターを立ち上げ (NPO法人PASネットに委託) <b>Point 2</b>
2015 (H27) 年	市民後見人の推薦システム構築に関するプロジェクトチーム設置 権利擁護支援センターの業務を社会福祉協議会、NPO法人PASネットに委託
2016 (H28) 年	市民後見人候補者登録基準、受任の目安、受任フロー (受任調整会議)、市民後見人活動マニュアルの策定
2018 (H30) 年	市民後見人選任



### POINT

#### Point 1

高齢者虐待防止法の制定以前、高齢者虐待の案件は在宅介護支援センターが対応していました。しかし、対応に苦慮することも多かったことから、地域における高齢者を取り巻く状況を把握し、その実態や課題を踏まえて対応策を講ずるため、2005 (H17) 年と2008 (H20) 年に高齢者の支援等に携わる関係者に対してアンケート調査を実施しました。その結果、

- ①支援を必要とする高齢者の早期発見
- ②高齢者虐待潜在化と顕在化した虐待への対応
- ③多問題複合支援ニーズを抱えた世帯への支援体制の強化

という3つの課題が明確になりました。

こうした課題を踏まえ、専門的な知識・経験を有する職員の確保などを含め、適切な相談対応を行うために必要な人員・組織体制の整備に向けた検討・協議が始まりました。

#### Point 2

NPO法人PASネット等の関係者との協議を重ねる中で、アンケートで見えた課題等に対応する

ためには、成年後見制度の利用のみならず、権利擁護全般を支援する機能をもったセンターを整備すべきであるという方向性が見えてきました。これを受け、2010 (H22) 年にNPO法人PASネットに委託する形で、権利擁護支援センターが立ち上がりました。また2015 (H27) 年からは社会福祉協議会とNPO法人PASネットに委託しています。

#### 権利擁護支援センターは中核機関の機能を満たしているでしょうか？

芦屋市権利擁護支援センターは、元々、支援が必要な高齢者や障がいのある人への対応などの地域の権利擁護ニーズに応えていくために設置されたものでした。地域での活動を続けていく中で、様々な機能・役割を担うようになっていきましたが、その中には、2017年にできた国基本計画に掲げられている中核機関の機能・役割と重複しているものも多く、今後、地域において成年後見制度の適切な利用促進を図っていくためにも、中核機関として位置付けることとしました。

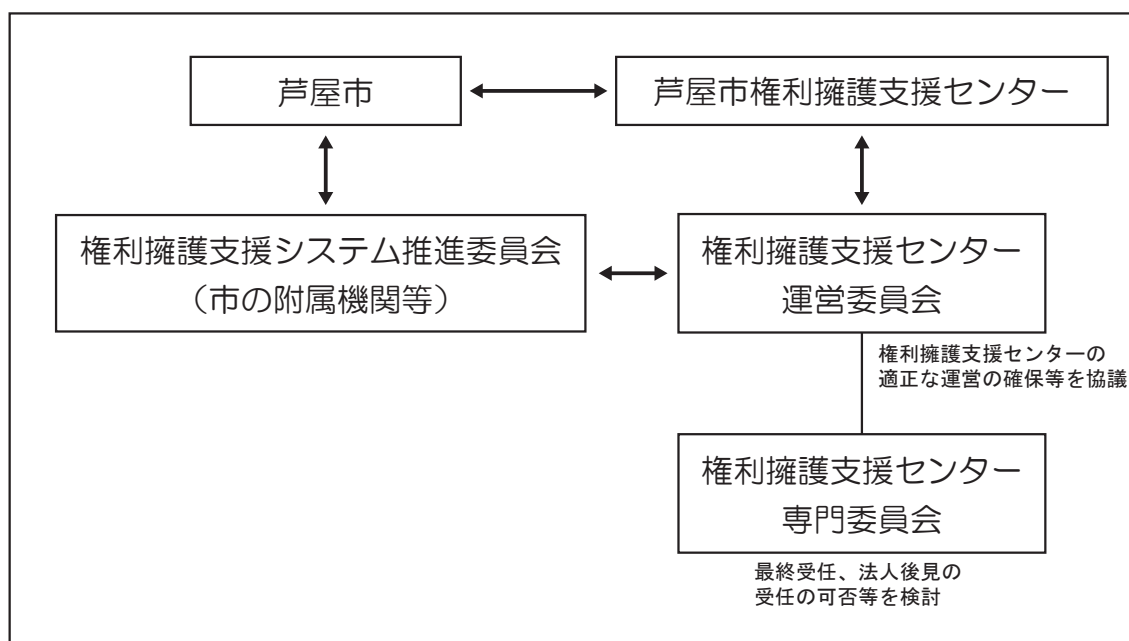


### Ⅲ. 芦屋市における体制の特徴について

#### 1. 中核機関の運営体制について

芦屋市権利擁護支援センターの運営については、市の附属機関等である「権利擁護支援システム推進委員会」の設置により、地域における権利擁護支援システムの推進と検討等を行っているほか、権利擁護支援センター事業の適正な運営の確保等を目的とする「権利擁護支援センター運営委員会」が設置されています。

また、法人後見の受任の可否等を検討する「権利擁護支援センター専門委員会」が設置されており、弁護士、社会福祉士、医師等が参加して、受任調整が生じたときに開催されています。



#### 2. 市民後見人の養成について

芦屋市では、地域住民に権利擁護に対する認識を深めてもらい、地域での見守りや権利擁護に関する活動に携わる市民を増やす目的で、「権利擁護支援者養成研修」を実施しており、本研修を市民後見人の養成としても位置付けています。

受講修了者の多くは「権利擁護支援者人材バンク」に登録し、地域において種々の権利擁護支援に関する活動に携わっています。

※人材バンク（78人）（H31.3.31時点）

※介護相談員派遣事業（43人）（H31.3.31時点）。

### 3. 市職員を対象とした「権利擁護研修」

センターでは、毎年市の職員向けの権利擁護研修を実施しており、特に福祉関係部門に異動してきた職員等は、権利擁護に関する基本的な考え方を本研修で学びます。

研修は、本人を中心とした支援、本人の意思の尊重等、権利擁護の理念や考え方を基盤に据えた内容となっています。根幹の理解が不十分では制度を知っていても、本人のための支援、あるいは意思決定支援にまで意識が届かないと考えるため

です。

なお、権利擁護支援者養成研修のカリキュラムについても、同様の観点で構成しています。本人支援のためには制度を理解することも必要ですが、適切な権利擁護支援を行うためには、基本となる理念・考え方について理解を深めることが大事であると考えています。

### 4. 庁内の職員配置の工夫による「トータルサポート」

芦屋市では、縦割り行政の弊害を解消し、制度横断的な庁内連携により、必要な人に適切な支援が届くよう、「トータルサポート」という仕組みを導入しています。具体的には保健師を2つの部署の兼務職員（地域福祉課と高齢介護課等）とし

て配置し、部署横断的な対応や制度の狭間支援を必要とする複合支援に際し、各所管や関係機関が支援をすすめるための機関間調整や専門的支援を行っています。

#### 担当者より

権利擁護支援センターの設置により、行政職員や専門職全体も、権利擁護意識の底上げにつながったと思います。また、十分に手が回っていなかった虐待対応などについてもシステム化され、関係部局・関係機関の連携がスムーズになったり、チームアプローチといった考え方も根付いてきたと感じています。



#### ■参考URL 連絡先

芦屋市福祉部地域福祉課地域福祉係  
TEL：0797-38-2040

芦屋市権利擁護支援センター  
TEL：0797-31-0682

URL：<http://www.city.ashiya.lg.jp/fukushi/kennriyogo.html>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	和歌山県白浜町	区分	単独・直営+委託 (社協)
キーワード	町単独による中核機関整備、既存機関の活用、自治体と社協の連携		

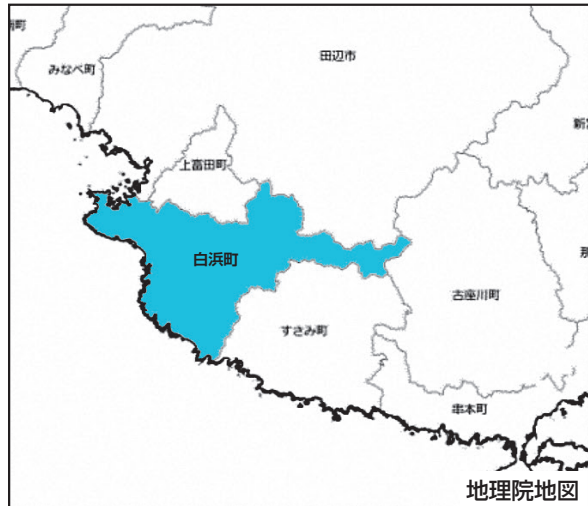
## 行政と社協の連携による「機能分散型中核機関」の取組

### I. 概要

#### 1. 自治体概要

人口	21,448人
面積	200.98km <sup>2</sup>
高齢化率	37.4%
地域包括支援センター	1か所
日常生活自立支援事業利用者数	35人
障害者相談支援事業所	7か所
療育手帳所持者数	258人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	210人

(2018年度末時点、利用者数は2018年度実績)



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
43人	27人	10人	3人	3人

(2018年4月11日時点)

##### ②市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	0件	0件	0件	0件
内訳	高齢者	0件	0件	0件
	障害者	0件	0件	0件

##### ③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
0人	0人	0人	0人

(2018年度末時点)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶町単独・行政と社協の「機能分散型」による中核機関

町と町社協を合わせて中核機関に位置づけ（「機能分散型中核機関」）、内容や必要性に応じ、連携対応や分担を行う。

##### ▶まずは中核機関を立ち上げ、広報・啓発機能を展開

どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整えるため、まず中核機関の整備に着手、広報・啓発機能から取組を開始。

##### ▶既存の会議に受任調整機能を追加

町長申立案件の候補者の選定について、虐待対応の「コアメンバー会議」に調整機能を追加

既存機関の活用

計画の策定

条例の制定

取組

定住自立圏域

支援検討

アセスメント・窓口周知

広報・相談、

調整

他制度との連携

相談受付の工夫

市町村長申立

受任調整会議

市民後見人養成

推薦

後見人候補者

法人後見

親族申立の相談・支援

活用

補助・保佐の

親族後見人支援

任意後見制度

モニタリング・バックアップ

取り扱い

個人情報

意思決定支援

連携

都道府県等との

協議体、合議体の設置

連携

当事者団体との

家裁との連携

不正防止(効果)

連携

専門職団体との

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2014 (H26) 年 2月	モデル事業（安心生活創造推進事業補助金）を活用して「成年後見支援センター」を設置し、運営を白浜町社会福祉協議会に委託。 <b>Point 1</b>
2015 (H27) 年 4月	モデル事業廃止に伴い、地方創生先行型交付金により事業継続。
2016 (H28) 年 4月	補助要件から外れたため「成年後見支援センター」の委託は行わず、社会福祉協議会の本来業務である総合相談の一環により、法人後見業務を含め「権利擁護」に関する相談援助業務を実施。
2019 (H31) 年 12月	障害者総合支援法／地域生活支援事業／成年後見制度普及啓発事業により、広報・啓発機能を委託（行政と合わせ中核機関として位置づける）。
2021 (R3) 年	第4期地域福祉計画に包含する市町村計画のためのニーズ調査実施（予定）。 <b>Point 2</b>



### POINT

#### Point 1

成年後見に関する取組を早い段階から進めてきたため、既存の仕組みがありました。具体的には、2013（H25）年頃から行政と社協の間で成年後見支援センターの立ち上げについての協議を行っていました。

2014（H26）年に国のモデル事業に関わり、白浜町がセンターを設置し、社協に運営を委託するという形でセンターの立ち上げを行いました。

当時は、社協が法人後見を実施していましたが、1法人では受任件数等も限られ、受け皿不足が見込まれました。そのため、障害、高齢の分野横断的に支援できるような体制づくりをめざしてこのセンター構想が立ち上がりました。

#### Point 2

市町村計画の策定は、第4期地域福祉計画の中に入れ込む予定です。

計画策定に向け、2021（R3）年に後見ニーズについての調査を実施し、計画に反映させていくことを考えています。また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームが増加する中、介護支援専門員等にアンケート調査等を実施する必要があると考えています。

#### 中核機関における相談対応について おしえてください

はじめから成年後見の相談があるわけではなく、介護保険の申請の機会等に、認知症の症状があることを把握し、成年後見の検討が必要、と結びつくようなケースが多いです。

担当職員（町役場3名・町社協3名の社会福祉士・精神保健福祉士等）が相談に対応するとともに、成年後見制度に関するスキルアップを図っています。

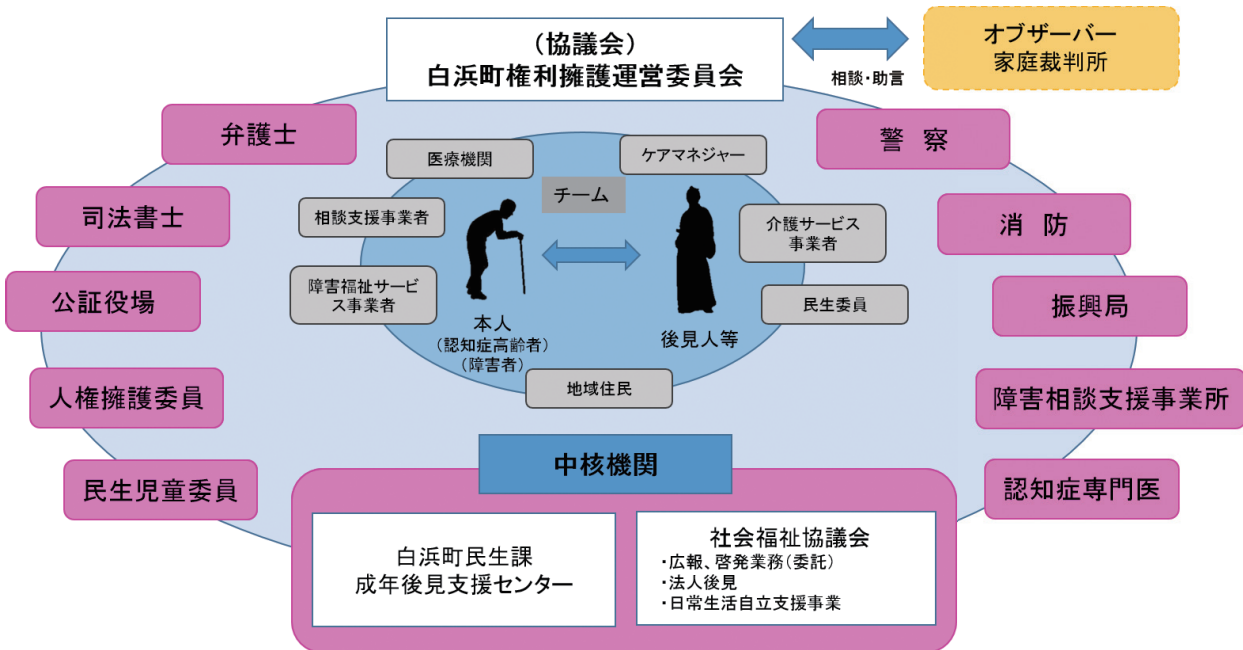


### Ⅲ. 白浜町における体制の特徴について

#### 1. 中核機関の体制

2014（H26）年に協議会を設置しました。当時は、成年後見支援センターを整備、社協が受託し、センターの運用を協議する協議会と、虐待防止ネットワーク会議を兼ねた協議会がありました。平成30年度にはそれらを成年後見制度の利用促進に向けた協議会という位置付けに改変しました。

協議会には弁護士会、司法書士会、公証役場、人権擁護団体のほか、警察、消防等も参加しています。また、県、障害者関係の事業者等で組織された委員会からも参加しています。また、2018（H30）年度からはオブザーバーという形で家庭裁判所が協議会に参加しています。



出典：白浜町における「後見制度の利用促進に関する取り組み」の資料より

#### 2. 市民後見人の養成について

2013（H25）年に和歌山県社協が県からの委託で、社会貢献型の市民後見人養成講座を開始しました。白浜町からも町民数名に加えて社協職員が本研修を受講し、修了しました。そのうち町民5名は現在、日常生活自立支援事業の支援員をしています。

和歌山県の養成講座は2018（H30）年度で終了となりました。厚生労働省のカリキュラムに基づく市民後見人の養成を市町村単位で実施するのは、講師の確保等の関係から難しいと考えており、県による養成講座の再開を要望しています。

### 3. 「機能分散型」の中核機関について

白浜町では、行政と社協の両方を中核機関として位置付け、双方が役割分担をして中核機関の機能を担う「機能分散型」として整備しました。「広報機能」、「相談機能」に関しては、行政と社協がそれぞれ実施しています。「利用促進機能」（受任調整・マッチング）に関しては、町長申立案件について、候補者の選定を虐待対応の「コア

メンバー会議」にて検討しています。社協の法人後見の受任が考えられるケースにおいては、社協も同席しています。

また、困難ケースに関しては、1. 記載の協議会（権利擁護運営委員会）（専門部会）に相談・助言を依頼し、弁護士会、司法書士会の協力を得ています。

中核機関(地域連携ネットワーク事務局)	
民生課(高齢:包括、障害:福祉係) (成年後見支援センター)	白浜町社会福祉協議会
<b>③ 利用促進機能(受任調整・マッチング)</b> <small>※市町村申立て案件について申立決定、候補者選定をコアメンバー会議(虐待対応)で検討            ※法人後見受任ケースにおいては社会福祉協議会にも同席を依頼            ※困難ケースに関しては協議会(権利擁護運営委員会)(専門部会)に相談・助言を依頼</small>	
<b>① 広報機能</b> <b>② 相談機能</b> <b>④ 後見人支援機能(市民後見、親族後見)</b> 成年後見制度利用支援事業(町長申立、報酬助成)	<b>① 広報機能</b> <b>② 相談機能</b> <b>④ 後見人支援機能(市民後見、親族後見)</b> 法人後見業務 日常生活自立支援事業

※①～④の機能は国基本計画における中核機関の4つの支援機能

出典：白浜町における「成年後見制度の利用促進に関する取り組み」の資料より

#### 担当者より

白浜町では既存の仕組みを活用したので、中核機関の立ち上げはそれほど苦しみませんでした。難しく考えすぎず、既存の権利擁護関係の取組をスライドすることや、まずは立ち上げてみて、その後で段階的に整備を進めることを検討すればよいのではないのでしょうか。

町としてよかったことは、社協との連携が強まったこと、制度周知を図ってきた成果として親族や地域の支援者の方々からの相談が増えてきたことが挙げられます。相談件数のうち高齢の部分だけでも2018年の約50%増となっています。これまで後見が必要だけれども使えてなかった方々を支援につなぐことができているのではと思います。市町村長申し立ても、ここ数年は申立実績がありませんでしたが、2019年度には高齢で2件、障害で1件の申立ての準備を進めているところです。



#### ■参考URL 連絡先

白浜町民生課地域包括支援センター  
TEL：0739-43-6596

白浜町社会福祉協議会 白浜本部  
TEL：0739-45-2711





## 包括的な支援体制の構築と権利擁護支援

同志社大学 社会学部  
教授 永田 祐

日本では、近年、家族の規模が縮小し、職住分離がますます進み、グローバル化によって雇用環境が大きく変化する中で、家族に頼れない人が増加し、地域社会のつながりは希薄化し、日本型雇用と呼ばれる雇用慣行は衰退している。結果として、家族、地域、企業といった中間集団に頼れない人や世帯の社会的孤立が深刻化し、複数の不利が重なることで社会の周縁に追い込まれてしまう社会的排除の問題が顕在化している。例えば、8050世帯といわれるような高齢者と同居する子世代に長期失業やひきこもり、生活困窮といった問題があり、親の年金に頼って暮らしている世帯や、いわゆるダブルケアといわれるような子どもの育児と親の介護が同時に必要になって、介護離職を迫られる状況など、一つの世帯の中で複数の問題が折り重なって、生活に困窮したり、またそれが容易に予見されるような世帯の問題が増加している。これらの課題は、家族や地域社会、企業といったこれまで日本の社会保障や社会福祉の前提となってきた中間集団の弱体化という社会変動の中で、必然的に生み出されていると考えるべきだろう。

こうした課題を背景に、2017年に社会福祉法が改正され、2018年から施行された。改正社会福祉法は、市町村に包括的な支援体制の整備を求め、現在、市町村は、新設された106条の3の規定に基づいて、①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働

による包括的な相談支援体制の構築を、包括的な支援体制として一体的に整備していくことが求められている。

ところで、成年後見制度の利用促進とこの包括的な支援体制の構築は、全く別個に推進していくものだろうか。通常、各種相談にあがってくる課題は、「からみあって」おり、例えば、成年後見制度の利用だけに特化したニーズや相談だけではない。複雑な課題を解きほぐしていく中で、一つの手段として成年後見制度の利用が浮かび上がってくると考えるのが現場の実体なはずである。また、そもそも制度のはざまや複合的な課題を抱えた世帯や個人は、多くの場合、権利擁護ニーズを抱えている。だとすれば、中核機関や協議会の整備、地域連携ネットワークの構築は、包括的な支援体制の構築と併せて検討する必要がある。そのためには、庁内連携や関係者との連携を密にして協議を重ねることが不可欠になる。

このことを負担として考える必要はない。包括的な支援体制が構築できていれば、ある意味で地域連携ネットワークは、そこに不足している関係者を加えれば良いだけであり、市町村によっては、看板はなくても国が求める機能はすでに具備しているところもある。

福祉政策は、国の様々な施策を市町村が加工して、相互に浸透させることで、独自の包括的な支援体制を構築していく時代になった。この事例集も、「部品の組み立て方」だけでなく、「全体像の描き方」に着目してみただくことが必要ではないかと思う。



## 医療関係者との連携

千葉大学社会精神保健教育研究センター  
教授 五十嵐 禎人

本人の身上配慮義務がある成年後見人等にとって、利用者にとって必要な医療を確保することは重要な責務である。そのためには医療関係者と連携することが必要である。介護保険制度では要介護認定の資料とされる主治医意見書が、障害者総合支援法では障害支援程度区分認定の資料とされる医師意見書が必要とされており、利用者がこれらのサービスを受けるためにも、医療関係者との連携が必要となる。

医療関係者との連携は、本人の判断能力の維持のためにも有用である。たとえば、利用者が統合失調症に罹患している場合を考えてみよう。統合失調症の人の行動や判断は病状に大きく影響される。病状の悪化は、判断能力の低下や病識欠如による治療拒否につながることがあり、適切な治療的介入を行わないと、自殺や他害行為につながることもあり得る。しかし、精神科病院への強制入院も含む病状に応じた適切な精神科治療を受けることにより、病状が改善し、治療の必要性を理解できるようになる。統合失調症の人が、地域で安定した生活を送るためには、継続的に医師の診察を受け、病状のモニタリングや薬物療法の調整を受けることが必要である。成年後見人・保佐人は、家族等として、精神保健福祉法の医療保護入院に同意する権限を有しており、利用者にとって必要な医療を確保す

るためにも、医療関係者との連絡・連携を密にする必要がある。このように判断能力低下の原因となった病気に対して適切な医療を継続的に行うことは、本人の病状の安定や判断能力の維持につながるものであり、医療関係者との連携は、本人の権利擁護という観点からも重要である。

成年後見制度の手続きでは、本人の事理弁識能力に関する医師の鑑定・診断が必要とされている。こうした鑑定・診断を円滑に行うためにも医療関係者との連携は重要である。新たに「本人情報シート」が導入され、鑑定・診断にあたり医師は、本人情報シートの情報を活用することが期待されている。本人情報シートは、本人の日常生活や社会状況に関する客観的な情報を医師や裁判所に伝えるために、本人を身近で支援する社会福祉士等の専門職が作成するものである。本人情報シートが医師によって活用されるためには、記載内容の客観性、中立性、信頼性が担保されていることが重要であり、記載する専門職の専門性や倫理が問われることになる。真に自己決定支援のための成年後見制度となるためには、本人情報シートを記載する専門職は、支援する側の論理ではなく、自己決定支援の意義や意味を十分に理解したうえで、その作成にあたる必要があるといえよう。



## 中核機関における弁護士の役割

弁護士 福島 健太

権利擁護支援のための中核機関を設置し、権利擁護支援活動を実践していくためには専門職の関与が必須であり、その中でも弁護士は、具体的事案での助言などの対応や中核機関の体制構築において、大きな役割を果たすと考えております。

支援が必要な事案において、虐待事案での分離の有無、成年後見制度の申立手続きや市町村長申立てをすべきか否かなど法的対応が必要な場面は少なくありません。そういった事例においては、弁護士から法的視点に基づく助言を受けることにより、中核機関として適切な対応を行うことが可能となります。そこで、定期的な専門相談の実施や個別事案への受任などにおいて、弁護士へ依頼することができるように、予め弁護士会と協議するなどしていただければと思っております。

また、弁護士会はこれまで家庭裁判所や行政の担当部局などの関係機関との間で成年後見制度の運用や虐待対応等について協議を重ねてまいりました。このため、成年後見制度における不祥事防止など適切に対応するための体制や虐待事案に迅速かつ適切に対応することができる体制など、権利擁護支援活動を行うために必要な体制をどのように構築すべきかについて、一定の知識や経験を有しています。そこで、具体的な事案への対応だけでなく、中核機関の体制を構築していく場面にお

いても、運営委員会への選任など弁護士が関与できるようにしていただければと思います。

このように、中核機関の運営等において弁護士が果たすべき役割は色々ありますが、依頼できる弁護士がないなど、実際に弁護士へ依頼をするためにはどうすれば良いのか悩まれている方もおられるかもしれません。そこで、その具体的方法の一例を示させていただきます。

弁護士会は各都道府県に1つ以上がありますので、皆さんのお近くの弁護士会に対し、運営委員会などへ就任する弁護士の派遣依頼を行っていただければ、弁護士会より弁護士を推薦させていただきます。また、研修等の講師派遣を依頼して頂ければ、内容に応じて適切な弁護士を派遣させていただきますので、弁護士と顔をみえる関係を構築することが可能になります。

各地域によって弁護士との関わり方は様々だと思いますが、弁護士は中核機関の運営に助力させて頂けるとと思いますので、積極的に弁護士へお声掛けください。

ポイント解説

## 中核機関を広域設置するときのパターン

中核機関の設置に際して、単独自治体で整備するのか、複数の自治体が連携して整備するのか、あるいは、単独整備と広域連携を組み合わせる等多様な整備のパターンがあります。

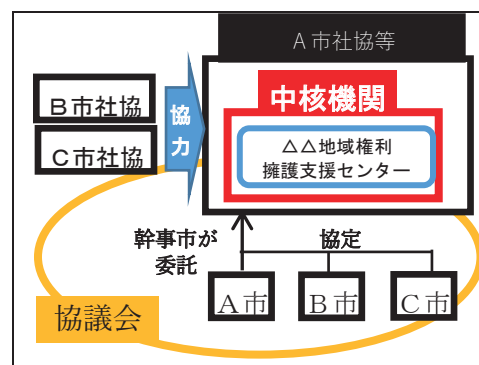
このポイント解説では、事例集で取り上げている整備パターンを整理します。

### 1 複数市町村が「広域」で委託

#### (1) 幹事自治体の委託

複数の市町村が協定を締結し、幹事を決め、幹事自治体が社会福祉協議会やNPO・一般社団法人等に中核機関を委託する場合があります。

定住自立圏の枠組を活用した取組では、定住自立圏における「中心市」が委託を行うパターンがみられます。

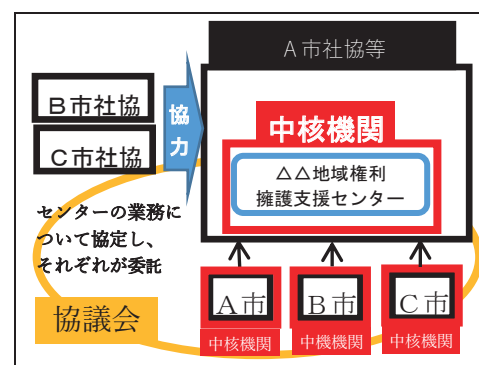


事例 P.31旭川市、P.119飯田市、等

#### (2) 各市町村が委託

複数の市町村が協定を締結し、それぞれ、社会福祉協議会・NPO、一般社団法人等に中核機関を委託する場合があります。

事例 P.43釜石市・遠野市・大槌町、  
P.115伊那市他、等



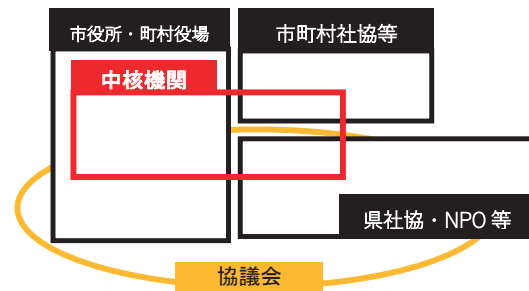
複数市町村の委託による広域整備の場合、中核機関を広域で一か所とする場合（パターン4の(1)）と、一時相談を担当する各市町村の窓口も中核機関とする場合（パターン4の(2)）があります。この組み合わせが逆になることも想定されます。

## 2 その他の広域連携

### (1) 機能分散型

役所直営に加えて、市町村社協、さらに県社協や広域NPO等への委託により、機能を分散させて中核機関を整備しているパターンがあります。

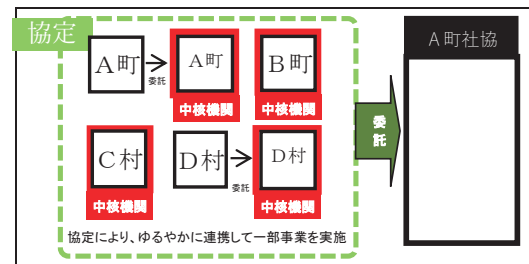
この場合、県社協や広域NPOに委託する機能を近隣市町村とシェアしていることもあります。



事例 P.79志木市、P.223三豊市 等

### (2) 緩やかな連携

各市町村でそれぞれが中核機関の整備を行いつつ、単独自治体では行いにくい特定の事業のみを共同で実施する協定を期間限定で締結し、社会福祉協議会やNPO・一般社団法人等に委託する、緩やかな連携パターンがあります。



事例 P.27京極町 等

## 「定住自立圏」とは

「市町村の主体的取組として、『中心市』の都市機能と『近隣市町村』の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策」です。  
(出典：総務省HP)

定住自立圏の自治体間協定に、成年後見に関する連携を位置づけている自治体もみられます。



---

# 中国・四国 の市町村事例

---



## 事例

事例番号	都道府県	自治体	中核機関・権利擁護センター等名称	ページ
36	鳥取県	鳥取市	とっとり東部権利擁護支援センター	P.203
37	岡山県	総社市	権利擁護センター	P.207
38	岡山県	美作市	美作市	P.211
39	広島県	呉市	権利擁護センター	P.215
40	徳島県	美馬市	美馬市権利擁護センター	P.219
41	香川県	三豊市	三豊市地域包括支援センター	P.223
42	高知県	本山町	本山町権利擁護センター「さくら」	P.227

## ポイント解説一覧

	テーマ	ページ
5	市民後見人の養成と活躍支援	P.233
6	既存の協議会の活用	P.234

## コラム一覧

	テーマ	ページ
13	中核機関における相談と関係する制度 総社市社会福祉協議会 中井 俊雄	P.231
14	日常生活自立支援事業と成年後見制度のよりよい関係 東京都社会福祉協議会 川井 誉久	P.232



政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率 (65歳以上人口割合)					

自治体名	鳥取県鳥取市	区分	単独・直営+委託
キーワード	地域連携ネットワークにおける機能分担、都道府県		

# 成年後見ネットワークから中核機関設置へ

## I. 概要

### 1. 自治体概要

人口	187,288人
面積	765.31km <sup>2</sup>
高齢化率	28.7%
地域包括支援センター	5か所
日常生活自立支援事業利用者数	62人
障害者相談支援事業所	19か所
療育手帳所持者数	1,822人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	2,246人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



### 2. 成年後見制度の関連状況

#### ①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
73人	53人	15人	5人	不明

(2018年12月末時点)

#### ②市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	30件	29件	31件	18件
内訳	高齢者	26件	24件	15件
	障害者	4件	5件	3件

#### ③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
71人	4人	10人	13人

(2018年度末時点、養成者数は周辺市町村の参加者を含む)

### 3. 事例のポイント

#### ▶県内3地区の「成年後見ネットワーク」と

##### 行政の支援

鳥取県では、専門職を中心に、個人では受任しにくい困難事例を受任する「成年後見ネットワーク」を設置し、法人後見事業や虐待対応等の取り組みに対し、県は補助金、全市町村は事業の委託を実施。

#### ▶地域連携ネットワーク各機関の役割分担

地域連携ネットワークの機能を分け、「鳥取市(各課)、中核機関(とっとり東部権利擁護支援センター「アドサポ」、鳥取市社協、それぞれの機関が担う機能を整理。

#### ▶市民後見人案件から受任調整対象を拡大

当初は市長申立に関する市民後見人受任調整を行っていた会議の機能を、法人後見や専門職受任案件を扱えるよう、徐々に対象を拡げた。

既存機関の活用

計画の策定

取組

定住自立圏域

条例の制定

窓口周知

広報・相談、アセスメント・支援検討

相談受付の工夫

他制度との連携調整

市町村長申立

受任調整会議

市民後見人養成

推薦

後見人候補者

法人後見

相談・支援

親族申立の活用

親族後見人支援

補助・保佐の活用

任意後見制度

モニタリング・バックアップ

個人情報の取り扱い

意思決定支援

連携

都道府県等との連携

協議体、合議体の設置

当事者団体との連携

家裁との連携

不正防止(効果)

連携

専門職団体との連携

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2002 (H14) 年～	県内で専門職を中心に「成年後見ネットワーク」が県内3箇所で開催される。 <b>Point 1</b>
2007 (H19) 年	鳥取県が県内3つの成年後見ネットワークに高齢者虐待対応のための専門職チーム派遣事業を委託。(現在は権利擁護相談、ケース会議派遣等も実施)
2010 (H22) 年	鳥取県社会福祉士会「福祉後見支援センター構想」に、全ネットワークが賛同。
2011 (H23) 年	成年後見ネットワーク鳥取で「権利擁護支援に関するアンケート調査」を実施。
2012 (H24) 年	とっとり東部権利擁護支援センター「アドサポ」を設立し法人後見開始、センターへの支援を行政に依頼。
2013 (H25) 年	鳥取県と、鳥取市を含む東部5市町が「アドサポ」に補助金・委託金を拠出。 <b>Point 2</b>
2015 (H27) 年	鳥取市社協「かけはし」で法人後見開始。 鳥取市市民後見人養成講座を開始、鳥取市市民後見運営協議会を設置。
2017 (H29) 年	第1号鳥取市市民後見人が誕生。
2019 (R1) 年	市民後見運営協議会が鳥取市後見人等受任調整会議に発展。
2020 (R2) 年	鳥取市は、「アドサポ」の委託契約に「中核機関」という文言を入れる予定。



### POINT

#### Point 1

県内の専門職が少ないことを背景として、成年後見ネットワークが、任意団体として県内東部・中部、西部にたちあがりました。

会員は弁護士、司法書士、社会福祉士を中心に、医師、行政書士、精神保健福祉士、行政職員等数十名でした。

#### Point 2

鳥取県は、2012 (H24) 年より県内3つの成年後見ネットワーク（一般社団法人）に1箇所300万円の補助金を出すことを、該当市町村が同額以上負担することを条件として、決定しました。これをうけて、2013 (H25) 年より東部5市町も東部地区のネットワークであるとっとり東部権利擁護支援センター「アドサポ」に対し、計300万円の委託金を出すことを決定しました。

### 地域ではどんな課題があり、どのような機能が求められていたのでしょうか？

成年後見ネットワーク鳥取の調査では、以下のような課題があげられました。

- 権利擁護の相談窓口について、本人と家族が利用に消極的。
- 虐待対応が「ためらわれ」、地域包括支援センターが「迷うケース」において、置き去りにされる権利擁護ケースがある。

そのため、住民の権利擁護についての理解を支援する啓発機関や市民講座の開催や、包括や事業所が判断に迷ったとき相談にのり、迅速な対応ができるサポート機関が必要であることが提言されています。

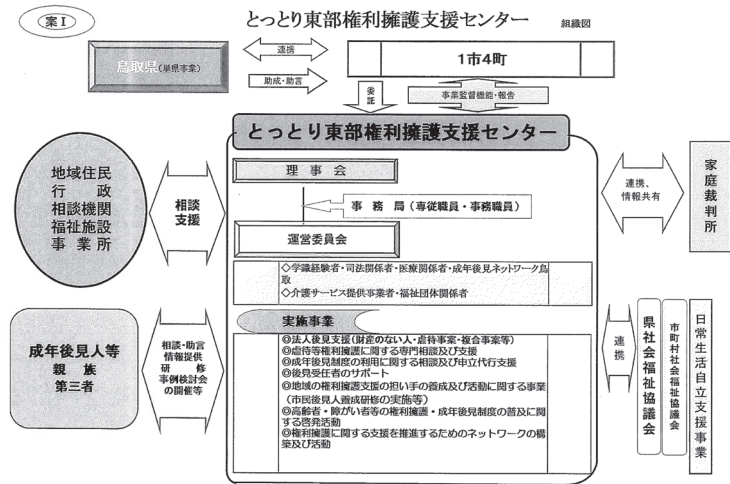


### Ⅲ. 鳥取市における体制の特徴について

#### 1. 中核機関の体制

現在、鳥取東部1市4町は権利擁護センターを一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター「アドサポ」に委託しています。相談員（社会福祉士）2名、事務員1名、非常勤職員2名に加え、市民後見人養講座修了者10名が非常勤補助員として主に法人後見事業を担っています。

鳥取市では令和2年より中核機関をアドサポに委託する予定です。



#### 2. 地域連携ネットワークにおける各機関の役割分担

鳥取市では、成年後見制度利用促進基本計画における「地域連携ネットワーク」の5つの機能をどこがどのように担うのかを整理しました。

中核機関となるアドサポは、「広報、相談、利用促進、後見人支援、不正防止」すべてに関わります。

鳥取市（長寿社会課、地域包括支援センター、

障がい福祉課、鳥取市基幹相談支援センター・相談支援事業所）は主に相談を担い、所管課である長寿社会課は受任調整会議や市民後見人の名簿管理を担っています。

また鳥取市社協では、市民後見人の養成・支援、法人後見受任、日常生活自立支援事業からのスムーズな移行等を担っています。

地域連携ネットワークの機能 一覧

	鳥取市				中核機関 (アドサポ)	鳥取市社会福祉協議会 (かけはし)
	長寿社会課 (基幹型包括含)	地域包括支援センター	障がい福祉課	鳥取市基幹相談支援センター・ 相談支援事業所		
地域連携ネットワークの機能	・ 周知・啓発					
	広報	・ 市長申立に関する相談 ・ 総合相談	・ 総合相談	・ 市長申立に関する相談 ・ 総合相談	・ 本人申立、親族申立に関する相談・支援 ・ 困難案件に関する相談 ・ 市民後見人からの相談 ・ 後見人からの相談	・ 本人申立、親族申立に関する相談・支援 ・ 市民後見人からの相談
	相談			・ 制度に関する相談		
				・ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援 ・ 早期の段階からの相談・対応体制の整備		
利用促進	・ 受任調整会議の開催 ・ 市民後見人名簿管理			・ 受任調整会議の開催 ・ 市民後見人への支援 ・ 家族との連携 ・ 法人後見受任	・ 市民後見人の養成・支援 ・ 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行 ・ 法人後見受任	
後見人支援機能				・ 親族後見人への支援 ・ 後見人への支援 ・ 家族との連携	・ 親族後見人への支援 ・ 後見人への支援	
効果	不正防止			・ 地域連携ネットワークやゲームでの見守り体制の整備		

### 3. 受任調整機能を市民後見人案件から拡大

鳥取市は、市民後見人養成講座の実施を社協に委託すると共に、市民後見人の選任に向け、家庭裁判所と実務研修のあり方や選任後のサポート体制に関する調整を行い、2015（H27）年に「鳥取市市民運営協議会」（メンバーは鳥取市、社協、アドサポで構成）を設置、市長申立に関する市民後見人案件の受任調整の準備をしました。2017（H29）年には第1号鳥取市市民後見人が誕生しました。

その際、市民後見人にはふさわしくないとされた案件についての受け皿が問題となり、メンバーの社協やアドサポが受任する、あるいはアドサポの会員の専門職に依頼するなどで解決しました。また、メンバーの社協やアドサポが申立支援した案件で、市民後見人がふさわしいと考える案件を調整できるようにすることとしました。

このような経過を経て、2019（R1）年6月から新たに「鳥取市後見人等受任調整会議」を設置

し、専門職の4士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会）がメンバーに加わりました。

現在、鳥取市の市長申立案件を中心に社協やアドサポが申立支援した案件も含めて、毎月2～5件を①市民後見人②専門職③社協の順に受任調整していき、いずれも受任困難と判断された案件を④アドサポが受任するという調整をしています。

申立 受任	市長申立	アドサポ 申立支援	社協 申立支援
市民後見人			
社協			
弁護士			
司法書士			
社会福祉士			
行政書士			
アドサポ			

「鳥取市市民後見運営協議会」（実線枠）から「鳥取市後見人等受任調整会議」（点線枠）への変更に伴い、会議での調整案件や受任候補者が広がった。

#### 担当者より

受任調整会議の仕組みが整備され、より積極的に市長申立てが行えるようになり、数も増えてきています。

行政だけではできないことが多いが、アドサポさん、社協さんが関わってくれてはじめてできたことが多くあります。今後も協力して取り組みを進めていければと思います。

「わがまちの権利擁護をこうするんだ」という理念のもとに、取組を「リード」し、「セイフティネット」の役割を果たすのが中核機関であると思います。

地域を基盤に、高齢・障害の縦割りを超えた権利擁護の取組が求められる。地域包括ケアと権利擁護支援がつながっているとよいと思います。



#### ■参考URL 連絡先

●鳥取市福祉部長寿社会課

TEL：0857-30-8213

URL：<https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1549348359317/index.html>

●一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター

TEL：0857-30-5885

URL：<http://adsuppo.net/>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	岡山県総社市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	協議会の設置、市民後見人、関係制度との連携		

## 他制度と連携による総合的な権利擁護支援

### I. 概 要

#### 1. 自治体概要

人 口	69,123人
面 積	211.90km <sup>2</sup>
高齢化率	27.99%
地域包括支援センター	6か所
日常生活自立支援事業利用者数	13人
障害者相談支援事業所	5か所
療育手帳所持者数	499人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	343人

(2018年度末時点、利用者数は2018年度実績)



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
126人	71人	42人	12人	1人

(2018年12月末時点)

##### ②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	12件	1件	4件	0件
内 訳	高齢者	0件	1件	0件
	障害者	0件	0件	1件

##### ③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
22人	5人	7人	5人

(2018年度末時点)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶全国屈指の福祉文化都市における権利擁護の取組

総社市では、市長が掲げていた「全国屈指の福祉文化都市」の実現に向けて、福祉に強い町づくりを目指した取り組みを進める中で、権利擁護も一つの柱として位置付けられている。

##### ▶行政とセンターによる協働体制

権利擁護センターコンセプトにおいて市の責任について謳い、その責任を全うすべく、センターの運営委員会や支援検討委員会に関係部門の責任者・担当者が多く参画している。

##### ▶ひろがる市民後見人の活躍の場面

市民後見人は、養成講座修了後、法人後見支援員や社協等との複数後見において活動。

後見業務以外に、市民向けの講座において講師として参加したり、広報のための寸劇を演じるなど、幅広く活動。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	窓口周知 広報・相談
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
連携	任意後見制度 モニタリング・バックアップ
連携	個人情報の 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2012年 (H24) 9月～	総社市の権利擁護のしくみづくりに関する検討委員会を開催。 <b>Point 1</b>
2012年 (H24)	障がい者千人雇用センター開設。
2013年 (H25)	権利擁護センター“しえん”開設。 市民後見人の養成を開始。
2014年 (H26)	市民後見人の登録開始。
2017年 (H29)	権利擁護センターの組織を業務に応じた委員会形式から課題解決型のワーキンググループ (WG) に変更。 <b>Point 2</b> そうじゃ権利擁護ねっと設立。
2018年 (H30)	権利擁護センターWGにて、総社市における成年後見制度をとりまく環境の評価・改善、及び中核機関（権利擁護センター）の体制整備について検討。
2019年 (H31) 4月	総社市権利擁護センター内に中核機関を設置。



### POINT

#### Point 1

検討委員会は、地域自立支援協議会の部会から発足。半年間で8回の協議と3か所の視察を行い、成年後見制度や虐待等に対する権利擁護システム及び体制の在り方について検討。以下のコンセプトを策定しました。

#### 総社市権利擁護センターコンセプト

##### ①公的責任による権利擁護

- 総社市として財政及び運営に一定の責任を負う。

##### ②総合的・ワンストップ

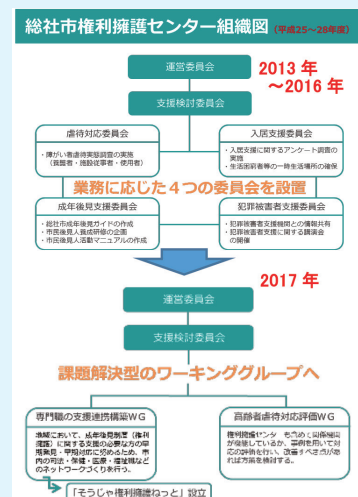
- 人的対象別・法制度別ではなく、法制度横断的に対応し、多問題重複ケースにも対応できる。

##### ③市民生活の支援

- 成年後見制度に特化するのではなく、「市民サービスとしての幅広い権利擁護」を担う組織とする。

#### Point 2

権利擁護センターの組織としては、運営委員会と支援検討委員会の下に①虐待対応、②入居支援、③成年後見、④犯罪被害者の委員会を設置しましたが、2017年からはこの4つの柱を事業として運営し、別途年度ごとに課題解決型のワーキンググループを設置しました。2018年からは中核機関を見据えたWGを設置し、2019年の開設に結びつけました。



## Ⅲ. 総社市における体制の特徴について

### 1. 中核機関の体制

センターの機能としては、大きい柱として、運営委員会と、困難事例や多問題重複事例等を検討する支援検討委員会の2本を立てて事業を進めていました。

#### 運営委員会と支援検討委員会

##### 運営委員会

委員長：学識経験者  
開催頻度：年3回程度

- ・センター運営のための事業計画の審議や事業の進捗状況の管理
- ・関連する規定の改廃等を審議する。等

##### 支援検討委員会

委員長：総社市社協  
開催頻度：毎月開催

- ・困難事例の検討、事例研究例) 虐待事例、多問題重複事例、市長申立て、後見受任者調整、総社市社協の法人後見受任の可否 等

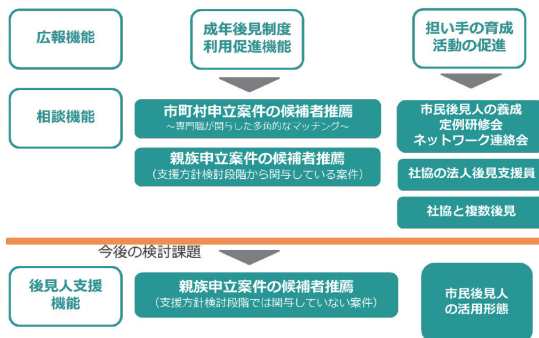
(運営委員・支援検討委員)

学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、○民生委員児童委員協議会、○地域包括ケア会議、○地域自立支援協議会、総社市(保健福祉部長、関係5課)、総社市社協、総社市権利擁護センター

(※○は運営委員のみ)

センター業務を社協に委託しているという状況ですが、前述のセンター設置のコンセプトの①に基づいて、運営委員会の中に市の保健福祉部長、部内の関係5課の課長全員が参加しており、市とセンターが協働して中核機関の運営を進めています。

#### 総社市権利擁護センター（中核機関）



#### ■中核機関の機能について

中核機関の機能については、広報、相談、成年後見制度利用促進、担い手の育成・活動の支援が進んでいます。後見人支援機能（マッチング）については、現在進行中ですが、今後整備に向けて調整を要するところです。

#### ■市とセンターとの役割分担について

支援検討委員会のテーマが高齢、障害、子どもと市の多数の部門にまたがっていることや、最終的な決定は市において下す要素が多いことなど、複雑なため、総論としては、総社市の権利擁護のあり方全体を運営委員会で議論し、行政施策として反映されるかどうかについては、議論した内容を提言して判断がその次にくるという関わり方になります。いずれにしても、市とセンターによる委員会という同じ場面での議論に基づいた判断につながっています。

#### ■人件費の費用負担について

権利擁護センターの職員は予算ベースでは正規職員1名、臨時職員1名となりますが、同じ場所に権利擁護と生活困窮とひきこもり支援と三つ、センターがあります。さらに担当課の中に基幹相談支援センターや障害者の千人雇用センターもあるというように、他部門の業務が行われています。そのため兼任が多く、また利用者にとっての利便性や有益性を考えて部門を跨って行動することが多いため、人件費は総合的な予算管理としています。

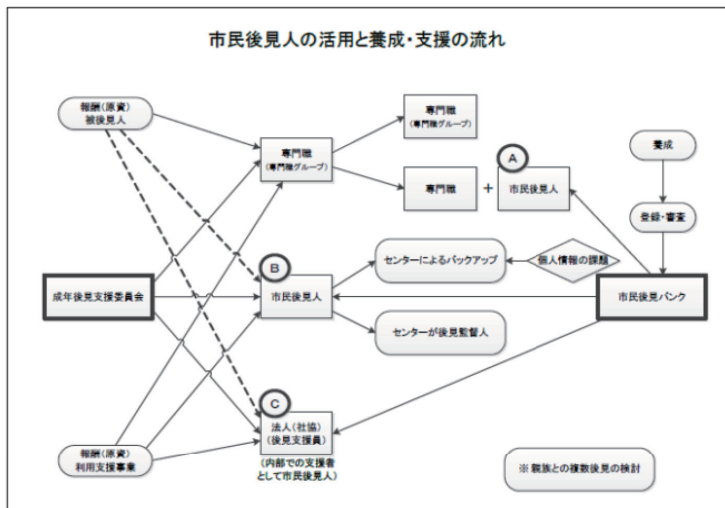
## 2. 市民後見人の取組

市民後見人の募集は、啓発のセミナー等の参加者に対して養成講座の説明と募集の声掛けをしています。受講講座は県の講座が7日間、単市の講座が4日間プラス実習体験で構成されており、対象者はこの全てを受講可能な方としています。さらに、応募者は運営委員のメンバー3人がまず面接を行って選考しています。市民後見人として手を挙げていただいたとしても、面接して、審査を会通して、養成の対象となる方は、ごく少数に絞り込ませてもらっています。

今後の養成については、市民後見人の間口を広くする考え方もありますが、市民後見人として登

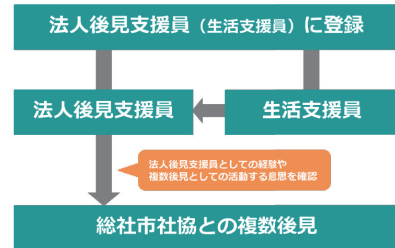
録した人のほぼすべての人に何らかの活動があるからこそ、問題意識をもって活動ができると思います。そのため、後見業務以外に啓発活動への参加や、定例研修の内容を自ら企画するなど、スキルアップの機会も幅広く提供しています。

市民後見人の活動実態としては、現状では法人後見支援員と社協との複数後見がそれぞれ5名となっており、市民後見人単独での受任はいまのところありませんが、検討委員会報告書にある通り、最終的な形は市民後見人個人の受任に行きつくと考えています。



出典：総社市の権利擁護のしくみづくりに関する検討委員会報告書より

### 市民後見人の活動の流れ（バンク登録後）



### 市民後見人の活動実態

法人後見支援員	5名
総社市社協との複数後見	5名
生活支援員	10名
総社市社協法人後見受任数	14件
日援事業利用契約件数	13件

### 担当者より

やるか、やらないかで悩んでいる所は、そういう意識がある方々でしょうから、まさにこういう動きが出ているというのは、また流れが向いているということだと思えるので、地域のいろんな方とつながって、作り上げていただければよいのではないのでしょうか。



### ■参考URL 連絡先

総社市保健福祉部福祉課  
TEL：0866-92-8264  
URL：https://www.city.soja.okayama.jp/

総社市権利擁護センター“しえん”  
TEL：0866-92-8374  
URL：http://www.sojasyakyo.or.jp/since2018/06right/right.html



政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率 (65歳以上人口割合)					

自治体名	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村	区分	直営・広域
キーワード	直営・広域中核機関、全世代型総合的権利擁護支援、包括的支援体制との連動		

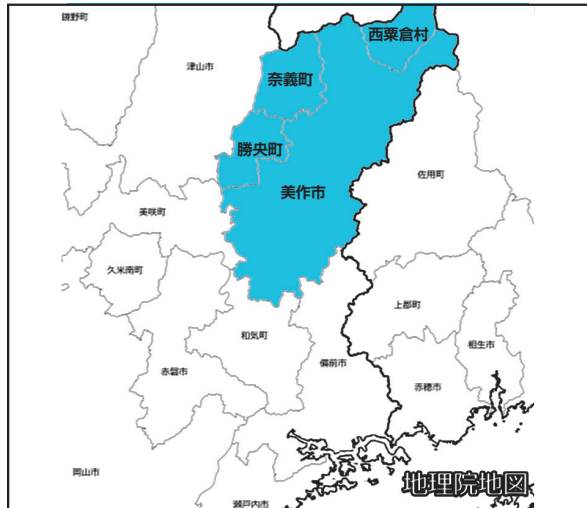
# 1市2町1村が協働して直営・広域の権利擁護センターを整備

## I. 概要

### 1. 自治体概要 (4自治体の合計)

人 口	45,750人
面 積	610.81km <sup>2</sup>
高齢化率	36.98%
地域包括支援センター	4か所
日常生活自立支援事業利用者数	60人
障害者相談支援事業所	7か所
療育手帳所持者数	494人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	222人

(2019年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2019年度実績)



### 2. 成年後見制度の関連状況

#### ①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
78人	41人	25人	12人	0人

(2019 (R1) 年7月10日時点)

#### ②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)	
件 数	7件	11件	10件	2件	
内 訳	高齢者	5件	10件	8件	0件
	障害者	2件	1件	2件	2件

#### ③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見支援員 (実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員 (実働数)
21人	3人	5人	8人

(養成数：2018(H30)年度末時点。  
法人後見支援員・日常生活自立支援事業支援員数は2019 (R1) 年10月時点。)

### 3. 事例のポイント

#### ▶直営・広域の権利擁護センター整備

美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村が協働し、美作市の保健福祉部社会福祉課総合相談係の中に直営の「美作市権利擁護センター12 (トゥエルブ)」を設置することにより、直営・広域の権利擁護センターを整備。

#### ▶全世代型を意識した総合的権利擁護支援

事案についてケース検討をする「支援検討委員会」のほか、「子育て支援部会」「虐待対応部会」「成年後見支援部会」の3部会により、全世代型の総合的権利擁護を支援。

#### ▶世帯支援、継続的支援

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制と連動、世帯全体への支援、切れ目ない継続的支援を意識し、制度横断的な権利擁護を支援。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

## Ⅱ. 「美作市権利擁護センター12（トゥエルブ）」の体制の特徴

### 1. 1市2町1村が協働して権利擁護センターを設置・運営

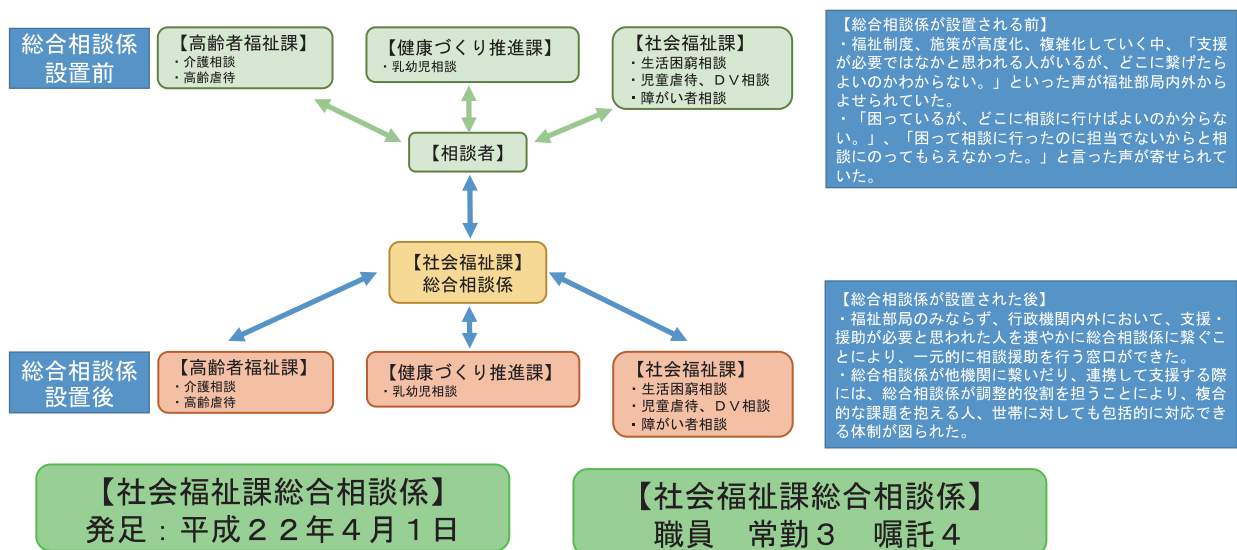
平成27年当時、岡山県内では、すでに委託型の権利擁護センターが次々と立ち上がっていました。そうした中、美作市職員から権利擁護センターの設立について検討がはじまり、専門職へ相談を行いました。また、職員が市長に「縦割りではない**制度横断的な権利擁護センターの必要性**」を説明したところ、市長からは「確かに重要だ。すぐに取り掛かろう。近隣の町村にも必要なはずだから、一緒にやろうと声をかけよう」という提案がありました。その後、美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村が権利擁護センターの設置に向けて協議を重ねた結果、平成28年度に**1市2町1村による美作市直営の権利擁護センターが誕生**しました（2町1村は権利擁護事業を委託）。公募により、サッカーでサポーターを意味する「12」を付した「美作市権利擁護センター12」（以下「センター」と

いいます。）が名称となりました。

美作市は、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制のモデル事業にも手を挙げており、社会福祉課に総合相談係を創設していました。この総合相談係の職員1名がセンター職員を兼務するとともに、センター職員として雇用した嘱託職員1名が担当しています。センターの運営費については、会議費、アドバイザー委託料、事務費等を1市2町1村が人口割で負担していますが、国の補助金である「地域生活支援事業等補助金」や「岡山県地域医療介護総合確保基金」なども活用しています。

美作市直営で運営しているため、**正確な個人情報**が確認しやすく、**権利擁護の課題が見極めやすい**という直営ならではの「迅速性」というメリットを感じています。

### 美作市社会福祉課総合相談係設置の経緯

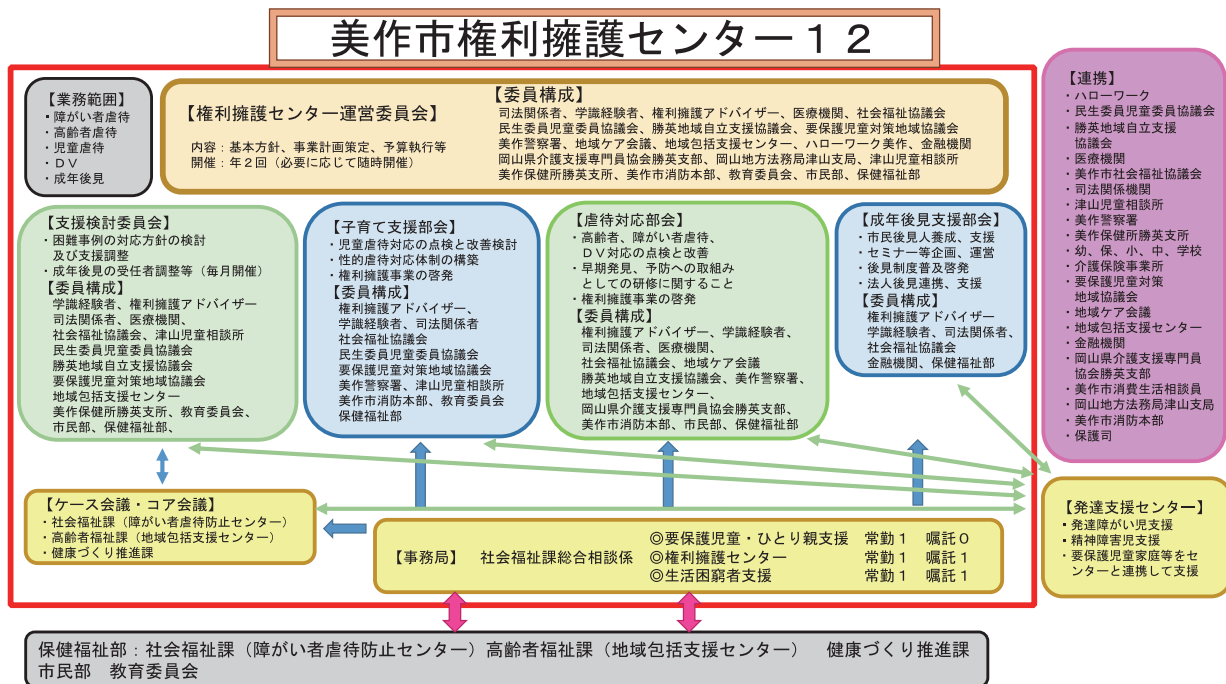


## 2. 全世代型、世帯支援、継続的支援を意識した総合的権利擁護支援

月に1回開催される「支援検討委員会」は、司法関係者、学識経験者、権利擁護アドバイザー、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、勝英地域自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、津山児童相談所、美作保健所勝英支所、市の市民部、保健福祉部、教育委員会で構成され、各市町の担当者と共に個別事例の検討をしています。全世代型の検討を行うことができるようになっていきます。

全世代型の権利擁護の検討が行えることに加え、

美作市総合相談係がセンター職員を兼務しているため、複合的な課題を抱えた世代への切れ目のない継続的支援を実施できています。継続的な支援の中で課題の見落としが生じないように、課題がどこにあるのか、その課題は解決したのかを確認するモニタリングを必ず実施し、漫然とした支援のしっばなしとならないよう、「事例対応の終結を意識した支援」を実施しています。事例の進捗管理が業務の一つとなっているというのも、特徴の一つです。



### 3. 部会による地域課題解決と市民後見人の養成

個別事例の検討のほかに、制度・分野別の部会を設け、地域課題の解決を図っています。成年後見支援部会では、主に「市民後見人の養成・支援」、「法人後見連携・支援」を実施しています。

市民後見人に関する取組としては、平成28年度から養成を開始しており、岡山県主催の研修会、市主催の研修会（講義、施設見学）による養成を実施しています。

受任調整においては、以下の条件に当てはまる事案において後見人等の候補者として推薦をしています。

- 類型：条件なし
- 申立人の別：条件なし（首長申立てに限らない）

- 財産：高額な財産を所持していない
- その他：親族等との紛争や虐待等の対応困難なトラブルがない

受任形態については、市民後見人と社協による複数後見としていますが、社協の法人後見の支援員として活動する者もいます。

市民後見人からの相談等のフォローアップ体制については、通常相談は社協、専門的相談は専門職が対応し、他職種での研修会等について案内をしています。また、平成31年度についてはフォローアップ研修（年6回）等で講義や情報交換会を実施しました。

#### 担当者より

全国で唯一の直営広域整備のセンターだと言われて驚きました。

今後、美作市権利擁護センター12の仕組みを活かしつつ、中核機関の整備についての検討を進めます。



#### ■参考URL 連絡先

美作市保健福祉部 社会福祉課  
美作市権利擁護センター  
TEL：0868-75-3913  
<http://www.city.mimasaka.lg.jp/soshiki/hoken/shakai/sougousoudan/1459931243477.html>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	呉市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	社協みずから立ち上げた権利擁護センター 機能拡充による中核機関整備		

## 中核市の社会福祉協議会による権利擁護センター

### I. 概要

#### 1. 自治体概要

人口	223,685人
面積	353.7km <sup>2</sup>
高齢化率	34.8%
地域包括支援センター	8か所
日常生活自立支援事業利用者数	99人
障害者相談支援事業所	4か所
療育手帳所持者数	2,337人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	3,641人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ① 成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
370人	280人	74人	14人	2人

(2018 (H30) 年12月末時点)

##### ② 市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	19件	26件	31件	6件
内訳	高齢者	18件	20件	4件
	障害者	1件	6件	2件

##### ③ 市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
0人	0人	0人	0人

(養成数：2018 (H30) 年度末時点。  
法人後見支援員・日常生活自立支援事業支援員数は2019 (H31) 年4月時点。)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶ 社協みずから研究事業を実施し、権利擁護センターを立ち上げ

平成21年度社会福祉推進事業国庫補助事業で調査・研究事業を実施、呉市権利擁護センターの在り方を模索。翌年、相談窓口を一本化、専門職や地域住民との協働による権利擁護を目指して、呉市権利擁護センターを開設。呉市は、国庫補助や委託料にて支援。

##### ▶ センターの機能拡充による中核機関整備の検討

呉市権利擁護センターは、すでに広報、相談、利用促進、後見人支援4つの機能を有しており、運営委員会を開催。呉市は、市長申立以外の受任調整による候補者推薦、後見人からの相談、助言機会の拡充をもって、中核機関とすることを検討中。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 委任自立圏域
支援検討	広報・相談 窓口周知
調整	相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	親族後見人支援 補助・保佐の
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 個人情報
連携	協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 連携
不正防止(効果)	家裁との連携 専門職団体との 連携

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2004 (H16) 年～	呉市社会福祉協議会が法人後見実施事業を開始。
2016 (H21) 年度	呉市社会福祉協議会が、厚生労働省の平成21年度社会福祉推進事業国庫補助事業「成年後見制度推進団体との協働による権利擁護センター設立における『相談支援体制及び権利擁護システムの構築』に関する調査・研究事業」を実施。8月より呉市権利擁護センター設立準備委員会やワーキングチーム委員会を開催。 <b>Point 1</b>
2017 (H22) 年 4月	呉市社会福祉協議会が呉市権利擁護センターを設立。 <b>Point 2</b>
2019 (H31) 年度～	中核機関の在り方について検討を開始。 <b>Point 3</b>
2020 (R2) 年 4月	呉市権利擁護センターの機能を拡充し、中核機関と位置付ける予定。



### POINT

#### Point 1

平成16年から呉市社会福祉協議会は法人後見に取り組んでいました。その中で、後見業務には、相続や不動産管理、消費者問題など、福祉の専門性だけでは解決が難しい局面が生じる場合があること、複雑で多岐に渡る課題があることも多いため、職域を超えた人たちが一緒に解決の方法を考え、手をつないで支援をしていく必要があると考えられるようになりました。

そこで、平成21年度社会福祉推進事業国庫補助事業の「「成年後見制度推進団体との協働による権利擁護センター設立における『相談支援体制及び権利擁護システムの構築』に関する調査・研究事業」を実施、呉市権利擁護センターの在り方を模索しました。

#### Point 2

前年度の研究事業を受け、以下が整理されました。

- 相談窓口が一本化されると、市民にとって利用しやすい環境を整えられること

- センターができると、専門職が協働してそれぞれの得意分野において力を発揮できること
- そのネットワークに地域の人たちを巻き込み、ともに助け合い、ともに支えあう体制を整えることで、判断能力が低下しても、安心して住み慣れた地域で暮らしていくことができること

上記から、呉市社会福祉協議会として、呉市権利擁護センターを設立しました。「相談支援体制の構築」「判断能力の低下し方を地域で支えるシステムの構築」を当初の事業目的として掲げています。呉市は障害の地域支援事業等交付金の法人後見支援事業の国庫補助や、地域生活支援事業費等補助金を使ってセンターを補助する他、委託費も出してセンターを支援してきました。

#### Point 3

権利擁護センターの運営委員会を国基本計画における「協議会等合議体」と位置づけ、中核機関の在り方の検討を開始しました。今ある機能を拡大し、令和2年4月より、呉市権利擁護センターを、市の中核機関として位置付ける予定です。

### Ⅲ. 呉市における中核機関の検討状況について

#### 1. 呉市権利擁護センターの取り組み

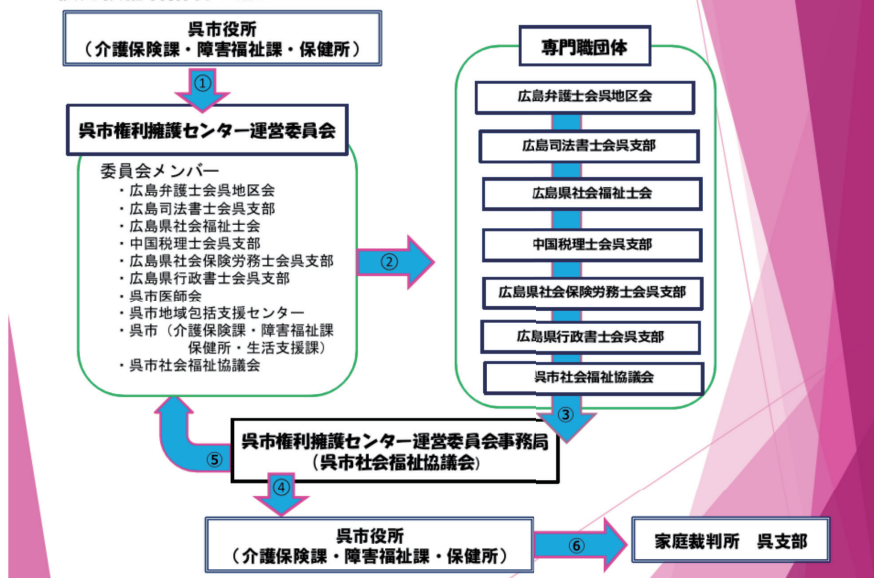
平成22年度から呉市社会福祉協議会が立ち上げた呉市権利擁護センター（以降センターという）は、現在、法人後見を50件受任しているほか、すでに下記の4つの機能を有しており、市が委託、補助を実施しています。

- 広報機能  
一般向け講演会、パンフレットの作成等
- 相談機能  
職員による一般相談以外に専門相談を実施
- 利用促進機能  
市長申立てについての受任調整  
日自の生活支援員、法人後見支援員の養成
- 後見人支援機能  
第3者後見人向け研修会開催  
後見人等からの相談会  
→必要に応じてケース検討  
家裁との情報交換会開催（年2回程度）

センターの運営委員会のメンバーは、下図のように多彩なメンバーで構成されており、月に1回実施されています。運営委員会では、下記のとおり、個別事案だけでなく事業全体についても審議する場となってきました。後見人から受けた相談も、必要に応じて運営委員会でケース検討できる仕組みです。

- 市長申立て案件の候補者の受任者調整（推薦する候補者が決定するまでの流れは下図のとおり。申立までに推薦する候補者を決定）
- 社協の法人後見の受任審査
- 研修会・講演会の企画や実施についての審議
- 虐待を含む困難事例等の検討

後見候補者指名の流れ



## 2. センターの機能拡充により中核機関として整備予定

呉市では、平成31年度より**センターの運営委員会**が「専門職団体の代表者から構成され、制度の利用促進に関する事項について協議、審議している合議制の機関である」ことから**成年後見制度利用促進法の合議制機関**とみなし、中核機関の在り方について協議してきました。

現在、**現行のセンターの機能を強化**し、令和2年度より、中核機関として委託することを検討中です。

### 【強化項目】

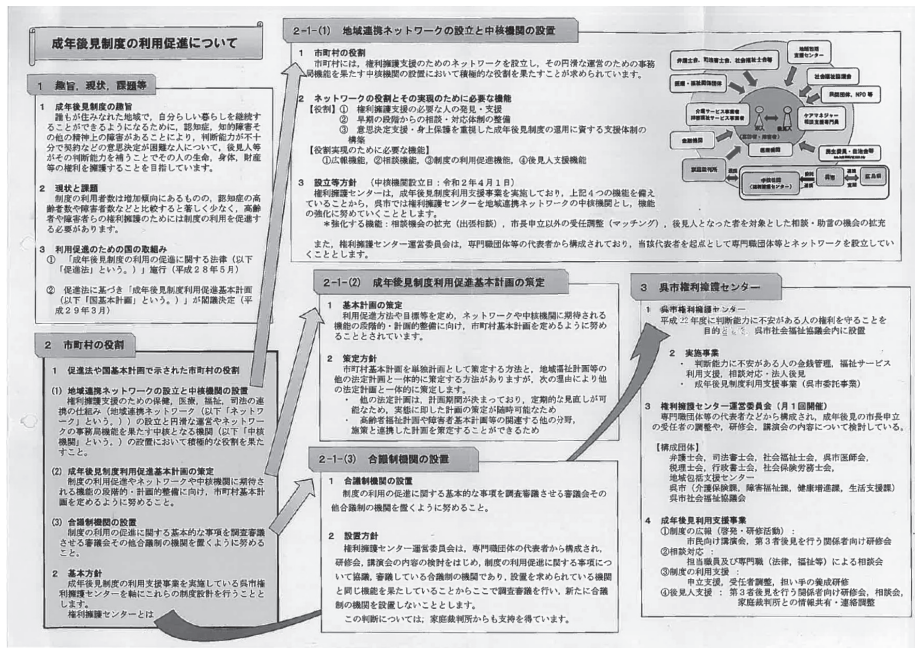
- ・利用促進機能

→市長申立以外の受任者調整も実施

- ・後見人支援機能

→後見人となった者を対象とした相談、助言の機会の拡充

市民後見人の養成については、今まで、日自の支援員、法人後見の支援員としての養成を進めてきたこと、社協の法人後見が50件あり、市民後見人との複数後見を法人として受けることが困難なこともあり、現時点では養成していません。広島家裁圏域で市民後見人が単独受任できるような時期が来たときには、市民後見人の養成を検討したいと考えています。



### 担当者より

社協が自主的に、専門職が協働し、地域住民も共に支えあうような権利擁護センターを立ち上げてくれたことは、利用する本人にとってのメリットであることはもちろん、行政にとっても大きなメリットになりました。行政からも専門職に相談できるネットワークとなっていますし、身寄りがない人を行政だけで抱え込まずに済んでいます。



### ■参考URL 連絡先

呉市福祉保健部高齢者支援課地域包括ケアグループ  
TEL：0823-25-3138

呉市社会福祉協議会 呉市権利擁護センター  
TEL：0823-25-0266  
<http://www.kureshakyo.jp/>



政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	徳島県美馬市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	法人後見事業から権利擁護支援へ、市民後見人養成・支援		

## 法人後見事業から権利擁護センターへの発展

### I. 概 要

#### 1. 自治体概要

人 口	29,249人
面 積	367.14km <sup>2</sup>
高齢化率	37.0%
地域包括支援センター	1か所
日常生活自立支援事業利用者数	52人
障害者相談支援事業所	4か所
療育手帳所持者数	379人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	198人

(2018年度末時点、利用者数は2018年度実績)



地理院地図

#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ① 成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
127人	113人	10人	4人	0人

(2019年10月31日時点)

##### ② 市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	5件	9件	8件	8件
内 訳	高齢者	3件	6件	6件
	障害者	2件	3件	2件

##### ③ 市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
18人	2人	0人	4人

(2018年度末時点)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶ 社協による法人後見からスタート

社会福祉協議会が法人後見準備会を設置、勉強会、視察等を経て、法人後見センターを設置し、法人後見事業を開始。

地域福祉計画と一体的に市町村計画を策定、成年後見制度利用促進に関する中核機関の機能を見据え、センター名称を「権利擁護センター」と改称。

##### ▶ 市民後見人の養成・フォローアップ

社協の法人後見受任者を市民後見人への移行（リレー方式）の判断は、市民後見人バンク運営委員会で検討。

市民後見人の受任に際して、市社協が監督人として就任。実務に関する助言を行うとともに、フォローアップ研修を実施。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	窓ロ周知 広報・相談
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	バックアップ・ モニタリング・
取り扱い	意思決定支援 の設置
連携	都道府県等との 協議体、合議体
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止（効果）	連携 専門職団体との

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2009 (H21) 年	美馬市社協が法人後見事業開始に向けて、法人後見準備会 2 回、勉強会 3 回、八幡浜市社協視察、学習会 2 回開催 <b>Point 1</b>
2010 (H22) 年 7 月	美馬市社協が法人後見事業を開始
2012 (H24) 年 8 月	法人後見受任を開始。
2014 (H26) 年 4 月	法人後見センターを設置。
2016 (H28) 年	市民後見人バンク運営事業を開始 成年後見監督事業を開始
2019 (H31) 年 4 月	美馬市社会福祉協議会権利擁護センターに名称変更 地域福祉計画と一体的に市町村計画を策定中、今後、中核機関の整備を目指す



### POINT

#### Point 1

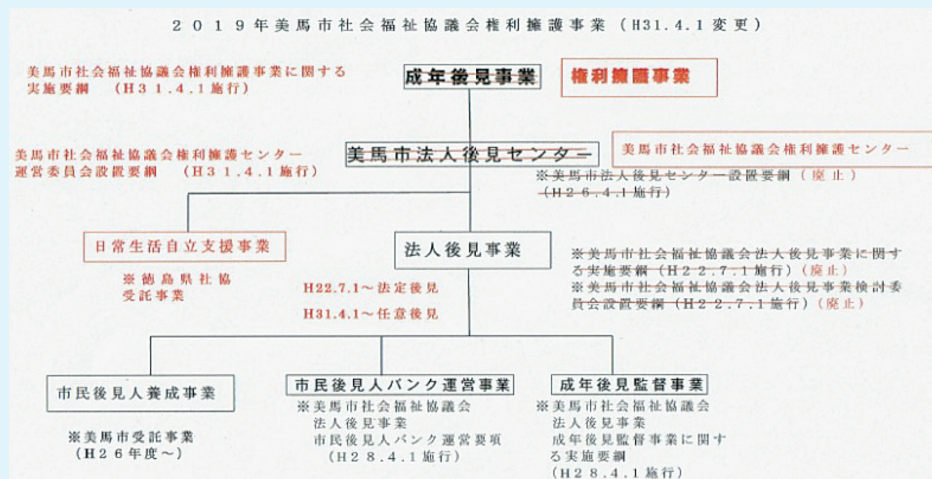
法人後見事業を開始した背景は、権利擁護支援の需要が増す中、地域における専門職が少なく、受任の受け皿が減少していたこと、低所得者の被後見人等の受任について受け手がない状況があったことです。

市社協が法人後見を開始することで、社協らしい要援護者に寄り添った権利擁護支援（身上保護）を提供でき、専門性を発揮できると考えました。

### センターの名称変更の背景を教えてください

美馬市社協では、法人後見事業から取組を開始しています。

取組が広がる中、法人後見受任だけではなく、市民後見人を養成・支援し、関係制度と連携し、地域における総合的な権利擁護の体制を整備していく観点から、市社協では取組を「権利擁護事業」と位置づけ、センター名を「権利擁護センター」と改称しました。



## Ⅲ. 美馬市における体制の特徴について

### 1. 中核機関の整備に向けた体制

#### ①各事業の実施状況

- 後見事業の実施状況
  - ・ 市民後見人養成事業
  - ・ 社協が法人として任意後見事業を実施。
- 広報事業について
  - ・ 成年後見制度の講演会を実施（年1回以上）
  - ・ 各種パンフレット作成
  - ・ 研修会・相談会実施による広報活動

#### ②専門職との関わりについて

- ・ 運営委員会の委員として専門職が関わっており、何か専門的な課題がある場合、すぐに専門職に相談できる体制があります。
- ・ 家庭裁判所には、市民後見人養成講座で講師を依頼し、「家庭裁判所の役割について」講義をいただいています。また、業務上判断が困難な場合などは、気軽に相談し助言を受けられる関係性があり、裁判所との良好な関係・連携が図れています。

権利擁護センター運営委員会は、専門職団体、民生委員・児童委員協議会会長、福祉事務所所長、大学の先生、社協の常務理事の7名に委員依頼しており、年2回開催しています。

#### ③任意後見制度の利用に向けて

制度利用に関する相談の中で、任意後見に該当するのではないかとと思われる内容がありましたが、当時、社協としては任意後見制度に対応できる体制がありませんでした。

社協内で検討し、要綱の改正を行った結果、任意後見について、制度を必要とされる方があれば、社協で契約できる体制を整備しました。



権利擁護センター運営協議会

## 2. 市民後見人の養成及び活躍の場について

2014（H26）年度から、3年に1回市民後見人養成事業を実施しています。受講修了後に1年半の実務研修を受けていただき、その間に被後見人等とのマッチングを行います。社協の法人後見受任者を市民後見人にリレー方式で交代するため、センターの市民後見人バンク運営委員会で事例検討し、家庭裁判所に辞任・成年後見人選任、成年後見監督人選任の申立を行なっています。市民後見人が選任されたときは、必ず市社協が法人として成年後見監督人に就任しています。市民後見人

の個人受任を希望しない修了者のうち、日常生活自立支援事業の生活支援員として活動する方もいます。

2015（H27）年度からは、市民後見人養成講座修了者には、毎年フォローアップ研修を実施しており、制度や法改正等についての講義、障がい者の理解についての講義、障害者支援施設の見学等行っています。また、市民後見人から年3回定期的に報告を受け助言等行うとともに、随時実践上のフォローアップも行っています。

平成29年度  
美馬市市民後見人養成講座  
市民後見人とは？

要講者  
募集

家庭裁判所から成年後見人等として選任された  
一般市民のごことです。

市民後見人になるには？  
養成講座を受講する必要があります！

日程	平成30年1月12日～3月9日 毎週金曜日 9日間
場所	美馬市隠町庁舎2階 A会議室
募集人数	10名～15名
募集要件	美馬市在住の25歳以上の方

申込締切は、平成29年12月25日(月)です。  
※受講料は無料ですが、テキスト代として、6,000円程度必要です。

※受講ご希望の方は、裏面「参加申込書」に必要事項、志望動機  
をご記入の上、直轄または郵送、FAXにて下記申込先へお申し  
込みください。

申込先 〒779-8610 美馬市隠町大字隠町1303番地3  
及び 社会福祉法人 美馬市社会福祉協議会 地域福祉支援課  
問合せ先 市民後見人養成講座 係  
TEL：(0883) 52-0519 または (FAX) 53-7432  
FAX：(0883) 53-6475

※、延名希望の方は、延名の希望を平成29年12月28日(木)までにお知らせ下さい。

市民後見人養成講座チラシ



市民後見人フォローアップ研修の様子

### 担当者より

法人後見事業や市民後見人養成は、財源や人員確保が難しいと感じてなかなか立ち上げない自治体もあるかと思います。しかし、成年後見制度を必要とする人が増加し、専門職団体だけでは対応が難しい中、法人後見事業を立ち上げ、市民後見人を養成することで、身寄りがない方や、低所得、生活保護を利用されている方の成年後見人等の受け皿をつくることができました。



### ■参考URL 連絡先

美馬市役所 保険福祉部 長寿・障がい福祉課  
TEL：0883-52-5605

●美馬市社会福祉協議会 権利擁護センター  
TEL：0883-52-0519

URL：https://shakyo.ict-tokushima.jp/mima/project/p13/

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	香川県三豊市	区分	単独・直営+委託
キーワード	機能分担、審議会、協議会、地域ケア会議		

## 三豊市における機能分担型中核機関の取組

### I. 概要

#### 1. 自治体概要

人口	65,658人
面積	222.7km <sup>2</sup>
高齢化率	35.1%
地域包括支援センター	2か所
日常生活自立支援事業利用者数	34人
障害者相談支援事業所	1か所
療育手帳所持者数	209人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	24人

(2018年度末時点、利用者数は2018年度実績)



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ① 成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
107人	57人	45人	5人	0人

(2019年10月24日末時点)

##### ② 市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)	
件数	16件	13件	5件	12件	
内訳	高齢者	13件	8件	4件	9件
	障害者	3件	5件	1件	3件

##### ③ 市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
0人	0人	0人	0人

(2018年度末時点)

#### 3. 事例のポイント

- 新たなセンターを立ち上げるのではなく、三豊市に既に存在する地域包括支援センターと市社協、そして香川県の特徴である「かがわ後見ネットワーク」の事務局として、専門職との連携に強みを有する香川県社協の三者で、機能分担型の中核機関を整備。
- 目指す姿を捉えた上で、「中核機関の設置←市計画の策定←審議会の設置←条例の制定」と取組を逆算し、スケジュール設定をして整備に着手。
- 地域課題を話し合い、把握することを目的とした「協議会＝地域ケア推進会議」と、その課題解決策の検討を含めた、市計画に基づく取組状況の点検・評価を行う「審議会」を別々に定め、目的意識を明確にしたうえで、効果的に運営を進めている。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 窓口周知
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との 連携

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
平成29年10月	三豊市 審議会設置準備会内規制定
平成30年1月	第1回審議会設置準備会 <b>Point 1</b>
平成30年5月	第2回審議会設置準備会
平成30年8月	市議会に条例制定の議案提出
平成30年10月	原案可決（条例制定）
平成30年11月	条例に基づき、第1回審議会の開催。以後、市計画の検討。 <b>Point 2</b>
平成31年1月	市計画パブリックコメント実施
平成31年4月	市計画策定（中核機関・協議会の位置付け）



### POINT

#### Point 1

三豊市は、権利擁護センター等がなかったため、まずは関係者で話し合うところから始める必要がありました。その中で、しっかり市町村計画を立てて、中核機関の形をつくっていきこうと、関係者の認識が一致していきました。

#### Point 2

準備会では、医師会、三士会、社協、行政、家裁といったコアメンバーによる構成でしたが、審議会では、高齢・障害関係者、民生委員、人権擁護委員、学識も加わり、多角的な検討を行うことのできる構成となりました。

### 体制整備は、何から始めるのかではなく、何をを目指すのかから考えてみる

成年後見制度利用促進の体制整備にあたって、中核機関を先に立ち上げたらいいのか、協議会が先なのか、計画が先なのかといった疑問を耳にします。

三豊市ではあらかじめ逆算して考え、取組を進めていったとのこと。成年後見制度を利用してる人からの声として、「やってみただうまくいかない」、「専門職とうまくいかなかった」、「こんなはずじゃなかった」といった不具合を元々把握していました。同じ頃、国基本計画が示されたタイミングも重なり、担当者としては「中核機関」を利用して、この現場の不具合を解消しようと考えたとのこと。

そこで、三豊市では「中核機関」を設置するためには、考え方を示す「市計画」が必要。「市計画」を策定するためには、検討を行う「審議会」が必要。「審議会」を設置するためには、設置根拠となる「条例」がいる。では、まず「条例」を作るために、関係者からなる「審議会準備会」を作ろう。」といった流れを最初から逆算で組み、体制整備を進めました。

担当者の感覚としても、審議会まで作ってしまえば、あとは実際に回りだすとのこと。やってみて、うまくいってない部分を、それはまた審議会に戻して、話をどんどん回していったらいいと感じられるとのこと。

三豊市のように、市町村ごとに状況が異なる中で、こういった状態を最終的に目指して、そのために何をどう始めるのかという考え方が大切です。



### Ⅲ. 三豊市における体制の特徴について

#### 1. 直営・地域包括支援センターを中核機関のベースにした発想の転換

既にある権利擁護センターに委託や、市町村社協を少しイメージしながら考えるとといった市町村もある中、三豊市では直営の地域包括支援センターを中核機関整備の切り口にしています。

三豊市の場合、権利擁護センターが既存せず、センターを新設するとなると、ついでには回る話として、人とお金の課題があります。そして、行き詰まり、進まなくなることが多々あります。

そこで、三豊市では発想を転換し、人やお金をできるだけかけずに、あるものでどれだけ効果が得られるかという視点で検討を進めることにしたのです。

このような視点のもと、国の基本計画を確認しながら、「広報機能」「相談機能」等の業務をリス

トアップした上で、「これは直営で実施している地域包括支援センターで担うことができる」、「これは難しい」といった整理を行いました。

加えて、こうした内部的な整理だけにとどまらず、審議会を通じて、外部からも意見を収集し、考え方の強化も図っていきました。

また、検討の当初段階から障害セクションである福祉課と一緒に進めていたため、首長申立が生じた際の連携を含め、高齢者施策である地域包括支援センターが障害者も関連する中核機関のベースとなるという考え方に違和感を持つことはありませんでした。

#### 2. 香川県の体制の活用と市社協との連携による機能分担型中核機関

ただし、三豊市では、地域包括支援センターで中核機関のすべての役割を担うことは難しいとも考えていました。特に、利用促進機能や後見人支援機能の中には、地域包括支援センターだけではそこまではできないこともあると感じていたとのことでした。

そこで、三豊市の中核機関として必要な取組を整理したリストでは、かがわ後見ネットワークの事務局として専門職との連携に長けた香川県社協と、今後、法人後見から市民後見人への移行も見据えて市社協についても、各々が担うことのできる役割を位置付けていきました。

さらに、三豊市から香川県社協に、この構想を持ちかけた時には、元々それぞれが持っている機能を、今後どうしていくのかという視点でお互い

が見ていたこともあり、香川県社協が構想していた「支える中核」とも初めからイメージが擦り合っていたとのことでした。（「支える中核」についてはP.273を参照）

その後、市計画の検討を進めていた審議会において、香川県社協から「支える中核」の説明してもらい、幾度かの検討を経て、関係者で機能分担による整備の合意、共通認識を持つことができました。

図表 中核機関の機能分担

	中核機関		
	包括（直営）	社協（委託）	広域（委託）
機能等	チーム体制調整（地域ケア会議） 市長申立て 受任者調整（マッチング） 任意後見に関する相談	親族後見人、市民後見人等に関する 日常的な相談、支援 日常生活自立支援事業からの移行	受任者調整 市民後見人の養成 専門的な相談・支援
	（共通）周知・啓発、制度に関する相談、専門職との連携、家裁との連携		

（出典：三豊市成年後見制度利用促進基本計画）

具体的な機能分担の状況は図表のとおりです。実施スキームは変わらないものの、専門職派遣の仕組みは、三豊市から香川県社協への委託に切り替え、三豊市の事業としての位置づけとし、中核機関の分担状況を明らかにしています。

また、権利擁護の相談はいつどういった時に入るか確定しないものであるため、たらい回しにせず、来たところどこでも受け止められる状態にもしています。

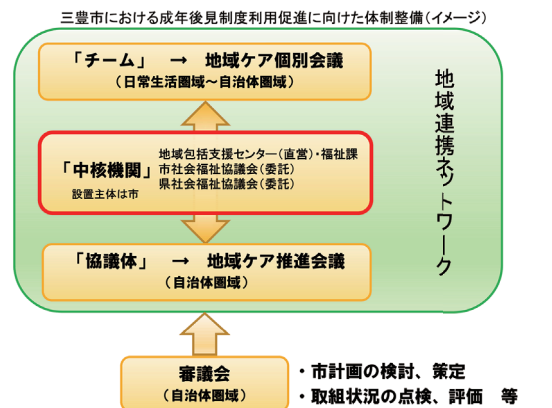
### 3. 「審議会」と「協議会」の役割

三豊市では、条例に基づく「審議会」と、地域ケア推進会議を充てた「協議会」を設置しています。これらは敢えて別々に設置を進めました。「審議会」では市計画の検討・策定や、取組状況の点検・評価を行うため、非常に専門的な議論にならざるを得なく、地域課題を話し合うことを目的とした「協議会」と分けることで、その役割や目的を明確にしています。

最近の「協議会」では、身元保証の話題が挙がりました。施設に入るときに、成年後見制度が、やはり役に立つという意見もありました。一方で、地域の中での困り事、自分たちの困り事を話している中で、「身元引受人がいなくて絶対駄目だ」とか、「成年後見人がいても駄目だ」とか言われることもあるという、様々な情報を共有する場となっています。

このように、三豊市では、地域ケア会議の枠組みを使いながら、個別の困り事の共有化・見える化、地域課題の把握を「協議会」で行い、具体的な対応策をどうするかとか、今後の市の方針については、「審議会」でしっかり議論していく体制を整えています。

図表 三豊市における体制整備のイメージ



(出典：三豊市提供資料)

#### 担当者より

中核機関をつくることのメリットは絶対あるので、悩んでもしょうがない。ないほうが困ると思います。

担当としたら、1人で抱え込まないで、助けてもらえる人が増えるのが中核機関です。

このメリットの大きさを考えてやってもらったらいいのかなと思います。



#### ■参考URL 連絡先

三豊市健康福祉部介護保険課内  
三豊市地域包括支援センター  
TEL：0875-73-3017



政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	高知県本山町	区分	単独 直営+委託（社協）
キーワード	小規模自治体の取組、地域包括支援センターと社協の連携		

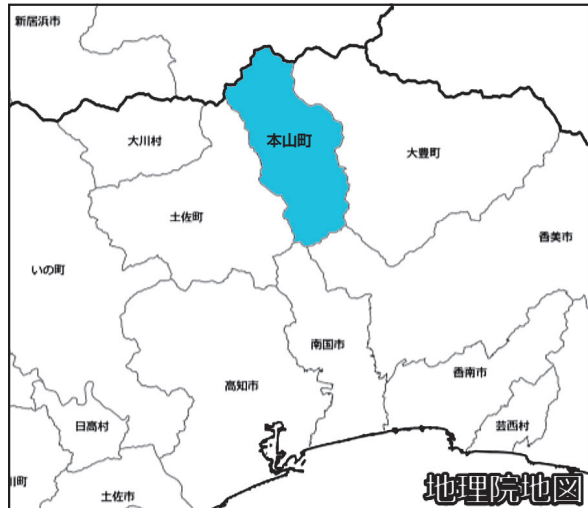
## 人口約3500人の小規模な町における中核機関の整備

### I. 概要

#### 1. 自治体概要

人口	3,486人
面積	134.22km <sup>2</sup>
高齢化率	45.44%
地域包括支援センター	1か所
日常生活自立支援事業利用者数	9人
障害者相談支援事業所	1か所
療育手帳所持者数	45人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	27人

(2018年度末時点・利用者数は2018年度実績)



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
16人	15人	1人	0人	0人

##### ②町長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	0件	0件	0件	0件
内訳	高齢者	0件	0件	0件
	障害者	0件	0件	0件

##### ③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
0件	0件	0件	0件

#### 3. 事例のポイント

##### ▶人口約3500人の町における中核機関

規模が小さな町が単独で中核機関を整備した事例です。実際の実務は既存の取組を生かしているが、「中核機関」という看板を掲げることで大きな変化がありました。

##### ▶国の基本計画を受け2年半かけ整備

町と社協が中心となり、専門職や関係機関とともに中核機関の整備、法人後見事業の立ち上げ、計画策定について約2年半かけて検討し、事業を立ち上げました。

##### ▶ケース会議を生かした受任調整

ケース会議にて、方針決定と受任調整を兼ねた検討を行っています。ケースの課題整理を行い、後見申立てが必要と判断された場合は、申立者、類型、候補者の選定を検討しています。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 相談受付の工夫
調整	他制度との連携 受任調整会議
市町村長申立	推薦 後見人候補者
市民後見人養成	親族申立の 相談・支援
法人後見	親族後見人支援
活用	補助・保佐の モニタリング・ バックアップ
任意後見制度	意思決定支援
取り扱い	個人情報 の設置
連携	都道府県等との 協議体、合議体
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2017年6月	国の基本計画を受け、町の健康福祉課、地域包括支援センター、町社会福祉協議会、障害者支援施設、高知県社協で「法人後見の実施に向けた協議」を開始、4回開催。 <b>Point 1</b> 近隣町の権利擁護センターを視察。
2018年2月	本山町権利擁護支援センター設立検討委員会を開始。 <b>Point 2</b>
2018年6月	本山町権利擁護支援センター設立検討委員会設置条例を整備。
2018年10月	本山町権利擁護支援センター事業の委託契約を本山町社協と締結（単年度）。
2018年11月	本山町権利擁護センター設置条例、 本山町権利擁護センター運営委員会設置条例、 本山町権利擁護センター事業実施要綱を整備。
2018年12月	本山町権利擁護センター（愛称さくら）整備。 <b>Point 3</b>
2019年3月	本山町権利擁護センター運営協議会を開催。
2019年9月	本山町成年後見制度利用促進計画を策定。



### POINT

#### Point 1

まずは中核機関設置に向けた検討を開始しました。町役場も社協も法人後見事業と権利擁護センターの役割を混同していることがわかり、勉強を兼ねて整理することとしました。

また中核機関の検討は、町の成年後見制度利用促進計画の整備と同時に行っています。

#### Point 2

権利擁護センター設立検討委員会では、司法・福祉専門職、家庭裁判所、県、障害者支援施設などに声をかけ、新たな体制枠組みで検討を開始しました。当時の設立検討委員会の委員の多くは、センター設立後の運営委員会委員として関わっています。

#### Point 3

2019年度の権利擁護センター委託事業費は、町一般財源（4405千円）、交付税（104千円）です。  
※但し、地域支援事業補助金や地域支援事業費交付金も活用しています。

#### なぜ町に権利擁護センターの設立が必要と考えたのでしょうか？

やまあいの町で、我慢するのが普通、という控えめな方が多い中、まずは一人で悩まなくてよいと、広報・啓発に取り組もうと考えました。

また困難事例を関係者が連携して検討する場を、組織的に整備する必要性を感じていました。



### Ⅲ. 本山町における体制の特徴について

#### 1. 中核機関の体制

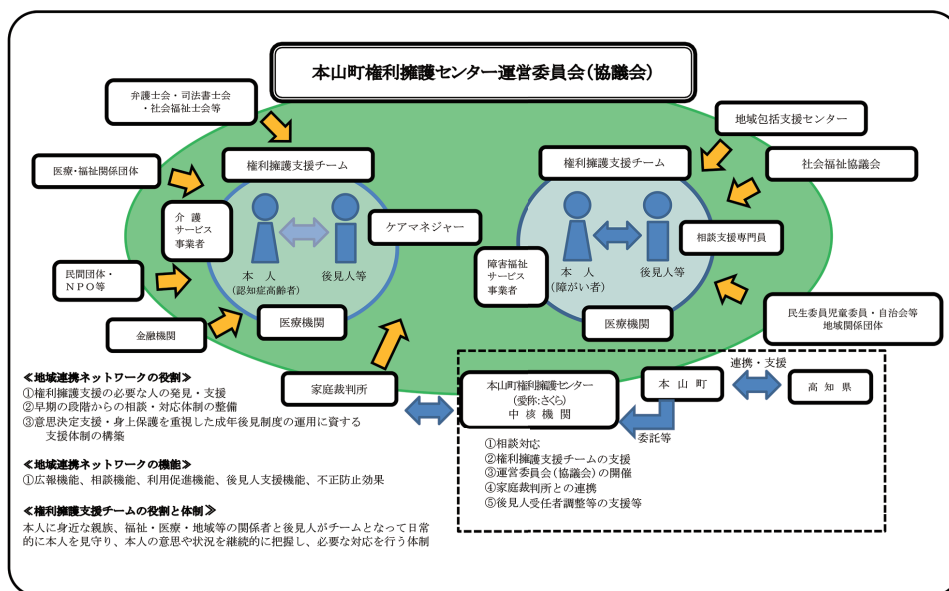
直営プラス一部委託 で中核機関の整備を行いました。担当者は、町役場健康福祉課1名、町社協の相談員（社会福祉士）1名です。

広報や相談対応、チームの支援、関係機関との連携等は町社協で対応していますが、町と適宜情報共有をはかり、町もサポート体制を整えています。

す。

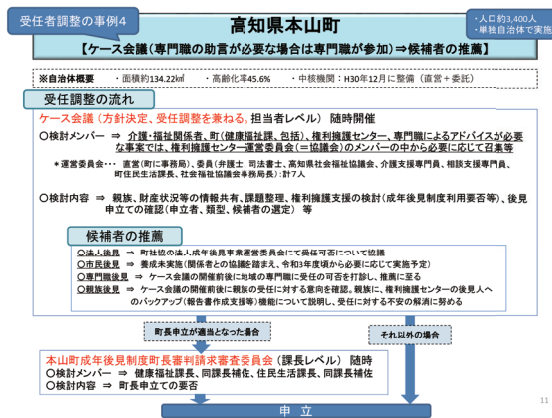
センターの運営委員会は協議会として位置づけられており、町が運営に関わっています。2019年度は運営協議会にて成年後見制度利用促進計画案の検討が行われました。

本山町権利擁護センター運営委員会（協議会）の体制



困難事例については、随時「ケース会議」を開催しています。ケース会議の検討メンバーは介護・福祉関係者、町（健康福祉課・地域包括支援センター）、権利擁護センター職員ですが、中核機関の委託内容に専門職の検討参加に伴う報酬も含まれているため、必要な時はすぐに専門職への依頼ができるようになりました。

ケース会議は、方針決定、受任調整も兼ねています。課題整理と権利擁護支援の必要性を検討するとともに、もし後見申立てが必要になった場合には、申立者、類型、候補者の選定までをケース会議で検討しています。



高知県本山町の受任者調整（厚生労働省HPより）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000571366.pdf>

## 2. 広報・啓発の取組

本山町における成年後見制度利用促進計画の検討では、本山町における課題項目として以下の4点があげられました。

- ①成年後見制度が知られていない。
- ②制度や手続きが複雑で、福祉関係者でも理解が不十分である。
- ③専門的な相談窓口がない。
- ④支援者数が少なく、関わったら多くの物事を担うと感じている。

このような課題を解決するためには、まずは成年後見制度の普及啓発が第一歩であり、住民の方々や専門機関、行政が一体となって、成年後見制度の理解を深めていくことが重要、と整理されました。

本山町権利擁護センターさくらのパンフレットは、本人にとってもわかりやすいよう、表現が工夫されています。



本山町権利擁護センターさくら パンフレットより

### 担当者より

需要がない、ということは絶対にありません。制度を必要としている人は、どんな山奥にもおられます。相談窓口が看板をあげておく必要があります。

窓口となる担当部署を決め、話し合いをはじめたら、かたちとなっていくのではないのでしょうか。



### ■参考URL 連絡先

高知県本山町健康福祉課

TEL : 0887-70-1060

URL : <http://www.town.motoyama.kochi.jp/>



## 中核機関における相談と関係する制度

総社市社会福祉協議会  
事務局次長 中井 俊雄

成年後見制度利用までの相談支援の流れについて、在宅で暮らす方を想定すると、民生委員など地域の支援者をはじめ、ケアマネジャーや相談支援専門員、地域包括支援センターや生活困窮者自立相談支援機関、日常生活自立支援事業や総合相談事業を行う社会福祉協議会などの地域の相談支援機関が成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の必要性に気づき、どこの権利擁護に関する専門機関に相談すれば良いだろうか、と考えるところから始まることが多いのではないのでしょうか。

これら地域の相談支援機関では、従来から財産管理や法的問題が中心の問題であれば、法律の専門家である弁護士や司法書士などへ、福祉的な問題が中心であれば、社会福祉士（ばあとなあ）などへ相談しています。しかし、通常はこのよう専門機関へつながる仕組みがあるわけではなく、それぞれのもつ知識や経験、関係するネットワークの中から、場当たりの、偶然につながっているということが多く見受けられます。

一方で、中核機関が設置され、地域の権利擁護に関する情報や経験が蓄積されていくことをイメージすると、様々な相談支援機関が、独自に得た経験やつながりに依拠するのではなく、その地域での権利擁護支援が一定の水準で確立され、より適切な支援につながるものが、容易に想像できます。

もちろん中核機関が成年後見制度の利用支援をはじめあらゆる権利擁護支援を一手に掌握し、抱え込むような支援を行うというわけではありません。中核機関は、関係する機関や窓口とつながりを持ち、その地域の実情に即した支援メニューから解決の仕組みを組み立てるなど、地域の権利擁護に関するプラットフォームとしての役割を担うことが重要ではないでしょうか。

また、中核機関には、地域の様々な相談支援機関から、自機関だけでは対応が難しい複合的な多問題重複事例が寄せられることが想定されます。こういった事例であっても、先に掲げた専門相談支援機関などとの役割分担をすすめ、地域や個人の実情に応じた制度やサービスによる支援方策をたて、関係機関の役割を調整するなど、事例への直接的なアプローチというよりは、むしろコントロールタワーとしての役割が求められているのではないのでしょうか。

そして、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の必要な人すべてに届くためには、中核機関とそれぞれの地域独自の専門相談支援機関などが、一緒に仕組みを描きながら、相互に役割や機能を理解し、有機的につながっていく事からではないのでしょうか。



## 日常生活自立支援事業と成年後見制度のよりよい関係

東京都社会福祉協議会 地域福祉部  
部長 川井 誉久

日常生活自立支援事業（以下「日自」とする）は、2000年4月に現行の成年後見制度が施行されるのに先立ち、1999年11月に導入されました。その趣旨は、成年後見制度と同様に、介護保険制度の導入に合わせ、判断能力が不十分な人でも必要な福祉（介護）サービスを選択し、事業者との契約により適切にサービスを利用できるよう支援することにあります。

もちろん、その点では新たな成年後見制度が大きな役割を果たすことが期待されましたが、利用者にとって裁判所を利用することへの心理的な抵抗感、申立手続きの煩雑さ、申立費用に対する負担感などにより、これを補い、必要に応じて代替するしくみとして日自が導入されたという経緯があります（社会福祉法2条3項12号及び81条）。したがって、本来、上記のような課題が払拭されれば日自はその役割を終え、成年後見制度に一本化されると考えることもできます。

しかし、日自には、本人と面談を重ね、きめ細かくアセスメントと意思決定支援を行った上で、自己決定に基づく契約と支援計画により支援を行うという貴重な特徴があります。また、支援にあたっては、福祉サービス事業者をはじめ関係者との協議や調整を重視していることも重要です。こうした日自の利点や強みを考えると、それはとりもなおさず、利用者にとっての貴重なメリットであるといえ、今後、成年後見制度を利用しやすい、よりよい制度に改善していく中でも、日自の存在意義は利用者にとっての重要な選択肢のひとつとして今後も大切にすべきといえます。

もちろん一方で、日自は本人との契約を前提とする制度である以上、日自の契約自体を有効に締結するだけの能力がない人はそもそも利用できません。また、日自による支援は、福祉サービスの適切な利用を援助することを中心に、日常生活上の見守りや助言、諸手続きの支援、金銭管理の支援等に限定されます。それを超える重要な法律行為（施設入所や相続行為など）や、多額な財産の管理などは日自ではなく、成年後見ならではの役割といえます。したがって、すでに日自を利用している人であっても、認知症の進行等により日自の契約を維持することが困難になったり、相続の発生等により高度な法律行為を行う必要が生じた場合等には速やかに成年後見に移行（あるいは併用）することが検討されなくてはなりません。

成年後見制度において後見人は、（たとえ第三者が後見人になった場合でも）“第2の家族”ともいうべき大切な存在であり、常に本人に寄り添い、適切な意思決定を支えつつ、本人をとりまく支援者や関係者に対しても大切なキーパーソンとしてかけがえのない役割を果たします。そうしたキーパーソンが存在が、適切でスムーズな質の高い支援を実現するにあたっていかに重要であるかは、福祉専門職でなくても明らかであり、日自には代われない大きな特徴といえます。

今後、両制度がこれまで以上にその特性を活かし、相互に連携を深めて、支援を必要とする人の生活と幸せの支え手となることが期待されます。

## 市民後見人の養成と活躍支援

市民後見人の養成には421自治体（24.2%）が取り組んでいます（2017（H29）年度）。  
市民後見人養成・活躍支援には、各地で多様な取組がみられます。

### ●複数自治体・都道府県域で養成研修を開催

複数の自治体や都道府県が関係団体（県社協、大学等）と連携して市民後見人養成のための研修等を行うパターンがあります。広域連携により、講師の確保や自治体経費の分散等、効率的・効果的に研修の実施が可能となっています。広域の研修修了者を対象に、自治体が追加研修を組み合わせる取組もあります。

事例 P.111甲府市、P.183たつの市等

### ●中核機関のバックアップにより、家裁が市民後見人を選任

中核機関が研修、面談等を通じ市民後見人をバックアップすることで、家庭裁判所に市民後見人が専任されている取組です。

事例 P.31旭川市、P.51いわき市、P.159伊賀市、P.179大阪市等

### ●複数専任（市民＋専門職）から市民単独選任への移行

受任時には専門職と市民後見人が複数後見を行い、困難な状況が解決されるなど、複数後見を継続する必要がなくなった場合に専門職が辞任、中核機関等のサポートを受けながら市民後見人が単独で活動する取組です。

事例 P.103横須賀市

### ●市民後見人が社協等法人後見の支援員（身上保護担当）として活動する取組

市民後見人が社協等と雇用契約を締結、非常勤職員等として法人後見の支援員として活動する取組です。市民後見人単独受任の前に、法人後見支援員としての活動を位置づけている自治体もあります。

事例 P.51いわき市、P.71栃木市

### ●市民後見人が広報・啓発に向けて活動する取組

市民後見人が各地域における住民・福祉関係者向けの成年後見制度の広報・啓発のための研修に出向く取組、紙芝居などによる広報活動を行う取組です。

事例 P.83浦安市、P.95町田市

## 既存の協議会の活用

体制整備の手引きは、国基本計画の記述をまとめ、協議会等合議体について以下のように整理しています。

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体。  
中核機関が事務局機能を担う。

さらに、国基本計画では、協議会に期待される成果として、以下の事項が例示しています。

- 1) 以下のような地域課題の検討・調整・解決
  - ・チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制を整備すること
  - ・困難ケースに対処するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること
  - ・多職種間での更なる連携強化を進めること
- 2) 成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについての、家庭裁判所との情報交換・調整

国基本計画は、「地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。」としていますので、権利擁護センターの運営委員会など、既存の仕組みを使った整備が進んでいます。

その他既存の会議の活用

- 地域ケア推進会議……………三豊市
- 自立支援協議会等……………志木市
- 高齢者虐待防止ネットワーク連絡会……白浜町
- 生活困窮者自立支援法の協議会……………総社市

協議会は、必ずしも一つの会議体である必要はありません。それぞれのネットワークの機能を拡充したり、複数の会議体を活用したり、打ち合わせ等を行うことによって「期待される成果」を発揮することができます。

さらに、基本計画は「地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援等を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。」(p.17)と示しており、都道府県が広域的・専門的支援を行う協議会を置くことも考えられます。



---

# 九州 の市町村事例

---



## 事例

事例番号	都道府県	自治体	中核機関・権利擁護センター等名称	ページ
43	福岡県	北九州市	権利擁護・市民後見センター	P.237
44	福岡県	久留米市	久留米市成年後見センター	P.241
45	大分県	臼杵市	臼杵市社会福祉協議会・臼杵市市民後見センター	P.245
46	宮崎県	延岡市、他	延岡・西臼杵権利擁護センター	P.249

## ポイント解説一覧

	テーマ	ページ
7	個人情報の取扱	P.256
8	小規模自治体における取組	P.258

## コラム一覧

	テーマ	ページ
15	中核機関立ち上げに向けて ～成年後見制度は専門機関・専門職にきかなきゃわからない～ 久留米市役所 小山 敬介	P.253
16	そろそろ「自治体と中核機関の連携」「役割分担」と考えることをやめませんか？ 豊田市役所 安藤 亨	P.254

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	福岡県北九州市	区分	単独・委託（一般社団法人）
キーワード	市民後見人		

## 各機関における既存の取組を活かした中核機関整備

### I. 概要

#### 1. 自治体概要

人口	950,182人
面積	491.095km <sup>2</sup>
高齢化率	30.4%
地域包括支援センター	24か所
日常生活自立支援事業利用者数	314人
障害者相談支援事業所	91か所
療育手帳所持者数	11,034人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	8,981人

（2018年度末時点、利用者数は2018年度実績）



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ① 成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
1,378人	1,015人	263人	83人	17人

（2018年10月末時点）

##### ② 市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	24件	18件	15件	3件
内訳	高齢者	17件	15件	3件
	障害者	7件	3件	0件

##### ③ 市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
122人	1人	28人	35人

（2018年度末時点）

#### 3. 事例のポイント

##### ▶（一社）北九州成年後見センター「みと」

弁護士を中心として地域の権利擁護支援を担う関係専門職種が参画し、平成18年、北九州成年後見センター「みと」開設。困難事案の法人後見を受任するほか、相談業務も実施。

##### ▶権利擁護・市民後見センター「らいと」

平成12年、市社協に日常生活自立支援事業などの権利擁護事業を行う権利擁護センター「らいと」（平成21年、権利擁護・市民後見センター「らいと」へ改称）開設（市より運営補助あり）。本人と親族の間で紛争性がなく、市民の視点で本人に寄り添った後見活動ができる事案の法人後見を受任するほか、市民後見人の養成・支援を実施。

##### ▶全体で4つの機能を担う地域連携ネットワーク

令和元年、市から委託により新たな機能を付加し、（一社）北九州成年後見センターに中核機関として「北九州市成年後見支援センター」を整備。地域包括支援センター等ともあわせて、権利擁護支援の地域連携ネットワーク全体で、広報、相談、受任調整、後見人支援の4つの機能を担えるようネットワーク構築を検討。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定任自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	バックアップ モニタリング・
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止（効果）	連携 専門職団体との

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2000 (H12) 年	市社協に、権利擁護センター「らいと」(H21、権利擁護・市民後見センターへ改称)を開設 ※2007 (H19) 年から、市民後見人養成事業を実施 <b>Point 2</b>
2006 (H18) 年	(一社) 北九州成年後見センター「みると」開設。法人後見を実施。 <b>Point 1</b>
2019 (R元) 年	北九州市成年後見制度利用促進計画策定。 既存の(一社)北九州成年後見センターに、中核機関を委託。 <b>Point 3</b>



### POINT

#### Point 1

(一社)北九州成年後見センター「みると」は、平成18年に、北九州市の権利擁護・虐待防止施策の推進を図るため、弁護士を中心として地域の権利擁護支援を担う関係専門職が参画し、開設されました。弁護士、司法書士、社会福祉士、老いを支える北九州家族の会等を構成員とするサポートネットと、市社協で構成されています。①権利侵害を受けている又は受けるおそれがある人の、いわゆる困難事案の法人後見を3人1組で受任するほか、②市民からの成年後見制度に関する相談業務や、③市長申立ての事務相談も受けてきました。

#### Point 2

平成12年に、市社協において、権利擁護センター「らいと」(H21年、権利擁護・市民後見センター「らいと」へ改称)を開設しました。「らいと」では、①日常生活自立支援事業、②本人と親族の間で紛争性がなく、市民の視点で本人に寄り添った後見活動ができる事案の法人後見の受任、③市民後見人の養成・支援を行っています。市民後見人については選任されない時期が続きましたが、成年後見制度利用促進の流れの中で、令和元年、福岡県初の市民後見人(個人受任)が誕生しました(市社協が後見監督人)。

#### Point 3

市は、令和元年度に、令和2年度までの北九州市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。計画では、(1)自己決定権と本人保護の調和、(2)地域連携ネットワークにおける成年被後見人等及び成年後見人等の支援並びにノーマライゼーションの進展を基本的考え方としています。北九州市は、計画の実施が始まった令和元年10月、既存の(一社)北九州成年後見センターに新たな業務を委託する形で、中核機関として位置づけました。

#### 「みると」の3人1組の法人後見とは何ですか？

「みると」では、法律職、福祉職、事務職が3人1組となって法人後見の1事案を担当しています。法的課題解決は法律職、月々の訪問は福祉職、事務書類の作成は事務職が担っており、お互いに補い合うことで後見事務を適切に進めることができます。現在、法人の常勤職員は8名(事務職2名、福祉専門職6名)で、専門職は登録制となっています。こうした体制により、現在、「みると」では150件の法人後見を受任しています。



## Ⅲ. 北九州市における体制の特徴について

### 1. 全体で4つの機能を担う権利擁護支援の地域連携ネットワーク

#### ■中核機関と地域連携ネットワーク

令和元年10月、北九州市は、(一社)北九州成年後見センターに中核機関(「北九州市成年後見支援センター」)を委託しました。4つの機能すべてを中核機関によって満たすのではなく、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門職団体との連携、地域包括支援センターや市社協をはじめとしたこれまで培ってきた権利擁護システムを活用した地域連携ネットワークの構築により4つの機能を満たすことを目指しています。

また、(一社)北九州成年後見センターは、家裁と顔が見える関係にあったことから、こうしたことも踏まえて、ネットワークの中で司令塔機能を担う中核機関として委託したものです。

#### ■(一社)北九州成年後見センターに付加した機能

中核機関の委託にあたり、市は下記の機能を(一社)北九州成年後見センターに付加しました。

成年後見制度や中核機関についてのPR 成年後見人等の支援 など
---------------------------------------

#### ①「認知症カフェ」を通じたPR

北九州市では、「認知症カフェ」の「カフェマスター」(介護予防等の講座の修了者)が、認知症家族からの相談に応じています。このカフェマスターや、認知症サポーター等、認知症についての関心が高い関係者に、成年後見制度や中核機関である北九州市成年後見支援センターのことについて、広報しています。

#### ②成年後見人等の支援

北九州市成年後見支援センターは、後見人等か

らの相談を受け、関係者間の協議の場の調整をすることとなっています。中核機関を受託している(一社)北九州成年後見センターは長年、困難な法人後見を受任してきており、家裁とも顔の見える関係にあることから、こうした機能が付加されました。

#### ■親族後見人への支援

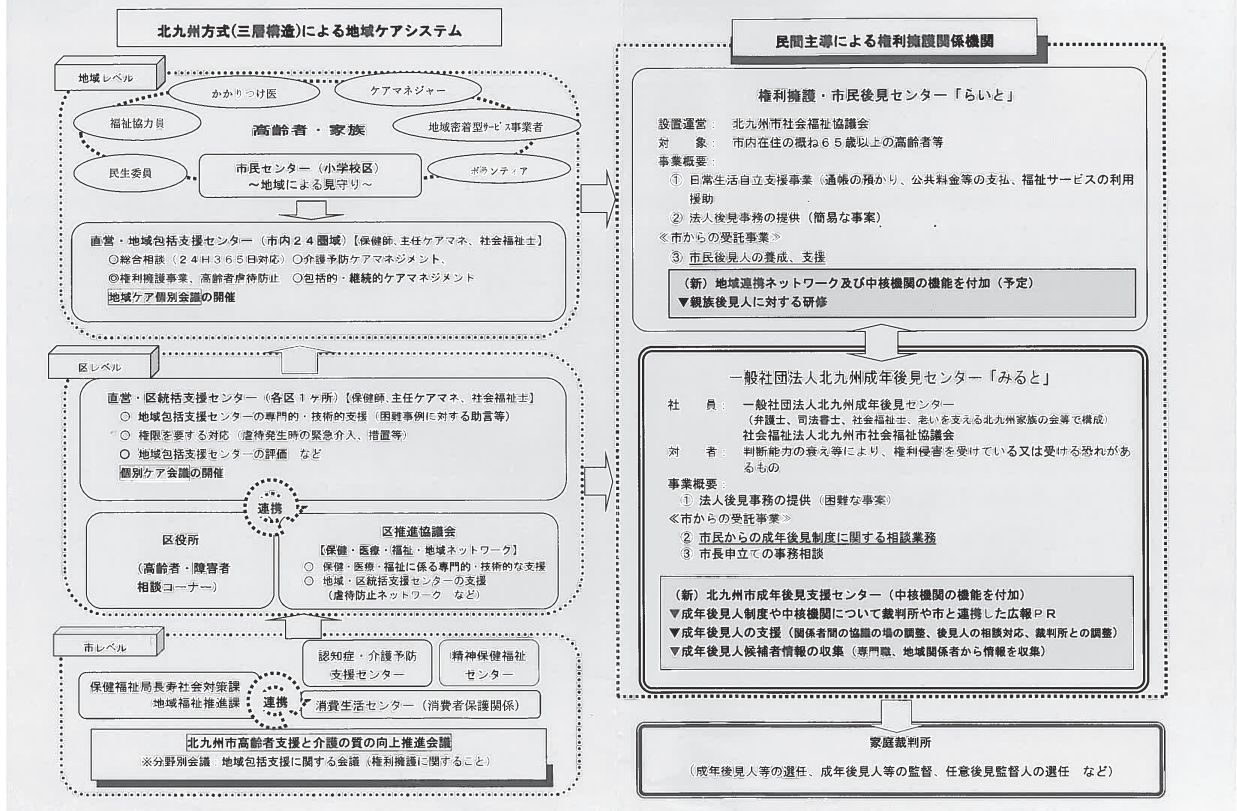
市では、市社協の権利擁護・市民後見センター「らいと」に委託している市民後見人向け研修を親族後見人にも拡大することができないかと検討しており、親族後見人への働きかけは、家裁の協力を得ながら、と考えています。

#### ■中核機関を整備する上での姿勢

中核機関の整備については、「走りながら考える」「考えながら走る」という姿勢で取り組みました。専門職や関係機関と「できることから取り組む」という合意ができたことで、取組を前に進めることができました。

現在、中核機関の業務を受託している(一社)北九州成年後見センターは法人後見を多数受任していることから、専門職の推薦などの受任調整(マッチング)機能の整備には課題が多いと感じています。

## 北九州市における官民協働の高齢者の権利擁護システム



### 担当者より

出口（受任調整、後見人支援）が見えないと、入口（広報、相談）には取り組めないという他自治体の声を聞いたことがあります。しかし、成年後見制度そのものが理解されていないという課題の解決は急務です。まずは広報・相談から始めて、地域全体で機能を揃えていけばいい、できるところから始めればいいと思います。



### ■参考URL 連絡先

北九州市保健福祉局地域福祉部長寿社会対策課  
TEL：093-582-2407

（一社）北九州成年後見センター「みると」  
TEL：093-884-0501  
URL：<https://www.miruto.info/>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	福岡県久留米市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	多機関連携、市民後見人養成 成年後見推進協議会		

## 既存の仕組みを発展させる中核機関の検討

### I. 概 要

#### 1. 自治体概要

人 口	304,703人
面 積	229.96km <sup>2</sup>
高齢化率	26.8%
地域包括支援センター	11か所
日常生活自立支援事業利用者数	164人
障害者相談支援事業所	28か所
療育手帳所持者数	2,545人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	3,054人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018（H30）年度実績）



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
621人	478人	122人	11人	10人

##### ②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	18件	16件	16件	11件
内 訳	高齢者	13件	14件	10件
	障害者	5件	2件	3件

##### ③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
106人	0人	14人	16人

#### 3. 事例のポイント

##### ▶久留米市成年後見センター

平成26年、久留米市社会福祉協議会へ成年後見利用推進事業を委託することにより、「久留米市成年後見センター」を設置。制度についての普及・啓発、総合相談や手続きへの助言等を実施。

##### ▶久留米市成年後見推進協議会

学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、行政で構成される久留米市成年後見推進協議会を、年2回程度開催。現在、中核機関の在り方を検討中。平成30年度には、家庭裁判所や専門職団体へのヒアリングも実施。

##### ▶令和2年度計画策定予定

地域福祉計画に包含する形で、令和2年度に成年後見制度利用促進の市の計画を策定予定。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	窓口周知 広報・相談、
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 の設置
連携	都道府県等との 協議体、合議体
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止（効果）	連携 専門職団体との

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2012 (H24) 年	NPO法人権利擁護支援センターふくおかネットへの委託により、市民後見人養成事業開始。 <b>Point 1</b>
2014 (H26) 年	市社会福祉協議会への委託により久留米市成年後見センター設置 <b>Point 2</b>
2015 (H27) 年	市民後見人養成事業を休止。
2018 (H30) 年	市社協に委託し、市民後見人養成を再開。 久留米市成年後見推進協議会にて、中核機関の在り方について検討。
2020 (R2) 年度	地域福祉計画に包含する形で、市の利用促進計画を策定予定。



### POINT

#### Point 1

法人後見を実施しているNPO法人権利擁護支援センターふくおかネットに委託し、市民後見人養成事業を平成24年～26年度に実施しました。しかし、福岡県内では市民後見人が選任されることがなく、平成27～29年度は、市民後見人の養成を休止しました。

利用促進法、国基本計画の流れを受け、平成30年度より市社協へ委託し、市民後見人養成事業を再開しました。



#### Point 2

久留米市では、平成18年頃から、成年後見制度についての普及啓発の必要性や総合窓口機能の設置の必要性、成年後見の申立てに対する相談や手続き支援のニーズに対応しなければならないと考えていました。高齢者のニーズが多いことから、高齢者福祉を担当している長寿支援課が主管となり、市社協に委託し、久留米市成年後見センターを設置しました。

#### 成年後見制度利用について、久留米市の地域としての特性がありますか？

他の地域と比べると、久留米市は、人口に対して制度の利用者数が多いと感じられるかもしれません。特に、保佐類型での制度利用が多いといわれます。

これは、精神科病院の数が多く、地域移行等に伴い、成年後見制度の利用ニーズが生じることが関係していると思われます。





### Ⅲ. 久留米市における体制の特徴について

#### 1. 久留米市成年後見利用推進事業の特徴

平成26年10月から久留米市社会福祉協議会に委託し、「久留米市成年後見センター」を設置、専任2名（社会福祉士）と兼務1名（課長）の3名体制で運営しています。権利擁護事業に関する市職員は3名（別事業と兼務）で担い、成年後見センターと連携しています。

##### 【成年後見利用推進事業の内容】

- ①久留米市成年後見センターの運営事業
  - a 制度利用に関する助言等の総合相談窓口
  - b 手続きなどの相談・利用支援
  - c その他、利用促進に必要な業務
- ②市民後見人候補者活動支援事業
- ③市民後見人及び成年後見制度の普及・啓発事業
- ④久留米市成年後見推進協議会の開催
- ⑤成年後見制度利用支援事業

##### ■アウトリーチ機能のある総合相談

久留米市成年後見センターでは、地域包括支援センターとも連携し、窓口に来られない相談者のところには訪問して相談対応を行うなど、アウトリーチによる支援も行っています。平成26年からセンターを設置してきたこともあり、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援相談等の多機関との連携が進んでいます。

社協に成年後見センターがあることで、日常生活自立支援事業との連携、成年後見制度への移行もスムーズに行うことができます。時には、日常生活自立支援事業の担当者と成年後見センターの担当者が二人で訪問し、本人にとってどちらの制度を使うことが適切かを検討し、本人とともに話

し合っています。

また、障害者基幹相談支援センターも社協に委託されているため、障害福祉分野とも円滑に連携することができるというメリットがあります。

##### ■成年後見推進協議会

平成26年度から行政の主催により、「久留米市成年後見推進協議会」を年2回程度のペースで開催しています。協議会委員は、学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、行政で構成されており、市民後見活動の推進及び成年後見制度の利用促進などに関する協議、検討を行ってきました。平成30年度は、中核機関の在り方の検討に際し、専門職団体と家庭裁判所にヒアリングを実施しました。

また、今年度は、協議会において、個別事案の検討（制度利用の必要性の検討、後見人の受任調整）も行っています。中核機関となった場合にどのように後見人を支援していくのかを見据えての検討です。また今年度、経済的虐待やネグレクト、やむを得ない事由による措置に対する市長申立を徹底した結果、平成31年度における市長申立件数は、今までで最も多い23件となりました。

##### ■権利擁護の地域連携ネットワークへの発展

このように、久留米市成年後見センターは、すでに広報、相談機能を有しています。また、成年後見制度の利用につなぐネットワークも機能しています。久留米市としては、現在、受任調整や後見人支援機能についてもしっかりとした検討を重ね、後見人が選任された後の、出口部分のネットワークを整えた上で、久留米市の「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」としたいと考えています。

## 2. 市民後見人養成について

平成26年度から「NPO法人権利擁護支援センターふくおかネット」に委託し、久留米市市民後見人養成講座を基礎研修・応用研修の構成で11日間、全42講座を実施してきました。

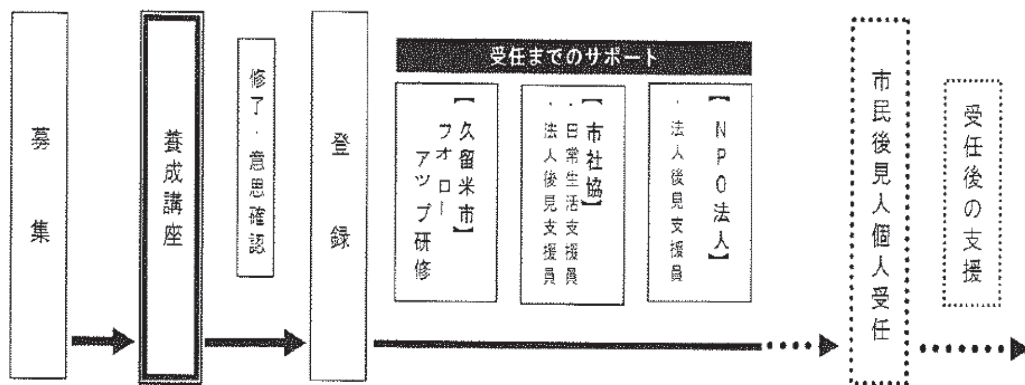
現在では、久留米市社会福祉協議会に委託して市民後見人養成講座やフォローアップ研修を実施しています。

平成31年3月末時点において、市民後見人養成

者数は106人（累計）となっており、法人後見支援員14名、日常生活自立支援事業の生活支援員16名となっています。

なお、市民後見人の活動の推進に関する事業（講演会や説明会の実施、チラシや広報などでの市民への周知・啓発）についても、年3回程度久留米市社会福祉協議会に委託して実施しています。

### ○久留米市市民後見人養成講座修了生の活動について



※点線以降は、市民後見人の個人受任が可能となった場合

### 担当者より

取組を進めるために、まずは家庭裁判所や専門職と相談し、地域での取組がどのようになっているのか把握することが大事だと思います。



### ■参考URL 連絡先

久留米市役所 健康福祉部 長寿支援課  
TEL：0942-30-9038

久留米市社会福祉協議会 久留米市成年後見センター  
TEL：0942-30-2732

<http://www.heartful-volunteer.net/shiritai/102jigyou/kouken>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	大分県臼杵市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	条例制定、市民後見人の養成、受任調整		

## 条例を制定して市民後見センターを中核機関に

### I. 概要

#### 1. 自治体概要

人口	38,589人
面積	291.08km <sup>2</sup>
高齢化率	39.25%
地域包括支援センター	1か所
日常生活自立支援事業利用者数	62人
障害者相談支援事業所	2か所
療育手帳所持者数	369人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	251人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
184人	169人	11人	4人	1人

(2019年3月末時点)

##### ②市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	3件	5件	8件	0件
内訳	高齢者	2件	3件	7件
	障害者	1件	2件	1件

##### ③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
84人	35人	22人	2人

(2018年度末時点)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶中核機関整備に向けて条例を制定

中核機関の整備に向けて、まずは「臼杵市成年後見制度の利用の促進に関する条例」を制定。そこを起点に審議会の設置、後見制度利用促進基本計画策定、中核機関を整備。

##### ▶家庭裁判所の協力

家裁に審議会へのオブザーバー参加依頼を機に受任調整へのアドバイス等協力が得られるようになった。

##### ▶大分県内市民後見人第一号を目指す

市民後見人養成講座の出口は法人後見の支援員だったが、法人後見の支援員からのリレーにより、県内初の単独受任の市民後見人の誕生に向けて、家裁と相談しながら準備中。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談 窓口周知
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 の設置
連携	都道府県等との 協議体、合議体
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2012年	市民公開講座を1回開催、約60名の市民が参加。 市民後見人養成講座（基礎編2日間8時間）を開催（受講生20名のうち10名が修了）。
2013年	市民後見センター設置を目指し、市民後見センター運営検討委員会を設置。 市民後見人として活動する際に必要となる専門的な知識が得られるように、市民後見人養成講座（応用編7日間42時間）を開催（受講生18名のうち14名が修了）。
2014年	臼杵市市民後見センター設立。
2018年2月	成年後見ニーズ調査実施。 <b>Point 1</b>
2019年4月	臼杵市成年後見制度の利用の促進に関する条例を施行。
2019年11月	臼杵市成年後見制度利用促進基本計画を策定。 <b>Point 2</b>
2020年1月	臼杵市市民後見センターを大分県内初の中核機関と位置づけ。 <b>Point 3</b>



### POINT

#### Point 1

成年後見ニーズ調査の結果から、民生委員のなかでも後見制度や後見センターを知っていると答えた人は半数程度でした。そうすると市民の認知はもっと低いと思われ、民生委員等への研修の必要性と、制度やセンターの広報の重要性を改めて認識させられました。また同調査からは、今後後見ニーズの高まりが予想されることや市民後見人への期待も明らかになりました。

#### Point 2

「臼杵市成年後見制度の利用の促進に関する条例」において「臼杵市成年後見制度利用促進審議会」を設置。審議会により「臼杵市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。そしてこの基本計画において、市民後見センターが「地域連携ネットワークの核となる役割を担うこと（中核機関）」が明記されました。

#### Point 3



出典：臼杵市市民後見センターHPより【大分合同新聞掲載記事】

### なぜ条例の制定を先行させようと考えたのでしょうか？

最初に条例を作ったのは埼玉県の志木市でしたが、こうした事例について、研修やニュースレターで見ると、条例を作るとその後の取り組みがスムーズにできると思われたので、まずは条例から作れば早く進むと考えたからです。



### Ⅲ. 白杵市における体制の特徴について

#### 1. 中核機関整備に向けた条例の制定～基本計画の策定

白杵市市民後見センターは、既に中核機関の機能を十分に備えていて、中核機関と名乗ってよいものと思っただけでしたが、白杵市においては、中核機関の整備に向けた手順として、成年後見制度利用促進基本計画の策定があり、その前段として条例の制定から始めることが望ましいと考えま

した。

というのも、中核機関の整備が求められているなかで、せつかくならば国が求めているレベルの良いものを作りたいとなったときには、それを検討する場が必要となります。また基本計画の策定の根拠となるのが条例になると考えたからです。

#### 3-2. 白杵市成年後見制度利用促進に関する条例 策定

##### 白杵市成年後見制度利用促進審議会(R1.5~)

###### 委員構成

- ・ 弁護士 ・ 司法書士 ・ 医師
- ・ 社協会長 ・ 高齢者施設職員
- ・ 障がい者施設職員 ・ 民生委員児童委員
- ・ 包括支援センター職員 計8名

###### オブザーバー

- ・ 大分家庭裁判所
- ・ 大分県福祉保健部福祉保健企画課



白杵市における成年後見制度の利用を促進していくための**基本計画**の策定  
地域連携ネットワーク(連絡協議会)の中心となる**中核機関**の設立

	日時	内容
第1回	令和元年5月15日	・ 白杵市成年後見制度利用促進審議会について説明
第2回	令和元年6月27日	・ 白杵市成年後見制度利用促進基本計画(素案)の作成について
第3回	令和元年8月8日	・ 白杵市成年後見制度利用促進基本計画(素案)の概要について ・ 先進地の取組み紹介(長野市社会福祉協議会)
第4回	令和元年8月22日	・ 白杵市成年後見制度利用促進基本計画(案)について
第5回	令和元年9月19日	・ 白杵市成年後見制度利用促進基本計画 ・ 今後の取組みについて

10月1日～ 白杵市成年後見制度利用促進基本計画

#### ■白杵市成年後見制度利用促進審議会について

「白杵市成年後見制度の利用の促進に関する条例」において「白杵市成年後見制度利用促進審議会」を設置。審議会により「白杵市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

5回の審議会のなかで、先進的な取組をしている長野市社協の方に来て頂き委員で勉強し、白杵

さらに、元々後見センターの取組が素晴らしいと思っていたので、市の担当としてもっと発信していきたいという思いがありましたが、条例の制定が県内では初となるので、先駆的取組みとしてアピールポイントとなることもメリットと捉えていました。

今までは後見センターがしっかり動いてくれているので、委託したら、任せたまの形で十分に機能していました。しかしながら、中核機関は市が整備するものですし、基本計画も市が定めるものになるので、そこは市もしっかりやるという気持ちと、一緒に協働してやったほうが良いものができるのではないかとこのことで取り組みました。

市はどういう感じかというイメージを共有してもらい、4回目は、ある程度固まった計画の案を示し、おおかたの内容を確認。5回目に最終確認をして審議会は9月に終了し、10月1日から基本計画を確定しました。この基本計画を基に、2020年の年明けに、白杵市市民後見センターを中核機関として位置づけました。

## 2. 受任調整に向けた取組みと大分県市民後見人第一号

### ■家庭裁判所の協力

中核機関や基本計画策定に向けて条例を作ろうということになったのは2018年12月ごろでしたが、その条例を基に設置する条例審議会においては、やはり家裁の協力や県の理解が必要となると考えました。そこで条例を策定する2019年2月の時点で次年度以降の臼杵市の取組みにおいて、まずは審議会へオブザーバー参加を依頼しました。

審議会には家裁と大分県もオブザーバーとして参加しています。家裁の書記官の方が前向きに取り組んで理解を示してくれていて、毎回加わって頂き、2020年1月から行う予定の受任調整の新しい枠組み（受任調整会議）に向けたアドバイスを受たり、大分県内で第1号の市民後見人の単独受任に向けても話を進めました。

こうしたアドバイスを受けて受任調整については、2020年1月の中核機関の整備に合わせて準備を進めていて、2019年8月に三士会と行政の高齢者支援課と福祉課長、社協で模擬受任調整会議を行いました。この時は見様見真似でしたが、2020

年度からは、毎月ケースをあげて同様の受任調整の会議を実施していこうと考えています。

市民後見人養成研修受講者については、現状では法人後見の支援員としての活動となっています。今後は、現在、既に法人後見支援員として活動している事案について、今の支援員がそのまま市民後見人になり、社協が法人監督人として支えるという形で、2020年の3月頃には県内の市民後見人受任第一号の実現が見込まれています。

### ■うまく進められた要因について

市と社協（センター）が密接に連携して取り組んでいるのが一番大きいと思います。市だけで考えたことを一方的に社協（センター）に依頼するのではなく、ひとつひとつをお互いで確認しながら進められたことが良い結果につながりました。

現在も市と社協（センター）で毎月情報交換、情報共有の打合せをしていますが、今後も細かいことも確認しながら取り組んでいきたいと考えています。

### 担当者より

権利擁護は、その人の人生の一番最期の部分に関わることになる、避けては通れない問題なのではないかと思っています。今回中核機関というかたちで動き出しますが、こういう問題は率先して取り組むべきこと。他の市も、いずれは取り組まなければならないことだと思うので、この事例が参考になればと思います。

市とセンター（社協）はお互いやる気があり、目標が共有されているところで段階的に進んでこれたと思います。回を重ねながら、ひとつひとつのスマールステップから先を見据えた目標立てができたので、条例から基本計画、中核機関整備につながったのだと思います。こうした行政と社協との良い関係、目標共有が進む第一歩になったと思います。



### ■参考URL 連絡先

臼杵市役所 福祉課  
TEL : 0972-63-1111 (1176)  
URL : <https://www.city.usuki.oita.jp/>  
(市のトップページ)  
臼杵市市民後見センター  
TEL : 0972-62-4488  
URL : <https://usuki-shakyo.jp/publics/index/71/>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	宮崎県延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	区分	広域・委託 (一般財団法人)
キーワード	県のサポート、定住自立圏、プロポーザル、家裁との連携強化、定期巡回		

## 定住自立圏を活用した広域による中核機関整備

### I. 概要

#### 1. 自治体概要 (延岡市)

人口	122,519人
面積	868.02km <sup>2</sup>
高齢化率	33.35%
地域包括支援センター	11か所
日常生活自立支援事業利用者数	26人
障害者相談支援事業所	17か所
療育手帳所持者数	1,301人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	810人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



#### 2. 成年後見制度の関連状況 (延岡市)

##### ① 成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
329人	259人	51人	15人	4人

(2018年12月末時点)

##### ② 市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	23件	44件	22件	8件
内訳	高齢者	18件	41件	17件
	障害者	5件	3件	5件

##### ③ 市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
17人	0人	0人	0人

(2018年度末時点)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶ 1市3町の定住自立圏による広域連携

延岡市と西臼杵地区3町（高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）が定住自立圏形成協定（変更協定）を締結。広域連携による中核機関を整備。

##### ▶ 宮崎県による積極的なサポート

広域による中核機関の整備に向けた各市町担当者での協議に県がオブザーバー参加。情報提供から先進地視察や研修の補助、講師の紹介までサポート。

##### ▶ 市町担当者による連携推進

県の協力等を仰ぎながら各市町の担当者レベルで協議を繰り返し、中核機関を整備。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 相談受付の工夫
調整	他制度との連携
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
連携	任意後見制度 モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との 連携

## Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2018年5月	各市町での現状の共有。 利用促進（基本計画、中核機関、法人後見等）に関する意見交換。 中核機関の広域設置の合意。
2018年6～9月	7月を除く毎月各市町担当者で集まり、中核機関のイメージ、機能、求められる職種、人員、予算等について検討（県長寿介護課がオブザーバー参加）。
2018年10月	先進地視察（知多、尾張東部、豊田市）。 <b>Point 1</b>
2018年11月	管理職向け研修会、成年後見ネットワーク会議開催。 <b>Point 2</b>
2018年12～翌2月	中核機関の業務、職員配置基準、予算、プロポーザル等について協議。
2019年3月	定住自立圏形成協定（変更協定）締結。 <b>Point 3</b> 1市3町における中核機関設置運営に関する覚書の共有。
2019年4～9月	プロポーザル準備、事前説明会、公募、プロポーザル選定委員会実施。 ⇒受託者は一般財団法人延岡市高齢者福祉協会に決定。
2019年10月	中核機関の運営スタート（委託契約、4市町協定締結）。



### POINT

#### Point 1

県による補助を活用して、愛知県内の3ヶ所を視察しました。中核機関の機能等、2018年6月に話し合った中核機関のイメージを踏まえて視察したことによって、どういうところが足りないのか、どのような工夫をしたらより良くなるのか、検討をすすめることができました。

#### Point 2

先進地視察の参加者は担当者レベルだったので、管理職（延岡市は部長と関係課長、西臼杵3町は副町長と関係課長）にも中核機関について理解してもらうために開催しました。研修会は尾張東部のセンター長による中核機関や成年後見制度利用促進の必要性などについての講話。ネットワーク会議では厚労省の専門官による成年後見利用促進の国全体の状況報告、延岡市内の専門職の理解を深めるとともに、関係機関同士の距離感を近づけるための意見交換会を実施しました。

#### Point 3

2018年5月から2019年2月までは、1市3町が一緒に取り組む必要があるという根拠や裏付けがありませんでした。

そこで、2018年9月頃から、定住自立圏を活用し、協定を締結しようという話が出て、3月に定住自立圏の協定締結（変更協定）となりました。

#### なぜプロポーザル方式を採用したのでしょうか？

この事業自体が初めての取組であることを踏まえ、意欲のある方々から主体的に幅広い提案をいただきたいと考え、公募しようということになりました。





## Ⅲ. 延岡市における体制の特徴について

### 1. 中核機関整備のきっかけについて

2018年4月頃に高千穂町で活動している延岡市の後見人から、高千穂町の成年後見制度利用支援事業の要綱が延岡市と違うので合わせてほしいという問合せが高千穂町にあり、両市町の担当者が直接会って話したことが契機となりました。成年後見制度の利用促進を図りたいという思いがある一方で、両市町とも中核機関の整備において予算等の共通の課題があったところから、相互に連携することで課題を解決できるのではないかとということで、中核機関の検討が始まりました。

地理的条件もあり、五ヶ瀬、高千穂、日之影の西臼杵3町は、高齢者福祉の関係でひとつのネットワークでつながっていたので、日之影町と五ヶ

瀬町も一緒に取り組む方が望ましいのではないかとということで、高千穂町が日之影町と五ヶ瀬町と調整して5月に1市3町の各市町担当者が集まったのがスタートです。

元々、延岡、西臼杵は、定住自立圏で延岡市が中心市でした。また、宮崎家庭裁判所延岡支部の管轄下であったことや、延岡市の担当と家裁の関係性が、市長申立てについて受任調整を行っていたことにより既にできていたことも連携しやすかった一因といえます。そして、最終的に広域にインフラとして中核機関を整備するという結論から、定住自立圏形成協定（変更協定）締結という形で実を結びました。

### 2. 宮崎県からの積極的なサポート

2018年5月の会議を行った際には、中核機関のイメージが漠然としたものでしかなかったので、まずイメージを固めようということで6月の会議からは宮崎県の担当者にも参加してもらって、他市町村の先進事例等の情報提供を受けながら中核機関の機能、予算規模、人員配置等のイメージを築いていきました。広域で取り組むところや、法人後見関係や地域連携ネットワークに取り組むと

ころに対して県が実施している補助（具体的には先進地視察や先進地からの講師調整等）を利用して先進地視察や管理職向けの研修とネットワーク会議を行いました。ここでも講師の紹介まで県がサポートしてくれています。また、私たちでは把握できない成年後見の利用者数、家裁がもっている統計等を提供してもらえたので、企画や中核機関の設置も進めやすかったです。

### 3. 各市町における費用の負担について

費用の負担については、延岡市の方で案を練りました。他の先進地を見ると、人口割が9割で、均等割が1割という事例がありますが、それでは延岡市の負担が明らかに上がり、3町は少なくなるため、延岡市としてはその負担割合での協定は

厳しかったです。一方で3町にとっては、1人雇うより安い金額で、なんとか対応できないだろうか考えた結果、今の均等割4割、人口割6割というところに行き着きました。

3町の立場としても、直営で運営するとしても、

専門職を募集してもなかなか人も集まらないため、包括の職員の他の業務にも影響が出てくることも予想されます（3町はいずれも地域包括支援セン

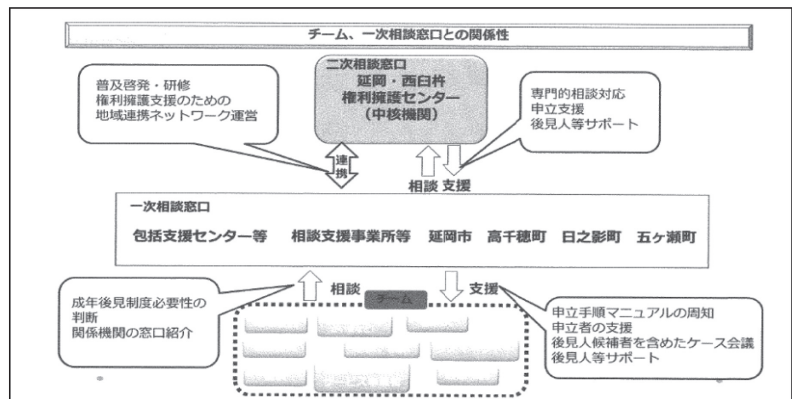
ターを直営で実施）。そのため、この費用負担でも広域で連携したほうがよいという結論に至りました。

#### 4. 一次相談窓口との関係性について

延岡・西臼杵権利擁護センター（中核機関）は二次相談の窓口として設置されていて、各市町の包括支援センター、相談支援事業所等の相談支援を行っています。中核機関の拠点を延岡市に設置することにより、西臼杵3町からは遠くなることにはなりますが、そこに対してしっかりとアプローチして

いけるように定期巡回を入れています。具体的には、事務所の所在地は延岡市でも、2人の専門員のうち、1人は西臼杵に張り付いていて、3町の状況確認や町側からの要望等を聞くために最低でも月1回は3町に行っています。また、定期巡回以外にも、相談等、その都度対応を行っています。

また、家裁との連携を強化する観点から、家裁延岡支部に対しても定期巡回を実施しており、進捗状況報告や意見交換を行っています。



#### ■参考URL 連絡先

延岡市役所 健康福祉部 高齢福祉課  
 TEL：0982-22-7016  
 URL：<http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/index.html>  
 (市のトップページ)  
 延岡・西臼杵権利擁護センター  
 TEL：0982-20-4515  
 URL：[https://www.emuemukai.jp/service/yougo\\_cent](https://www.emuemukai.jp/service/yougo_cent)

#### 担当者より



中核機関ができたことで、この延岡地域で成年後見の利用促進がなされるという意識の高まりが関係機関のなかで感じられるようになりました。行政もそうですが、地域包括支援センターや、ケアマネジャー、介護保険事業者、相談支援事業所等の意識が権利擁護に向いてきました。

今後、県内外のいろいろな地域で立ち上がっていく中核機関とも、中核機関同士で連携を図っていきたいと思っています。

中核機関の整備に向けて1市3町でいろいろな協議を重ねていきました。成年後見に限らず、虐待など他の福祉分野でも延岡、日之影、高千穂、五ヶ瀬、権利擁護センターの方等にご意見を伺える…何回も会議を重ねたなかで信頼関係が築け、他の事業のことで情報交換しやすくなったのもメリットでした。また、取組を通じて家裁の敷居が低くなったこと、公証人や弁護士などの関係機関との連携がより図りやすくなったことも、すごくよかったです。



## 中核機関立ち上げに向けて ～成年後見制度は専門機関・専門職に聞かなきゃわからない

久留米市役所 健康福祉部 長寿支援課  
小山 敬介

成年後見制度の中核機関は、他の支援機関の立ち上げに比べて大きく違うところがあると思います。

一番は、社会システムが、現実的には個人の自由意志を前提として機能していると経験的に多くの人が感じているので、成年後見制度自体が非常にアプリアオリ（概念的・観念的）な制度に見え、現実的かつ厳密な運用は厳しいと感じられる…ということかなとは思いますが、この問題は、考えても深みにはまる（信頼や信用・他者性の問題）ばかりなので、脇に置いておくことにします。

厳密的には不十分でも、この制度は、現実、動いているので、この制度の機能の一部を自治体で動かすということですが、まあ、そうは言っても、

- ①成年後見制度が、民法の枠組みの中で家庭裁判所を中心として運用されてきているので、法制度に寄っている。
- ②3士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）を中心とした専門職団体との連携が必要となるため、コミュニケーションを行うためには、ある程度の専門性が必要となる。
- ③財政的支援（特に人的措置）が受けづらいスキームで、予算措置が難しい。

等が、他の相談機関の立ち上げに比べて、難しいところではないかと思うところです。

じゃ、最初に何をやるかといったときに、①②は「考えるより聞いたほうが早い。」ということかなと思います。

この事例集にあがっている自治体は、家庭裁判所や3士会等の専門職団体と関係性ができているわけなので、まずは、家庭裁判所や3士会の関係者に相談に行くことが重要だと思います。

前提としては、現行の成年後見制度が、家庭裁判所を中心とした、専門職団体、法人後見団体との関係において成立しているから、地域でそのメカニズムがどのようになっているかを知ることがまず大事なのではないかということなのです。

最寄りの専門職団体や家庭裁判所は、普段会って話す機会があまりないので、とっつきにくい感じはありますが、相談されれば、きっと協力をしていただけるはずですよ。

それから、予算をどうするか、既存の仕組みで代替できることはないか（地域連携ネットワークや相談機能）等を考えていければよろしいのではないかと思います。

これに、都道府県の担当を組み合わせ、（もちろんこの事例集も参考にさせていただきながら）中核機関に向けた協議を行っていたければ幸いです。



## そろそろ「自治体と中核機関の連携」「役割分担」と考えることをやめませんか？

豊田市福祉総合相談課  
主査 安藤 亨

豊田市は市役所と成年後見支援センターの連携により、中核機関を担うこととしている。そして、私が自治体職員であるからかもしれないが、講師依頼や視察対応の際に、「自治体と中核機関の連携や役割分担をどのように進めたらよいか」と聞かれる機会が非常に多くある。本コラムでは、このことについて少し考えてみたい。

まず、中核機関とは何か、少し振り返ってみよう。国基本計画では、市町村単位での地域における連携・対応強化の推進役であり、直営又は委託などでの運営を基本とし、複数の機関に役割を分担するなど柔軟な設置も含めた位置付けとされている。そして、実務の手引きにおいては、中核機関の職員に求められる力として、①アセスメント力（状況を正確に見立てる力）、②ファシリテーション力（多様な力を引き出し、合わせ進める力）、③マネジメント力（様々な動きを管理する力）、④プレゼンテーション力（企画・提案する力）、⑤政策形成力（仕組みにする力）が挙げられている。これらのことから、中核機関そのものに対し、高度な法的専門性などを必須要件としていないとも示唆できる。

今度は自治体について考えてみる。自治体行政には、大きく分けて、ガバメント（統治）とガバナンス（自治）という2つの役割や意味合いがあると私は考えている。このこ

とを踏まえると、申請・許可、給付などの制度の執行に慣れてきた職員からみれば、中核機関は専門性を理由に外部が運営するべきとするであろう。一方、多様な主体の合意形成のもと進められるガバナンスの視点に立てば、中核機関こそ、まさに自治体及びその職員が担うべきものではないかと感じるはずである。（こうした観点もあり、豊田市福祉部では、「制度の執行者」から「制度を知った発想者」へ転換していくことを職員の心構えの一つとして謳っている）

以上のことから、中核機関は団体や組織ではなく「機能」であり、そして求められる役割も中核機関≠自治体と整理できるのではない。しかし、このように論じながらも、直営絶対論を述べたいのではなく、社会福祉協議会やNPO法人への委託は、むしろ中核機関を「機能」と捉えるのであれば必要なことであるし、「中核機関=自治体」ではなく、「≠」と敢えて表現している部分を埋める意味では必然性もあると考えている。

つまり、権利擁護支援の地域連携ネットワークを整備する上では、組織間の協働のような「自治体と中核機関の連携」という発想は捨て、中核機関が担うべき機能に対し、「市役所は何を行うのか、委託先である社会福祉協議会やNPO法人は何を行うのか」と考える視点が重要ではないであろうか。（自治体

---

ではなく、具体的な行政事務を行う市役所と  
敢えて表現を変えている意味も合わせて考え  
てみてほしい。)

そして、役割にはきっちりと線が引けない、  
または引くことがナンセンスな場合もあるの  
で、役割の分担ではなく、その重複も含めた  
「役割の整理」として伝えたいと思うが、ポ  
イントは2点であると考えている。それは、  
「委託先である社会福祉協議会やNPO法人は  
何が得意であり、どういったときに困るの  
か」「境界や分野を誰とどう連結させるか」  
である。

例えば、広報機能の業務として、診断書様  
式の改定と本人情報シートの新設といった新  
しい仕組みについて、関係者の理解を深め、  
自分の地域で浸透させることが必要だったと  
しよう。具体的な書き方の助言や説明資料の  
作成などは、実践者である社会福祉協議会や  
NPO法人は得意であるだろう。では、この  
新しい仕組みの必要性や重要性を、ケアマネ  
の団体、医師会、ケースワーカーの所管課な  
どに語りかけ、組織的な協力を得ていく場面  
はどうだろうか。こうした場合に、委託先で  
ある社会福祉協議会やNPO法人だけで可能  
であろうかと考える視点が重要であると私は  
考えている。もちろん結果、市役所が不適な  
場合もあるだろうし、それ故「協議会」の重  
要性に気付くかもしれないが、その視点が大  
切なのである。

また、組織的な連携や分野横断的に取り組  
むことは、なかなか骨が折れる部分もある  
のが正直な感想である。だからこそ、手法で  
ある「成年後見制度」だけで捉えるのではな  
く、医療介護連携や包括的支援体制の構築な  
どの全体像の中でどう捉えられるかを意識し

続けることが重要ではないだろうか。

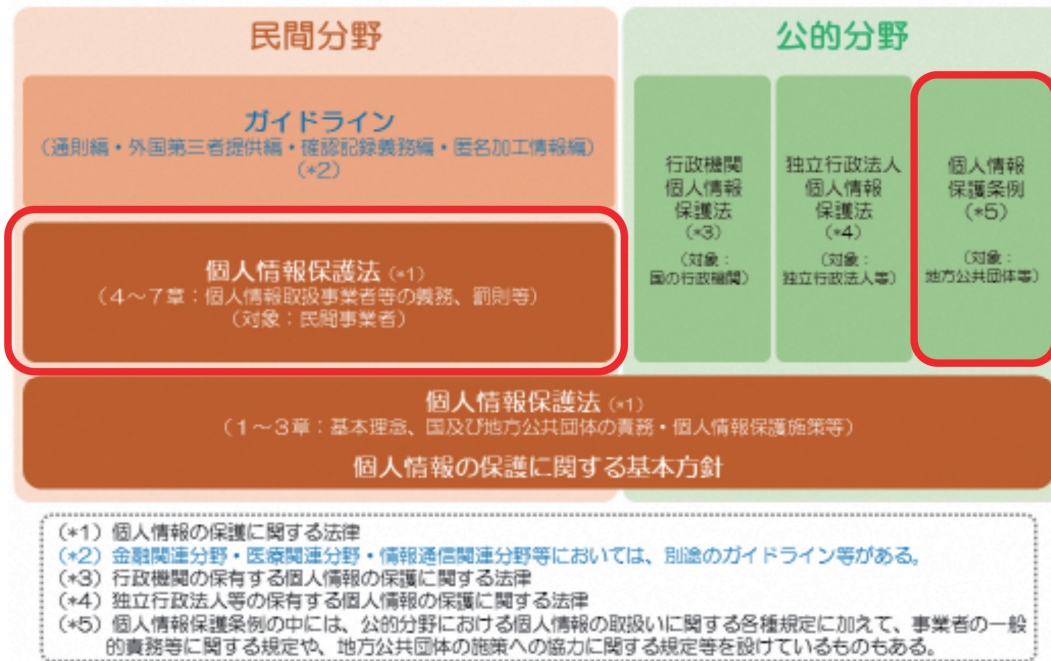
権利擁護支援の地域連携ネットワークを整  
備するにあたり、様々な取組が求められ、こ  
れまで述べたことは、ほんの一端であるかも  
しれない。しかし、立ち返ることのできる考  
え方を芯（心）に持っておくことは重要であ  
り、その一助になれば幸いである。

## 個人情報の取扱

### 【個人情報の考え方】

- 個人情報とは、「生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの」を言います（例えば、「氏名」、「成年月日と氏名の組み合わせ」、「顔写真」など）。
- 個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージは以下のとおりです。中核機関や地域連携ネットワークに関する業務等を行う際にも、個人情報保護に関する法令を遵守することが求められます（※中核機関について、直営の場合の市区町村には個人情報保護条例が、委託の場合の社協やNPO法人等には個人情報保護法が適用されると考えられます。）。

### 個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ



個人情報保護委員会「個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ」を加工

※以下の【基本ルール】及び【例外】の記載は個人情報保護法を前提としていますが、個人情報保護条例にも基本的には同様の規定があります。

### 【基本ルール】

- 保有する個人情報を第三者に提供する場合には、基本的に、あらかじめ本人の同意を得ることが必要とされています（個人情報保護法第23条第1項）。本人や後見人等を支援する関係者・関係機関の間において個人情報を提供・共有する際にも、このことに留意する必要があります。

## 【例外】

○法令に基づく場合には、本人の同意を得ることを要しないものとされています（個人情報保護法第23条第1項第1号）。例えば、虐待された者を発見したときの市町村への通報の場合（高齢者虐待防止法第7条第1項）などが考えられます。

○また、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」についても、本人の同意を得ることを要しないものとされています（個人情報保護法第23条第1項第2号）。例えば、介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態（いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態）にある高齢者等について、地域の関係者等（個人情報取扱事業者）が地域包括支援センター等の関係機関に当該高齢者等の個人情報を伝えて支援方針について協議する場合などにおいては、その生命・身体・財産の保護のため必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、本人の同意を得ずに行うことが可能であると考えられます。

※なお、市町村や地域包括支援センターにおけるセルフ・ネグレクト状態にある高齢者等への対応については、厚労省から都道府県宛てに通知が発出されています（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知 老推発0710第2号）。

## 【現在実施されている運用・工夫】

○静岡県三島市では、中核機関の委託先である市社協に対して業務に必要な本人等の個人情報を提供する取扱いを始めるに当たり、市の個人情報保護審議会に諮問してその承認を得るという手続を経た上で実施することとしました（P.145参照）。

○法律上、関係機関等の合議体における個人情報の共有等を認めている例があり、こうした合議体を活用している自治体もあります（生活困窮者自立支援制度における支援会議の活用例として岡山県総社市（P.207）、消費者安全確保地域協議会の活用例として茨城県取手市（P.63）など）

## 【その他個人情報の漏えいの防止等のための運用・工夫】

○第三者提供に当たって本人同意を得る原則に加え、個人情報を取り扱う場合には、その漏えいの防止等、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

○受任調整会議により適切な後見人候補者を選定・推薦する取組を行っている自治体の中には、以下のような工夫を行っている例もあります。

■ 受任調整会議の構成員に、本人の情報等をみだりに漏らさないことを誓約してもらう（誓約書の提出を受ける。）。

■ 受任調整会議の終了後、会議で用いた本人の情報等が記載された資料を回収する。

■ 適切な後見人候補者の検討・選定に必要な情報に限って共有する（個人情報に該当するような本人の氏名、生年月日、入居施設の固有名詞等、必ずしも検討に必要ない情報は共有しない。）。

## 小規模自治体における取組

人口規模の小さな町村においても、中核機関の整備が行われています。  
各町村ではどのように中核機関の整備を行ったのか、ご紹介します。

### 1 単独の町村で整備

単独の町村で 中核機関を整備するパターンです。

中核機関の機能（広報・啓発、相談、受任調整等）を町村内で担っています。

地域包括支援センターや社協等における既存の取組（相談窓口等）や仕組み（協議体等）を活かしながら、町村内で関係機関が連携して取組を推進しています。

事例：P.133津幡町、P.191白浜町、P.42本山町等

### 2 単独の町村で整備し、専門機能等を広域に委託

単独の町村が中核機関を整備した上で、単独町村では担うことが困難な機能は広域に設置した中核機関等に委託をする取組です。

身近な圏域で必要な広報や1次相談、町村内関係機関との連携・協議等を町村の中核機関が担い、専門的な2次相談や市民後見人養成等を広域の中核機関等に委託して行う取組です。

事例：P.27京極町、P.115辰野町、中川村等

### 3 複数の市町村が広域の中核機関に委託

複数の市町村が広域で中核機関を整備する取組です。2つの町で整備するパターン、定住自立圏や広域行政事務組合の枠組等を活用し、市町村で整備するパターン等があります。

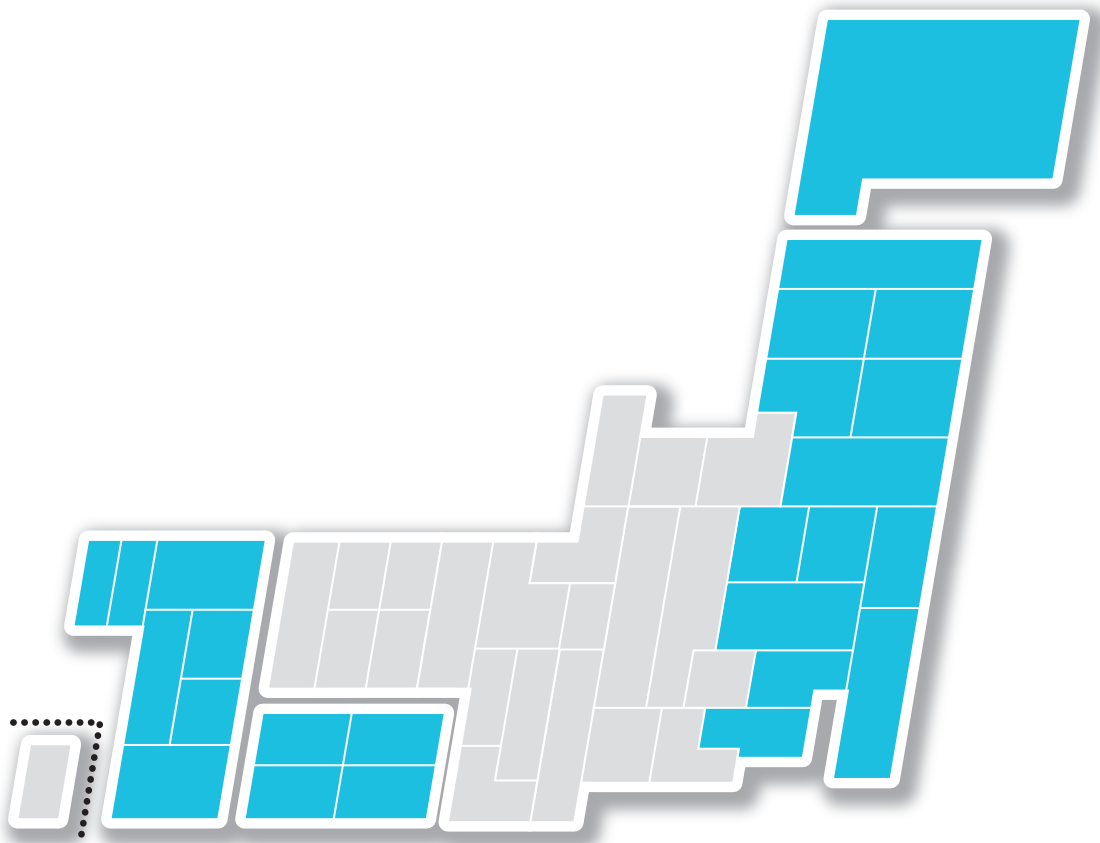
事例：P.35鱒ヶ沢町・深浦町、P.39一戸町・軽米町・九戸村等、P.43大槌町等、  
P.119松川町、阿智村等、P.211勝央町、西粟倉村等、P.249高千穂町等



---

# 都道府県の事例

---



## 事例

### 都道府県の事例

■北海道	.....	P.261
■福島県	.....	P.266
■東京都	.....	P.269
■香川県	.....	P.273
■宮崎県	.....	P.277

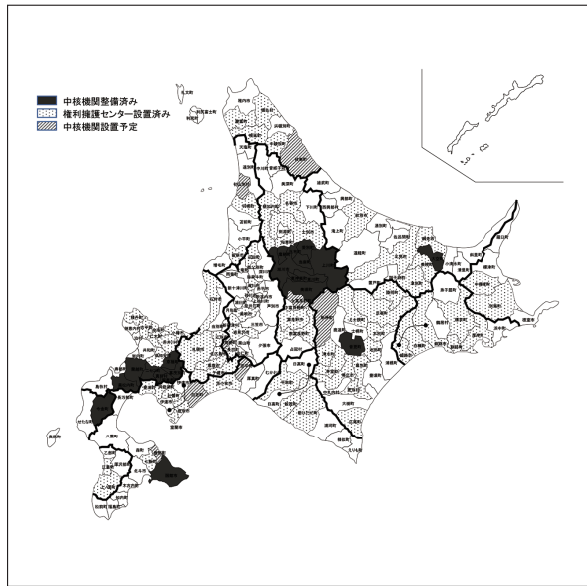
自治体名	北海道	区分	都道府県
キーワード	都道府県、裁判所、社会福祉協議会の連携		

# オール北海道（道・高裁・道社協）による市町村支援体制

## I. 概要

### 1. 都道府県概要

管内市町村数	179カ所
人口	5,272,842人
65歳以上の者の人数	1,650,006人
療育手帳の所持者数	58,283人
精神障害者保健福祉手帳の所持者数	53,168人
成年後見制度の利用者数について	
後見の人数	5,751人
保佐の人数	1,590人
補助の人数	366人
任意後見の人数	81人
日常生活自立支援事業の利用者数	1,185人
市民後見人の養成をしている市町村数	63カ所
養成者数	2906人
受任者数	263人
養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数	743人
県内で法人後見を実施している法人数	71カ所
担い手の状況（受任可能な専門職数等）	
弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士等	
市町村長申立数（平成30年度実績）	259件



### 目次

1. 都道府県概要
2. 道、高裁、道社協の「ワーキンググループ」と会議の合同開催
3. 北海道による関係機関の名簿作成と配布
4. 札幌高等裁判所と4つの家庭裁判所の認識共有
5. 北海道社会福祉協議会「成年後見制度推進バックアップセンター」の取組

## 2. 道、高裁、道社協の「ワーキンググループ」と会議の合同開催

北海道は広大な面積に179もの市町村があり、人口減少や過疎化を背景とした後見人等を受任する専門職不足という課題を抱えています。そのような中、道内に14か所ある総合振興局・振興局（以下、「振興局」）が市町村支援の役割を担っています。（※振興局とは、所管地域において、知事の権限に属する各種の業務を行う機関です。）

北海道全域における取組検討の場として、北海道は「北海道成年後見制度利用促進体制整備連絡調整会議」、北海道社会福祉協議会（以下道社協）は「成年後見制度推進バックアップセンター運営委員会」を有しています。また、札幌高等裁判所は、北海道内の家庭裁判所を代表して、それぞれの会議等に参加しています。

また、北海道と道社協の会議においては、共通の議題の場合は、合同開催することとし、協議を

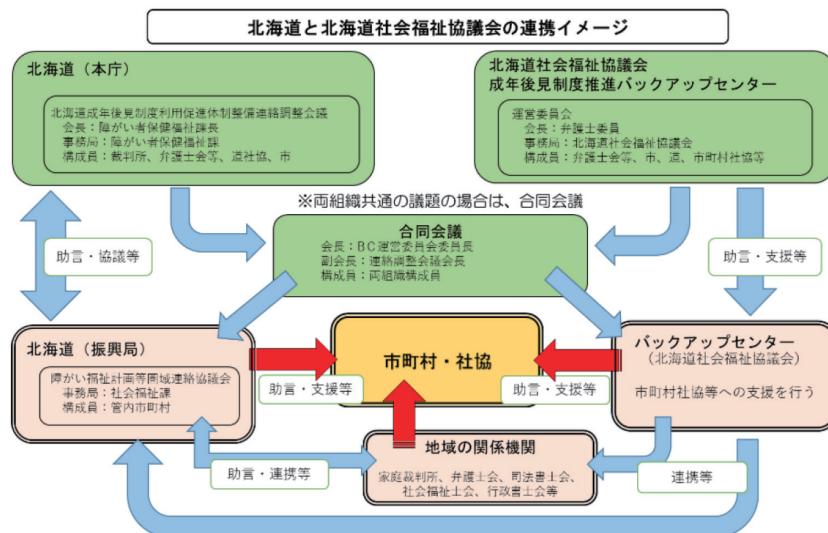
広げていきたいと考えています。

2019年、北海道、札幌高等裁判所の役職者が合意し、少人数で非公式の「ワーキンググループ」を設置、道社協も加わりました。

定期的なワーキンググループにおける話し合いの中で振興局や市町村、社協の支援にむけた取組のプランを描き、協議を進めています。

このように、北海道域に「北海道・高裁・道社協」の連携の仕組みをつくり、連携を主導することで、道内各地でも振興局、家裁、市町村や社会福祉協議会等中核機関が連携し、情報交換や連携がより進みやすくなることが望めます。

同時に、個々の市町村からの様々な相談に対応するため、道域では北海道、道社協と高等裁判所が連携、各地域では振興局と家庭裁判所が連携し、体制整備を図っています。



## 3. 北海道による関係機関の名簿作成と配布

北海道では、振興局のエリアと家庭裁判所のエリアが重なっていません。また、市町村が今まで関わる事が少なかった司法関係機関等と連絡が

取りやすいよう、その市町村を担当する裁判所や司法専門職等の名簿を作成し、振興局や市町村に提供しています。

## 4. 札幌高等裁判所と4つの家庭裁判所の認識共有

北海道では、道内に4つの家庭裁判所（札幌、函館、旭川、釧路）があるため、北海道全域における権利擁護の推進に関する取組については、札幌高等裁判所が関わっています。高等裁判所は各家裁の上級庁となるため、各家庭裁判所に必要な助言を行うことができます。

札幌高等裁判所では、各種協議会等を通じ、4つの家庭裁判所と意見交換を行う中で、市町村との連携等において大きな違いが生じないように、各

家裁の認識の共有につとめています。

家庭裁判所では、実際の後見事件の運用を担っているという観点で、自治体が持ちえない機能・情報を有しているといえます。各地域で成年後見制度の利用促進を図っていくための家庭裁判所と振興局・市町村との連携について、以前から家庭裁判所が市町村との協議を積み上げてきており、旭川市等の事例が1つの参考となります。

（→P.31 北海道旭川市等の事例参照）

## 5. 北海道社会福祉協議会「成年後見制度推進バックアップセンター」の取組

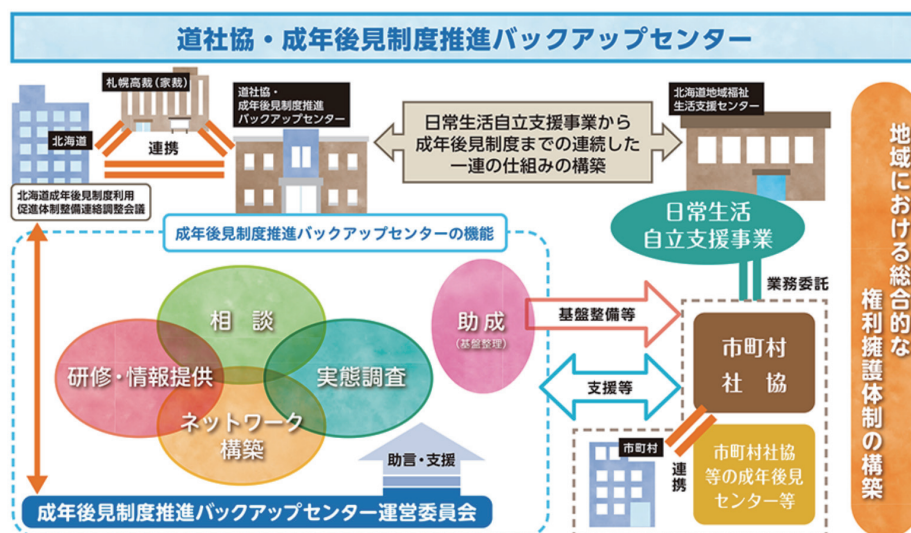
### (1) 「成年後見制度推進バックアップセンター」について

北海道において、法人後見実施機関等は2018年4月1日現在、64か所（81市町村）で取組まれており、うち98%は市町村社会福祉協議会が担っています。

このような状況の中、北海道社会福祉協議会では、2019年に従来実施してきた権利擁護体制構築関連事業を再編し、道内市町村社協や関係者、関係機関間のネットワークの一層の充実、中核機関等の立ち上げ支援の一助となる相談支援機能等を

加えた推進拠点として「成年後見制度推進バックアップセンター」を立ち上げました。

北海道成年後見制度推進バックアップセンターは、成年後見事業実施機関や成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置及び、地域連携ネットワークや法人後見受任体制の整備を行う市町村社協や自治体等からの相談に応じています。また、連絡会議や研修、実態調査や情報提供、助成事業等を通じた支援を行うことにより、地域における総合的な権利擁護体制の構築を図っています。



## (2) 市町村支援の具体的な取組～支援ツールの開発と多角的な支援～

北海道成年後見制度推進バックアップセンターの有する機能は「相談」、「実態調査」、「研修・情報提供」、「ネットワーク構築」、「助成」等が挙げられます。

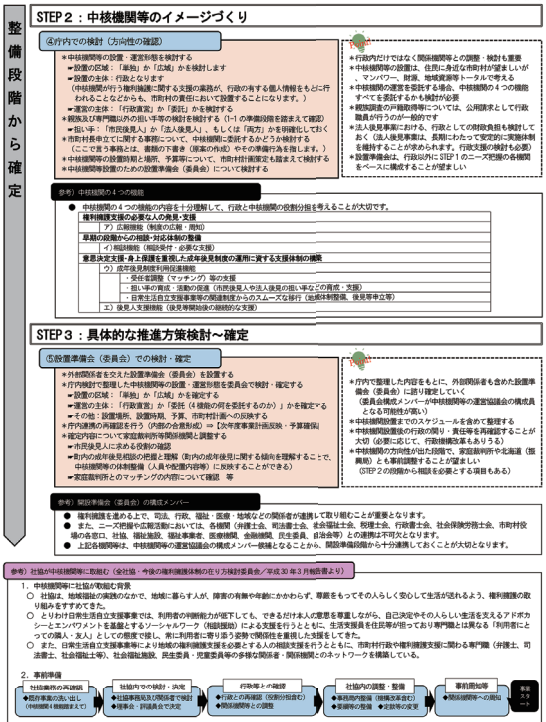
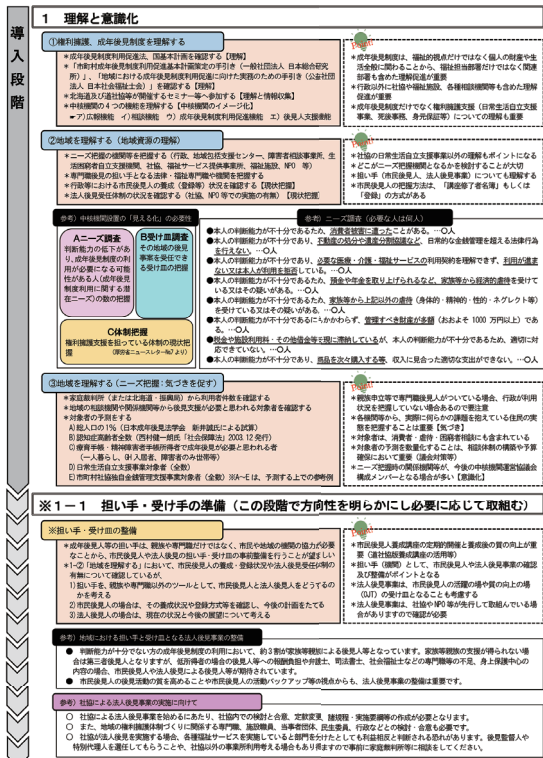
支援に際し、取組み方が不明な市町村や社協への支援ツールとして、北海道社協版「中核機関の設置等に向けた体制整備プロセス」及び「中核機

関等の設置に向けた市町村・社協における体制整備チェックリスト」を開発しました。各市町村の地域の状況、取組状況に合わせ、センター開設後9か月で108件（社協61.1%、行政18.5%、関係機関8.3%、その他12%）の相談に応じています。

また、成年後見制度関係助成事業として、道内の民間団体が成年後見実施機関の開設、法人後見受任体制の整備及び中核機関を受託する際等に活用できる助成事業を実施しています。

## 中核機関等の設置に向けた体制整備プロセス

道社協版：中核機関等の設置に向けた体制整備プロセス (Ver3)



出典：北海道社会福祉協議会  
2019年度権利擁護セミナー資料より

# 中核機関等の設置に向けた自治体・社協における体制整備チェックリスト (2019年10月時点)

## 中核機関等の設置に向けた自治体・社協における 体制整備チェックリスト (道社協/2019.10.8作成)

項	目	注	備考
1	理解と意識化		
	①権利擁護・成年後見制度を理解する		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>*成年後見制度利用促進法、国基本計画を確認した</li> <li>*「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」、「地域における成年後見制度利用促進に向けた業務のための手引き」を確認した</li> <li>*中核機関の4つの機能を理解した【イメージ化できた】</li> </ul>		
	②地域を理解する(地域資源の理解)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>*ニーズ把握の機関等を把握した</li> <li>*専門職後見の担い手となる法律・福祉専門職や機関を確認した</li> <li>*市民後見人の養成・登録状況を確認した</li> <li>*法人後見受任体制の状況を確認した【実施状況の有無】</li> </ul>		
	③地域を理解する(ニーズ把握:気づきを促す)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>*家庭裁判所(北海道)から利用者件数を確認した</li> <li>*地域の相談機関や関係機関等から後見支援が必要と思われる対象者を確認した</li> <li>*対象者の予測した【将来推計】</li> </ul>		
1-1	担い手・受け手の準備		
	※担い手・受け手の整備		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>*市民後見人や法人後見人の担い手・受け手の事前整備はできている</li> <li>■市民後見人養成講座等を開催し登録している</li> <li>■法人後見事業の実施機関がある(整備予定である)</li> </ul>		
2	中核機関等のイメージづくり		
	④庁内での検討(方向性の確認)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>*中核機関等の設置・運営形態を検討した</li> <li>■設置の区域:「単独」か「広域」かを検討した</li> <li>■運営の主体:「行政直営」か「委託」かを検討した</li> <li>■「委託」の場合、4機能すべてを委託するかを検討した</li> <li>■担い手として、「市民後見人」「法人後見人」をどうするか検討した</li> <li>■市民後見人の管理方法として、「講座修了者名簿保管(対応)」もしくは「登録制度」で管理するかを検討した</li> <li>*市町村長申立てに関する事務を、中核機関に委託するか検討した</li> <li>*中核機関等の設置時期と場所、予算等について、市町村計画策定も踏まえて検討した</li> <li>■設置時期と場所を検討した</li> <li>■予算等について確認した</li> <li>*中核機関等設置のための設置準備会(委員会)を検討した</li> </ul>		
3	具体的な推進方策検討～確定		
	⑤設置準備会(委員会)での検討・確定		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>*外部関係者を交えた設置準備会(委員会)を設置した</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>*庁内検討で整理した中核機関等の設置・運営形態を検討・確定した</li> <li>*庁内連携の再確認を行った【次年度事業計画反映・予算確保】</li> <li>*確定内容について家庭裁判所等関係機関と調整した</li> <li>■市民後見に求める役割について検討(調整)した</li> <li>■市内の成年後見相談の現状を確認した(市内の成年後見に関する傾向を理解することで、中核機関等の体制整備(人員や配置内容等)に反映することができる)</li> <li>■家庭裁判所とのマッチング内容等に確認した</li> </ul>		
--	---	--	--

参考) ニーズ把握において、必要な人が何人いるか具体的に考えてみる	人数
●本人の判断能力が不十分であるため、消費者被害に遭ったことがある	
●本人の判断能力が不十分であり、不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない	
●本人の判断能力が不十分であり、必要な医療・介護・福祉サービスの利用契約を理解できず、利用が進まない又は本人が利用を拒否している	
●本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、家族等から経済的虐待を受けている又はその疑いがある	
●本人の判断能力が不十分であるため、家族等から上記以外の虐待(身体的・精神的・性的・ネグレクト等)を受けている又はその疑いがある	
●本人の判断能力が不十分であるにもかかわらず、管理すべき財産が多額(おおよそ1000万円以上)である	
●税金や施設利用料・その他借入金等を滞り滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない	
●本人の判断能力が不十分であり、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない	

(参考:平成29年度「地域における権利擁護体制構築セミナー」における厚労省説明資料より)

出典:北海道社会福祉協議会  
成年後見制度利用推進バックアップセンターHPより

### 担当者より

取組を進めるためには、まずは関係者で集まり、協議する場が必要です。

各組織における権限のある役職者が会い、合意することが、ワーキンググループの設置につながりました。トップの意識を取組にどう向けていくかが重要です。

「オール北海道」としての支援体制を整備しています。広域レベルで連携できないと、市町村レベルでも難しいのではないのでしょうか。



### 参考URL 連絡先

北海道保健福祉部福祉局  
障がい者保健福祉課  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm>  
北海道社会福祉協議会成年後見制度推進  
バックアップセンター  
<http://www.dosyakyo.or.jp/seinenkouken/index.html>  
札幌高等裁判所  
<https://www.courts.go.jp/sapporo-h/index.html>

自治体名	福島県	区分	都道府県
キーワード	既存の仕組みの活用、家裁との連携、専門職団体の活用		

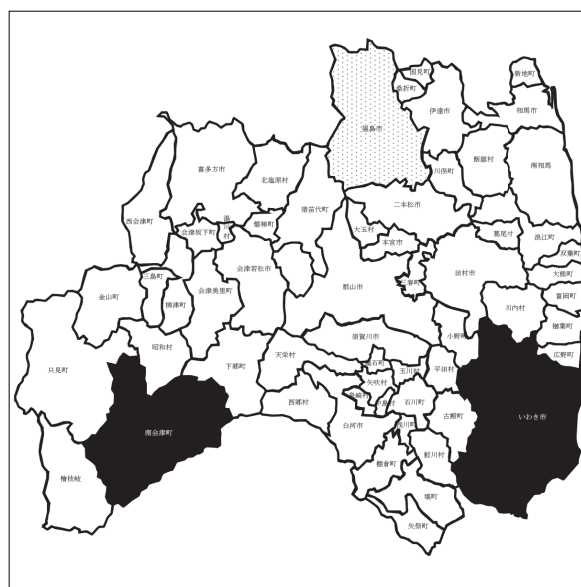
## 福島県における家裁との連携と専門職団体を活用した取り組み

### I. 概要

#### 1. 都道府県概要

管内市町村数	59カ所
人口	1,895,567人
65歳以上の者の人数	582,675人
療育手帳の所持者数	16,799人
精神障害者保健福祉手帳の所持者数	13,628人
成年後見制度の利用者数について	
後見の人数	1,775人
保佐の人数	341人
補助の人数	70人
任意後見の人数	29人
日常生活自立支援事業の利用者数	674人
市民後見人の養成をしている市町村数	3カ所
養成者数	435人
受任者数	6人
養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数	37人
県内で法人後見を実施している法人数	7カ所
担い手の状況（受任可能な専門職数等）	
全県調査は未実施、専門職は自治体規模によって差がある。	
市町村長申立数（平成30年度実績）	152件

(2019年10月1日時点)



#### 目次

1. 都道府県概要
2. マニュアル作成のワーキンググループの設置
3. 利用促進へ向けた事業への取り組み
4. 家裁との連携と専門職の活用



## 2. マニュアル作成のワーキンググループの設置

成年後見制度利用促進法が施行された2016年度に、福島県の現担当者は異動してきました。国の基本計画がまとまりつつある2017年の1月頃、福島家庭裁判所の職員が来庁され、「今後連携していきたい」と言われたものの、当時はその意味がよく理解できませんでした。

その後、国の基本計画が提示され、県としても取り組みを考えていたところ、市町村長申立マニュアルが新潟県で作成されていると知り、まずは福島県でも市町村長申立マニュアルを作成すべく、ワーキンググループを立ち上げることになりました。

ワーキンググループが立ち上がったのは2017年の8月頃でしたが、その前の6月に福島家庭裁判所主催で“家事関係機関との連絡協議会”が開催されました。そこで参加市町村や専門職団体から、成年後見制度利用促進に関し「市町村に対しどの

ような支援をするのか。どのように取り組んでいくのか」等の発言があったことも、利用促進の取組について考えていく1つのきっかけとなりました。

ワーキンググループの構成メンバーは、県の3つの担当課、取組が進んでいる市、県社協、市社協で、家裁はオブザーバーとして常に3人参加していました。予算をとっていなかったため、専門職団体は正式に呼べなかったのですが、意見を求めたく1回だけ手弁当で参加をお願いしたところ、各団体とも快く応じてもらえました。マニュアル作成について協議も重ねましたが、ワーキンググループの参加メンバーで、利用促進等を中心に日々実務で感じている課題を共有したりできたことがその後のネットワークをつくっていくこと的基础になったと考えられます。

## 3. 利用促進へ向けた事業への取組み

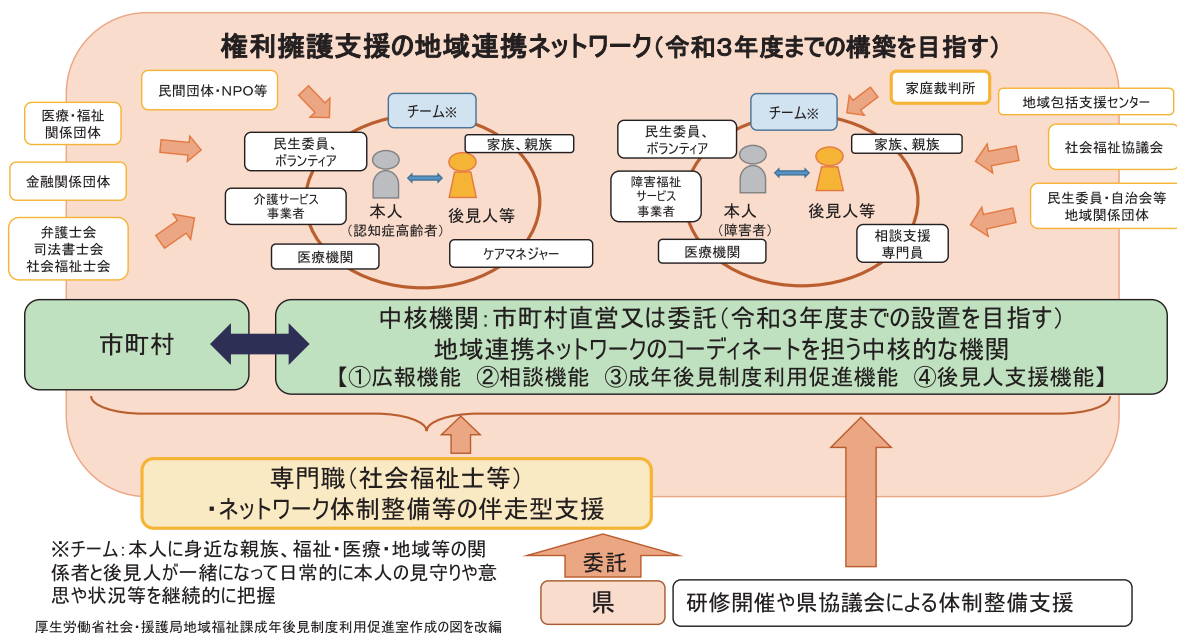
上記のマニュアル作成含め、他県をお手本にした取組しかできておりません。参考になる事業は実施していませんが、当県における事業をご案内します。

マニュアル作成のワーキングをきっかけとして、県でも2018年度から利用促進のための会議を年2回実施したり、市町村向けの研修や一般市民向けのセミナーを行っています。

また、2020年度からは既存の「高齢者虐待防止ネットワーク会議」と、まだ設置要綱がないなかで昨年からは始まっている「成年後見制度利用促進関係の会議」等を統合した会議体を設置予定です。

併せて、社会福祉士等による専門職派遣等を実施し、より市町村を支援できる事業の実施を予定しています。

市町村によって取組状況に温度差があり、非常に進んでいる地域と、まったく手が付けられていない地域があります。やはりその行政に、リーダー的人材がいるかどうかは大きく、県としても支援を入れたいところではありますが、県職員だけでなんとかしようとしても限界があるので、専門職の力を積極的に活用していきたいと考えています。



#### 4. 家裁との連携と専門職の活用

県としても、これまで以上に市町村に出向いていきたいと思っています。ただ、市町村とすると、家裁や専門職団体がまだまだ敷居が高いと感じ、気軽に相談したり連絡できない実態もわかっているので、そこをうまくつなげる役割を担う必要を感じています。

幸いなことに、福島家裁は本庁も各支部も非常に積極的に行政に働きかけてくれるため、市町村

の職員や社協だけでは難しいと感じる部分については専門職の関与やアドバイザー機能を発揮できる場面をつくることで、それぞれの市町村が取り組みが進むようにと考えています。

身近な地域で見える実践が伝わると、取り組みが進んでいきますので、県としては、見える実践を増やしていくことを目指します。

#### 担当者より

家裁が基本計画公表前に、県を訪ねてきてくれたことは、これまでの自治体と家裁との関係性があったからだと思います。

行政は、人材や予算がなければ、とえがちですが、逆にそれらがあっても取り組みが進むかどうかは疑問です。

そうであれば、取組事例を増やすための支援を考え、それを市町村に見えるようにしていくことが近道なのかもしれません。



#### ■参考URL 連絡先

福島県保健福祉部高齢福祉課  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/>

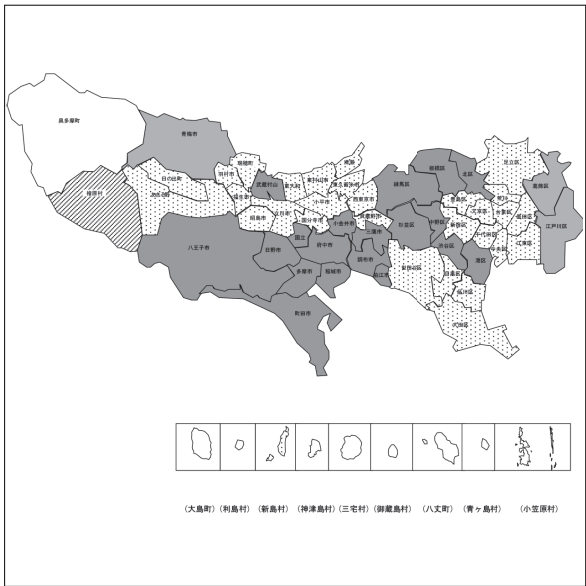
自治体名	東京都	区分	都道府県
キーワード	専門職団体との協定、家裁と行政・中核機関・専門職との継続的連絡会		

# 東京都における区市町村支援への取組

## I. 概要

### 1. 都道府県概要

管内市町村数	62カ所
人口	13,942,856人
65歳以上の者の人数	3,079,794人
療育手帳の所持者数	91,872人
精神障害者保健福祉手帳の所持者数	121,264人
成年後見制度の利用者数について	
後見の人数	19,997人
保佐の人数	4,130人
補助の人数	1,257人
任意後見の人数	501人
日常生活自立支援事業の利用者数	3,723人
市民後見人の養成をしている市町村数	36カ所
養成者数	1,402人
受任者数	1,030人
養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数	317人
県内で法人後見を実施している法人数	—
担い手の状況（受任可能な専門職数等）	
<small>（家庭裁判所名簿登録者数）</small> 弁護士 2039人、司法書士 1305人、社会福祉士 567人、 税理士 222人、精神保健福祉士 46人	
市町村長申立数（平成30年度実績）	1243件



<b>目次</b>	
1. 都道府県概要	
2. 「成年後見活用あんしん生活創造事業」と2020年度（令和2年度）へ向けての取組	
3. 家庭裁判所との連携	
4. 専門職団体との協定締結	

（2019年10月1日時点、一部データを除く）

## 2. 「成年後見活用あんしん生活創造事業」と2020年度（令和2年度）へ向けての取組

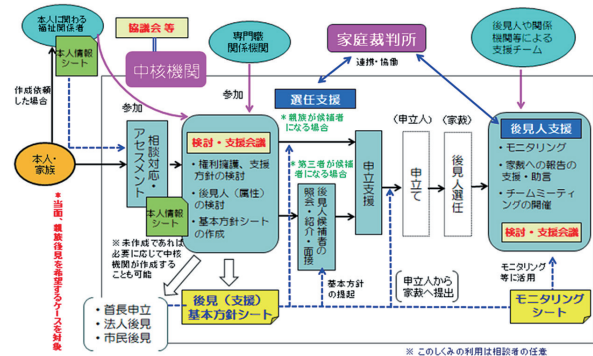
東京都では、2005年（平成17年）に「区市町村における成年後見制度の利用を促進するための体制整備及び事業の実施を支援することにより、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の積極的な活用を図ることを目的」として『東京都成年後見活用あんしん生活創造事業』を創設しました。2019年（令和元年）10月の時点で51区市町が「成年後見制度推進機関」（以降、推進機関。多くを区市町村社協が担っている）を設置しています。

東京都においては、この事業で必須事業とされる「成年後見人等の支援」、「地域ネットワークの活用」、「運営委員会の設置」を担う推進機関は、国が示す基本計画における中核機関の機能の相当部分を満たしている、と考えています。

都は、区市町村及び推進機関からの相談への対応や、困難事例等の研究・研修企画運営などを東社協へ委託し、制度の普及やPR、後見人養成の支援を行っています。

また、都では市民後見人を「社会貢献型後見人」と称し、平成17年度からその養成研修を実施してきました。平成26年度以降、区市町村が地域の実情に応じて養成から支援まで担うこととして以降も、養成研修の企画運営を中心的に担う区市町村社協へ、テキストを発行したり、講義資料を提供したり、プログラム案を提示する、などの支援を東社協を通じて行っています。さらに、区市町村等からの相談へ対応できる社会福祉士等の職員や、困難な事例への対応のための専門職（弁護士、司法書士、精神科医、学識経験者等）のアドバイザースタッフの配置、会議の開催や研修、研究会議の企画・開催の事業も、東社協へ委託しています。

《参考》「成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」イメージ図



利用促進法に基づく国の基本計画が示されてからは、東京家裁・東京都・東社協及び三士会で協議を重ね、平成元年4月、「地域と家庭裁判所の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」の運用を開始し、東京都のあんしん生活創造事業の新たな補助メニューにも位置付けました。この新たなしくみでは、区市町村（中核機関）ごとに「検討・支援会議」を設置し、「後見（支援）基本方針シート」を作成の上、それを家裁と共有することにより、後見人の選任前から選任、選任後まで、一貫して意思決定支援と身上保護を重視した支援を実現することをめざしています。

また、これまで以上に、成年後見制度に特化した事業ではなく、日常生活自立支援事業等も含めた、判断能力が不十分な方への権利擁護支援のための事業として、都民や関係者に周知しています。

2020年度（令和2年度）は、国のKPIも踏まえ、都のあんしん生活創造事業の新規補助メニューとして、「区市町村体制強化への支援」として、区市町村計画の策定及び進行管理等の助言を受けるために、区市町村が専門職団体へ専門職の派遣を要請する費用を10/10の補助率で実施する予定です。

### 3. 家庭裁判所との連携

東京都は、人口規模に比して、家庭裁判所の支部や出張所数が全国的に見ても大変少ない地域です。本庁と立川支部、島しょ部に出張所が2か所です。立川支部は、支部といっても全国で4番目に申立件数が多い家裁であり、利用促進法ができるまでは、本庁と立川支部の書式が異なっていたり、運用に違いがみられることが多くありました。

しかし利用促進法が施行されてからは、合同の会議がこれまで以上に多くなり、また、利用する側の立場としての行政や社協、専門職団体からの意見も踏まえ、書式が統一化され、運用に違いがみられないようになってきました。

利用促進法が施行される前から、東京都、または東京家庭裁判所が主催する全体的なネットワークに関わる会議体が年に1、2回開催されていました。

2018年2月頃、東京家裁立川支部から専門職団体（弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会）に、「利用促進法が施行され、基本計画が示されたけれど、家裁は行政と社協の組織の違いもわからない。これからどのように地域と連携して

いけばよいか、ぜひ、間に入って連携の可能性を探る連絡会を開催してほしい」という声かけを行い、まずは家裁と専門職での協議が行われました。そこで、専門職から「区市町村や区市町村社協に声をかけるときには、東京都、東社協に間に入ってもらう方が効果的である」との助言を受けた家裁は、専門職団体を介して、東京都、東社協とやりとりを行いました。

東京家裁立川支部の管轄の30の市町村と市町村社協を対象として、昨年度は5回の連絡会が開催され、次年度以降、家裁の担当者が代わっても継続される予定です。

この立川支部の動きを参考に、本庁からもこの地域における連絡会ができないだろうかと相談を受けた、東京都が主催して同様の連絡会を試行的に2回開催しました。

こうした機会等を重ねることで、家裁と区市町村との連携をより一層推進する必要があります。

### 4. 専門職団体との協定締結

「2.」の「あんしん生活創造事業」では、区市に設置された推進機関に専門職が運営委員として関与することで、成年後見制度の利用だけでなく日常生活自立支援事業等も含めた支援方針が検討され、地域における権利擁護支援のあり方が広がりました。その実績を踏まえ、より広い権利擁護支援に資する事業として積極的に推進していくためには、制度について専門的知見を有する専門職団体との連携が重要である、との東京都からの

声をきっかけに、東京の3つの弁護士会、リーガ



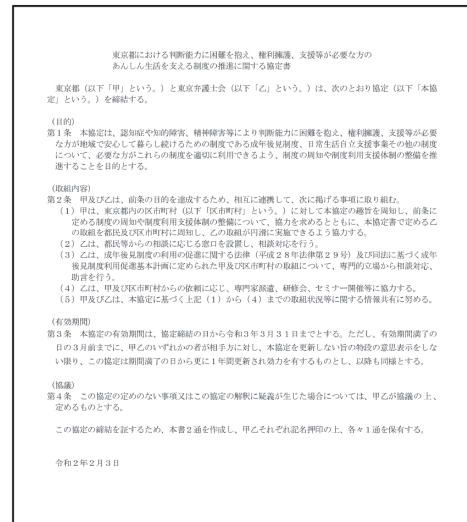
専門職団体との協定締結時の写真

ル・サポート東京支部、東京社会福祉士会の5団体との間で「判断能力に困難を抱え、権利擁護、支援等が必要な方のあんしん生活を支える制度の推進に関する協定」が2020年2月に締結されました。(東京弁護士会との協定を添付、同様の内容で他の4団体とも協定が結ばれました)

専門職団体が独自に区市町村支援について定期的に協議してきた場に、2018年度から、「2」で記述した「新たなしくみ」を検討することと、東京都と東社協も加わることになりました。東京家裁立川支部における連絡会（「3」で記述）の開催が協議に加わった契機でした。この協議の中で、専門職による区市町村への働きかけや、区市町村の実施状況を知ることができ、区市町村に温度差があること、専門職の活用が区市町村の取組を推進している因子になっている地域があることも把握できました。

このような状況を踏まえ、都としても専門職団体との連携を強化することが、区市町村の支援につながると考え、2019年夏から各団体に協定の締結についての打診を始め、翌年2月の締結となりました。

都は、協定締結や成年後見あんしん生活創造事業の区市町村支援策の拡充等により、制度の利用促進に向けた体制整備をより一層支援していきたいと考えています。




東京都における判断能力に困難を抱え、権利擁護、支援が必要な方のあんしん生活を支える制度の推進に関する協定書

### 担当者より

予算ありきではなく、現場で本当に必要とされていることが何なのかを慎重に考え、バランスよく取組むことが必要だと思います。そのために東京都でもどう家裁や専門職団体と協力し、連携・協働体制を確立していくかが問われていると思います。

成年後見においては本人がメリットを実感できるような制度・運用が必要であり、成年後見制度利用促進法ではそのような方向が目指されたといつてよいと思います。それに東京でもまず取り組んでいきたいと思っています。



■参考URL 連絡先

---

東京都 福祉保健局 生活福祉部 地域福祉課  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/joho/soshiki/seifuku/chiiki/index.html>

東京都社会福祉協議会地域福祉部  
<https://www.tcsww.tvac.or.jp/activity/kenriyougou.html#kouken>

自治体名	香川県	区分	都道府県
キーワード	県単位のネットワーク、中核機関機能の県・市町分担整備		

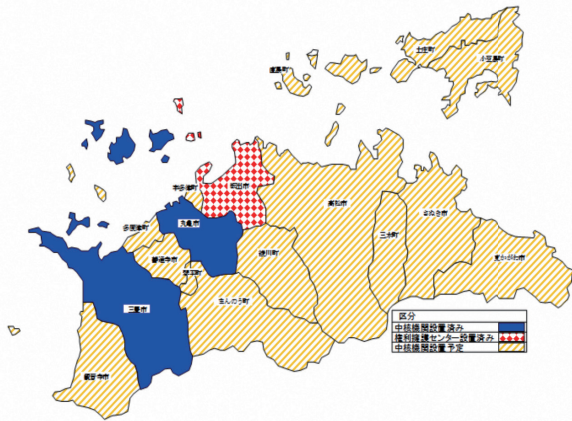
## 香川県・香川県社協・専門職の連携による広域支援

### I. 概要

#### 1. 都道府県概要

管内市町村数	17カ所
人口	982,230人
65歳以上の者の人数	301,394人
療育手帳の所持者数	7,725人
精神障害者保健福祉手帳の所持者数	6,386人
成年後見制度の利用者数について	
後見の人数	1,367人
保佐の人数	382人
補助の人数	103人
任意後見の人数	8人
日常生活自立支援事業の利用者数	651人
市民後見人の養成をしている市町村数	4カ所
養成者数	62人
受任者数	9人
養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数	51人
県内で法人後見を実施している法人数	16カ所
担い手の状況（受任可能な専門職数等）	
弁護士、司法書士、社会福祉士 計183名	
市町村長申立数（平成30年度実績）	68件

(2019年10月1日時点、一部2019年の別時点における統計を含みます。)



#### 事例のポイント

- 香川県が始めた市民後見人養成事業がきっかけとなり、かがわ後見ネットワークが発足。現在は専門職団体や県内市町村協が参画し、香川県社協が事務局となって、専門職の地域担当制による講師派遣や連絡会議の取組を実施。
- 中核機関の整備については、住民に近い市町が「基礎中核」として相談等の機能を担い、県単位のネットワークを活用した「支える中核」が、専門性が必要となる支援等を補完・拡充する考え方で推進。
- 市町への支援については、香川県内17ある市町ごとに異なるアプローチを実施。成年後見制度を必要とする人が制度を利用できる仕組みづくりに向け、市町が着手しやすいポイントを探り、何から始めるかを市町と一緒に考える支援スタイルで実施。

## 2. 県から始まり専門職の地区担当制につながったネットワークの構築プロセス

香川県における成年後見制度利用促進の体制としては、香川県弁護士会、リーガルサポート香川県支部、香川県社会福祉士会、香川県社会福祉協議会、県内市町の社会福祉協議会で構成される「かがわ後見ネットワーク」による連携が基盤にあります。しかし、現在は強固である連携も始めから充実していたわけではありませんでした。

香川県では、平成19年度から市民後見人養成事業を開始しました。(香川県社会福祉士会に委託)しかし、当時は、市民後見人を養成することが事業の中心で、その後の活動支援まで取り組めていなかったため、市民後見人を養成したものの、誰も受任できていない状況が続いていました。

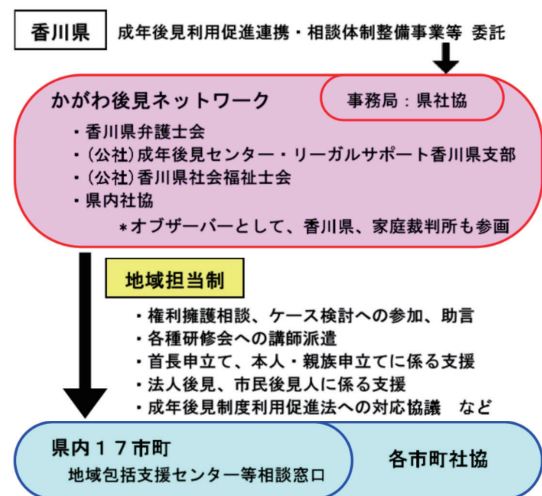
そこで、香川県では、平成21年度にワーキンググループを設置し、市民後見人が活動するためのバックアップ体制の整備について、具体的に協議し始めました。その結果、香川県社協を事務局とし、実務を担う専門職団体、市町社協が参画する「かがわ後見ネットワーク」が構築されました。

かがわ後見ネットワークでは、まず住民等が気軽に相談できる環境を提供するために、専門職による無料相談会を開始しました。そして、無料相談会での経験から、専門職から「県で集約的に、住民等からの相談を受ける仕組みには限界を感じる。ご本人が生活している市町や地域を圏域として、住民や地域包括支援センターなど様々な機関

が専門職に対し、身近に相談できないと意味がない。」という提案がありました。この提案が契機となり、複数の市町を圏域に分け、その圏域ごとに専門職の担当を配置し、研修会への講師派遣や、相談、ケース会議、申立ての場面で専門的な助言を行う「地域担当制」を導入することになりました。

さらに、「地域担当制で専門職を配置しても、名前しか分からなければ、関係機関も相談しにくい。この状況を解消するために、担当圏域ごとで顔合わせの場を作ろう。」という意見があり、市町行政と地域包括支援センター、市町社協、地域担当の専門職が集まる連絡会議が開催されるようになりました。

図表 かがわ後見ネットワークの体制図



(出典：香川県提供資料を一部簡略化)

## 3. 「基礎中核」と「支える中核」の考え方

香川県では、成年後見制度利用促進法の施行前より、「かがわ後見ネットワーク」の取組を進めてきました。そこで、香川県では、このネットワークを活用し、各市町における中核機関の整備を支援しています。

具体的には、相談やケース検討、後見人支援な

どの場面では、専門的な知見が必要になることも多く、専門職から支援を受ける仕組みが必要になります。しかし、専門職団体と個別に調整し、専門職による支援の仕組みを新規に作ることは、各市町の負担が大きいため、かがわ後見ネットワークの地域担当制を活用することができ、その費用



は香川県からの委託料で賄えることを、各市町に対して示しています。

各市町は住民に身近な存在であることから、「基礎中核」として、相談窓口などの対応可能な取組を進めます。一方で、「かがわ後見ネットワ

ーク」では、「支える中核」として、専門職の知見が必要となる相談時の助言や人材育成など、各市町の機能を補完・拡充させる役割を担います。

「基礎中核」を「支える中核」が支援することで、充実した中核機関の整備が図られます。

図表 香川県における県・各市町の中核機関の機能（「基礎中核」と「支える中核」のイメージ）

機能	各市町	圏域	県
	<b>基礎中核</b>	<b>支える中核（かがわ後見ネットワーク）</b>	
広報	○広報 ○ニーズ調査	・講演会等の開催、パンフレット等の作成	
相談	○発見・見守り、声かけ  ○相談 ←	<b>役割① 専門職派遣に係る調整</b>	・定例の相談会等に専門職の参加
利用促進	○ケース検討・サービス調整 ←  ○後見利用の場合 ・首長申立 ・本人申立、親族申立 ・適切な受任候補者の推薦		・ケース会議等への参加、助言等 ・必要に応じて専門職による申立相談 ・適切な受任候補者についての協議の場への参加 ・市民後見人等の調整
後見人支援	○後見人等への支援 ←		(市民後見人等のフォローアップを含めて) (定期的な相談会等に専門職の参加) ・法人後見支援
運営イメージ	○基礎中核の運営協議  ○市町内でのネットワーク構築	<b>役割② 中核機関等運営支援</b>	○支える中核運営協議会 ○中核機関連絡会議 など
研修イメージ	○市民後見人等人材養成研修 (社会資源、実務など)	<b>役割③ 研修会等の開催</b>	○首長申立実務研修 ○市民後見人等人材養成研修 (基礎的な制度等) など

(出典：香川県社会福祉協議会提供資料を一部簡略化)

## 4. 香川県社協の取り組み方

### (1) 各市町へのアプローチ

香川県には市町が17つあり、市町ごとにアプローチの仕方を変えています。その理由として、香川県社協では、17市町が体制整備に取り組むきっかけは17通りすべて違うと考えているからです。

市町それぞれで状況が異なるので、着手しやすい取組は異なります。そのため、全市町一律の進め方ではなく、その市町が何に興味、関心を持っ

ているのか把握して、関心事項への支援を実施しています。例えば、成年後見制度利用支援事業の場合もありますし、市民後見人の育成や、専門職の派遣を受ける事業に興味がある市町もあります。

さらに、アプローチ先は市町行政だけでなく、市町社協に行くこともあります。香川県社協では人材育成事業を実施しているので、まずは法人後見の支援員を養成する取組から始める市町もあり

ます。

このように、それぞれの市町で取り組みやすいポイントが異なるので、押し付けにならないよう、あまり県社協から市町に対して、「こうしましょう」と誘導的に進めないことにしています。

また、中核機関を作ることを目的として伝えるのではなく、国基本計画の考え方である「成年後見制度が必要な人に届く仕組みを作る」ことを重視して、市町として何の仕組みづくりから進めるのがいいのかという問いかけや検討を、市町社協と一緒に進めていくスタイルでアプローチを図っています。

## (2) 県単位での法人後見の仕組みづくり

### (NPO法人後見ネットかがわ)

香川県には、法人後見の仕組みもあります。成年後見制度に関する専門職が団体としてではなく、個人として参画するNPO法人があり、このNPO法人から委託を受けて香川県社協が事務局を担い、法人後見を実施しています。地元の市町社協では受けにくい事案や、簡易な法的課題があるものの継続的な専門職の受任は必要ない事案などを、このNPO法人で受任して、その会員である専門職と地元の市町社協が連携し、法律と福祉の両方の支援を行っています。

成年後見制度による権利擁護支援が必要な人の中には、虐待やセルフネグレクトなど法律専門職と福祉専門職、社協の福祉職、地元の市町社協とがペアで動く必要のあるケースがあります。このようなケースに迅速に対応していくため、香川県社協は、単独で法人後見を行うのではなく、専門職と連携しながら全体を調整する役（＝事務局）を担うという仕組みをつくったのです。

法人後見実施のための財源は、後見人等の報酬、香川県からの法人後見支援の事業委託、寄付等で賄われています。

なお、現在、家庭裁判所が地元の市町社協や専門職に打診しても、調整が難しかった事案について、家庭裁判所からの依頼により、このNPO法人が受任するという流れが多くなっています。今後は、この受任の流れについて、事前調整の仕組みを充実させていくことが必要であると考えています。

### 図表 NPO法人後見ネットかがわ 受任状況

平成 30 年度末		
後見	18	入所等 15名、在宅 3名
保佐	19	入所等 12名、在宅 7名
補助	3	入所等 1名、在宅 2名
未成年	4	施設 2名、GH1名、里親 1名
	44	

(出典：香川県社会福祉協議会提供資料を一部簡略化)

### 担当者より

県内では取組が進んでいる市町も、これからという市町もあります。支援の必要な市町に対してサポートする、押し上げていくという取組をしっかりと進めていきます。

香川県は専門職団体の協力を助けられています。その県の特徴、強みを打ち出していくことが大切だと思います。

香川県内の中核機関は、「基礎中核」と「支える中核」の考え方でスタートしていますが、いつまでもこの形に固執するのではなく、どうやったらもっと良くなるのかを他県の方と話していきたいです。



#### ■参考URL 連絡先

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
TEL：087-832-3270

香川県社会福祉協議会地域福祉課  
TEL：087-861-0546

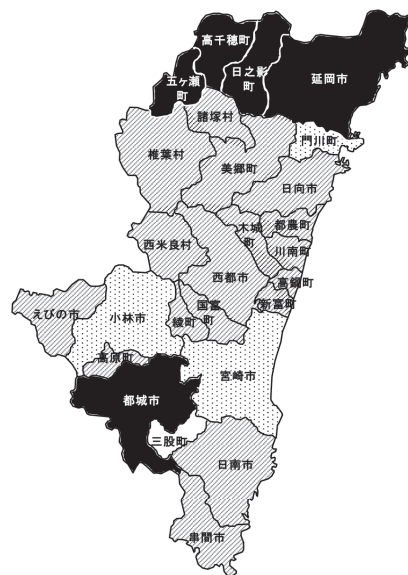
自治体名	宮崎県	区分	都道府県
キーワード	県のアウトリーチ、市町村担当制、メーリングリストの活用		

## 市町村を主体に置いた宮崎県の支援

### I. 概要

#### 1. 都道府県概要

管内市町村数	26カ所
人口	1,095,821人
65歳以上の者の人数	346,552人
療育手帳の所持者数	11,412人
精神障害者保健福祉手帳の所持者数	9,031人
成年後見制度の利用者数について	
後見の人数 (※)	1,960人
保佐の人数 (※)	448人
補助の人数 (※)	96人
任意後見の人数 (※)	36人
日常生活自立支援事業の利用者数	707人
市民後見人の養成をしている市町村数	19カ所
養成者数	146人
受任者数	0人
養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数	58人
県内で法人後見を実施している法人数	16カ所
担い手の状況 (受任可能な専門職数等)	
弁護士75名、司法書士71名、社会福祉士114名、税理士7名、行政書士25名 計292名	
市町村長申立数 (平成30年度実績)	120件



#### 事例のポイント

- 県内4圏域ごとに意見交換会を開催することに加えて、積極的に市町村へ出向き、状況の把握を行っている。
- 一方で、市町村の主体性を重視して、本質を見失わないような後方支援に努めている。
- 情報発信においては、3つのメーリングリストグループを使い分け、必要な情報が行き届くような取組を進めている。

(2019年10月1日時点)  
(※印は2019年11月30日時点)



### 3. 宮崎県における市町村への支援

#### (1) 市町村との積極的な意見交換

成年後見制度の利用促進の取組を展開していくにあたって、宮崎県では県単独での考えではなく、市町村の考えを尊重することを大切にしています。そのため、市町村と市町村社協を県内4圏域ごとに集めて、権利擁護人材育成資質向上支援体制づくり事業の説明会と併せて意見交換会を毎年実施しています。さらに、意見交換会は、利用促進全般における各市町村の概況や本人情報シートなどの最新の動向などを伝える機会としても活用しています。そして、意見交換会には、家庭裁判所や専門職もオブザーバーとして参加しており、市町村の実態を把握してもらう場としての側面もあります。

この意見交換会では、具体的に財源と人材の不足という共通の課題が確認できました。また、法人後見の受任体制の整備を進めるという各市町村共通の事項もあり、単独市町村で実施することが難しい場合、近隣市町村と連携して広域で整備するという方策もどうかといった問いかけも、平成28年度当初から進めてきました。こうした土壌もあり、中核機関についても、定住自立圏構想の関係も含め、近隣の市町村と連携で実施するという流れが生まれてきています。

また、意見交換会にはポイントがあります。それは、県内4圏域ごとで実施しているという点です。宮崎県内の市町村は26であるものの、市町村社協まで集めるとなると、52名の大所帯となり、詳しい現状を聞くことや、密に意見交換することは難しい状況になってしまいます。そこで、県の都合ではなく、参加者目線で考え、細かいブロック単位で実施することとしています。

次につなげるため、今後考えてもらいたい内容や動向等を意図的に入れながら実施していますが、これも宮崎県がベースを考え、その後宮崎県社協と協議しながら、最終的に決めていきます。ここでも、県の伝えたいことではなく、市町村が今後につながるために必要なことを設定しているという配慮が見受けられます。

#### (2) 宮崎県によるアウトリーチ支援

宮崎県では集合型の意見交換会だけでなく、積極的に市町村に対して、アウトリーチを行っています。市町村向けの調査やアンケートをした際には、電話で確認できる場合もありますが、直接市町村に出向いてその内容を確認するといった取組も実施しています。その頻度は、2か月に1回、宮崎県の担当者と市町村の担当者が顔を合わせるくらいの密なものです。この背景として、宮崎県の長寿介護課地域包括ケア推進担当では、市町村担当制を導入しており、権利擁護だけでなく、介護保険の取組なども含めて、担当の市町村に年に数回出向き、市町村の状況を把握し、課題が生じている場合は、自身の担当業務と直接関係がなかったとしても、県の担当課につながりということを進めています。こうした訪問を通じて、市町村が力点を入れている分野や全体的な取組の状況を把握でき、そうした中で権利擁護の体制整備はどう

図表 市町村・市町村社協との意見交換

③市町村・市町村社協等との意見交換			
年度	説明事項等	意見交換の内容	
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度より年度当初（5月頃）に県内4地区で、権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業の事業説明会と併せて意見交換会を実施</li> <li>平成30年度より家裁、専門職等がオブザーバー参加し、市町村の取組状況や課題等と共有</li> <li>意見交換会後に体制整備に関する調査を実施し、個別課題等を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①県内自立生活自立支援事業の現状と課題</li> <li>②成年後見制度利用対象者の現状</li> <li>③法人後見受任体制の整備方針</li> <li>④成年後見人材育成等事業への参加意向</li> <li>⑤広域連携による法人後見受任体制整備</li> </ul>	市町村、市町村社協
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>①県内の成年後見制度の利用状況</li> <li>②事業の説明</li> <li>③市町村の成年後見制度利用促進計画</li> <li>④市町村の成年後見制度利用促進計画</li> <li>⑤市町村の成年後見制度利用促進計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①日常生活自立支援事業の現状と課題</li> <li>②成年後見制度利用対象者の現状</li> <li>③法人後見受任体制の整備方針</li> <li>④法人後見支援員（市民後見人）養成研修修了者の活動状況</li> <li>⑤広域連携による法人後見受任体制整備</li> <li>⑥市町村の取組</li> </ul>	市町村、市町村社協
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市町村の成年後見制度利用促進状況</li> <li>②事業の説明</li> <li>③市町村の成年後見制度利用促進計画</li> <li>④市町村の成年後見制度利用促進計画</li> <li>⑤市町村の成年後見制度利用促進計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①日常生活自立支援事業の現状と課題</li> <li>②成年後見制度利用対象者の現状</li> <li>③法人後見受任体制の整備方針・課題</li> <li>④法人後見支援員（市民後見人）養成研修修了者の活動状況</li> <li>⑤広域連携ネットワークの構築、中核機関の設置、計画策定の方針</li> <li>⑥広域連携による法人後見受任体制整備</li> <li>⑦市町村の取組</li> </ul>	市町村、市町村社協、大字助産所（オブザーバー）、法裁、専門職等
R1年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市町村の成年後見制度利用促進状況</li> <li>②事業の説明</li> <li>③市町村の成年後見制度利用促進計画</li> <li>④市町村の成年後見制度利用促進計画</li> <li>⑤市町村の成年後見制度利用促進計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①日常生活自立支援事業の現状と課題</li> <li>②成年後見制度利用対象者の現状</li> <li>③法人後見受任体制の整備方針・課題</li> <li>④法人後見支援員（市民後見人）養成研修修了者の活動状況</li> <li>⑤広域連携ネットワークの構築、中核機関の設置の方針</li> <li>⑥広域連携による法人後見受任体制整備</li> <li>⑦市町村の取組</li> </ul>	市町村、市町村社協、法テラス（オブザーバー）、家裁、専門職等

（出典：令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修・都道府県担当者研修資料）

進めていくかといった、市町村の状態・状況にあった投げかけや助言を行うことができます。

ただし、こうした取組においては、市町村の自主性を第1にという考え方を前提にしています。宮崎県としては協議の場の調整を進めるものの、具体的な協議や進め方は市町村主体で実施してもらうようにします。そして、市町村で協議を始めもらう際には、「実際、業務の中で今困っていることからスタートしてください」ということを伝えるようにしています。これは、法律や国の基本計画の流れに忠実に沿ったことを伝えても、市町村の職員はなかなか腑に落ちず、逆に困り事から検討してくださいと切り替えてみたところ議論が深まったという経験からの視点です。

また、例えばニーズ調査など、県がまとめて実施すれば効率的なものについても、市町村がそれぞれ主体的に行い、自分の地域がどうなっているかをきちんと把握し、向き合ってほしいとも考えています。ただし、そうした場合でも、**他市町村の情報や調査の仕方の助言などの後方支援**を行い、市町村が検討に困らないような対応を実施しています。

そして、中核機関の設置についても、市町村の主体性を重視して伝えるようにしています。宮崎

県として、国の考え方は伝えるものの、それを押し付けるような進め方はしません。中核機関を設置することが目的ではなく、また設置してもそれがうまく機能しなければ意味がないので、権利擁護支援という視点で、市町村としてどういう方向で進めていくかを整理し、それを具体的な取組に生かすようにと、いつも市町村に伝えています。

このように、各地区に出向き、本質的な部分は宮崎県から市町村に伝えながらも、市町村の主体性を尊重し、具体的な取組はしっかりとバックアップするというスタイルで市町村支援を進めています。

### (3) 家庭裁判所・専門職との連携

平成30年度から、家庭裁判所と三士会が定期的な打合せの機会を設けるようになりました。そこに、宮崎県と宮崎県社協もオブザーバーとして参加し、様々な情報を収集しています。例としては、後見人の監督業務のあり方について、専門職と家庭裁判所の意見交換の状況や視点を確認しています。一見、県や県社協の立場からすると、あまり関係がないテーマに感じるかもしれませんが、次の展開を意識しながら、こうした意見を確認しています。

具体的には、宮崎県として、現在は市町村における法人後見の受任体制整備を進めていますが、将来的にはそこで経験した方を独り立ちさせて、市民後見人につなげたいという構想があります。その際には、専門職や市町村社協が市民後見人の監督人となる可能性もあるので、その研修内容であったり、サポート体制をどう展開していくかの検討の参考にしています。

また、宮崎県の場合、担い手が限られているという現状があります。そのため、専門職の経済的な面も担保していかないと継続性が得られないという認識が強く、専門職と家庭裁判所の監督人に

図表 市町村個別訪問の実績

地域	協議内容等	出席回数	対象市町村	県の役割・取組
宮崎・東諸県	宮崎・東諸県における広域的な体制整備等について	2回	宮崎市、国富町、綾町	○アドバイザー ・協議の進め方の提案（目標の共有、スケジュールの設定等） ・協議内容に対する意見
延岡・西臼杵	延岡・西臼杵における広域的な体制整備	4回	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	○勉強会の講師 ・地域連携ネットワーク、中核機関のイメージ ・先進事例の紹介
日向・東臼杵	日向・東臼杵における成年後見制度利用促進	2回	日向市、門川町、諸塚村、権楽村、美郷町	○ファシリテーター ・各市町村の課題や目標等を確認、共有
西諸県	西諸県地区における広域的な体制整備	2回	小林市、えびの市、高原町	○情報提供 ・各種調査結果 ・他の地域の取組状況の紹介
児湯	児湯地区における広域的な法人後見受任体制整備	3回	桑島町、新富町、西米良村、木崎町、川南町、都農町	○進捗状況の確認 ※手引き、セミナー資料、ニュースレター等を活用
三股町	三股町における成年後見制度利用促進（法人後見受任体制整備）	2回	三股町	

※ 県が出席した回数のため、出席回数以上の協議が実施されている地域もある。

（出典：令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修・都道府県担当者研修資料）

図表 家庭裁判所・専門職との連携状況

【参考】家庭裁判所、専門職団体等との連携

	連携状況		
	H29年度	H30年度	R1年度
宮崎県社協	委託業務をベースとした役割分担（会議、調査等の連携）		
宮崎家庭裁判所	家裁本庁・支部別、市町村別の成年後見制度に係る調査協力		
	家裁が専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）と実施する打ち合わせにオブザーバー参加		
	家裁主催の連絡会議への参加、県内の取組説明		
	各市町村の取組状況の情報共有		
専門職団体、大学等	各団体主催のセミナー等へ後援、参加（県内状況の報告）		
	各団体会員向け研修において県内市町村の取組状況等報告		

24

（出典：令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修・都道府県担当者研修資料）

についての議論を耳にしながら、そこから、現在の宮崎県内の市町村の成年後見制度利用支援事業は、監督人の報酬が助成の対象外であるという課題の把握にもつながりました。

そして、市町村へのアプローチについて、家庭裁判所と連携することもあります。宮崎県からの投げかけに対して、反応の芳しくない市町村があったことを家庭裁判所と共有したことで、家庭裁判所からのアプローチに切り替えた例があります。日頃から家庭裁判所との情報共有を密にすることで、家庭裁判所も中核機関の意味合いを理解し、中核機関の設置についても双方で市町村に働きかけるといった共通認識が生まれているからであると考えられます。

### 担当者より

ターゲットを絞って対応することが重要だと思います。取り組みが進んでいると市町村、そうでないところ、資源が本当に乏しいところとか。

宮崎県の場合、高齢化が他の都道府県より進んでおり、都道府県も、市町村も職員数が減っていく中で、課題に対応しないといけません。今後は、さらに厳しくなると考えると、早い段階で手を付けておくことで、将来的な負担、業務的な負担、業務的なコストを減らすきっかけにもなると考えています。



### （４）メーリングリストを活用した情報発信方法

宮崎県では、メーリングリストを活用した情報発信も積極的に進めています。そして、リストも3つのグループに分けて、情報に合わせて使い分けをしています。

第1グループは市町村のみのリストです。このグループでは、各市町村の成年後見制度利用促進の担当者を登録していますが、各市町村によっては高齢分野の所属が担当をしていることもあれば、障害分野の所属が担当をしていることも多いので、国の補助金の情報や、県の予算の情報などを一括して送る際に活用しています。第2グループは市町村に加えて、市町村社協と中核機関を含んだ設定にしています。このグループに対しては研修の案内や他市の情報などを共有する際などに活用しています。

第3グループは市町村、市町村社協、中核機関に加えて、家庭裁判所まで加わったリストにしています。このグループでは、例えば国が発信するニュースレターなど幅広く共有した方がよい情報を提供しています。

これらのリストは、利用促進の担当者の情報として登録してもらい、直接情報が行き渡るようにしています。メーリングリストは一度作ってしまえば、あとは発信するだけなので、作る労力に対しての効果が高い発信方法と言えます。

また、必要のない情報が多く送られてくるメーリングリストであると、あまり内容を確認しなくなってしまい、有益な情報があっても見落としてしまう可能性が高くなってしまいます。それに対し、宮崎県では情報によって、グループを使い分けることによって、きちんと必要な人に必要な情報が行き渡る配慮も行っています。

#### ■参考URL 連絡先

宮崎県福祉保健部 長寿介護課 医療・介護連携推進室  
地域包括ケア推進担当  
TEL：0985-44-2605





## おわりに —中核機関の先駆的取組調査研究事業について—

2017年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画に基づき、各自治体で中核機関の設置や地域連携ネットワーク構築、市町村計画の策定等の取り組みが推進されています。

しかし、2020年2月の成年後見制度利用促進専門家会議において公表された「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」では、中核機関が設置済みの自治体は160箇所（全体の9.2%、令和元年10月1日時点）に留まっています。

同調査では中核機関設置に向けた主な課題として、予算の確保に加え、「行政内部における中核機関設置についての合意形成」（51.2%）、「委託予定先の機関との調整」（50.5%）、「専門団体や家裁との中核機関のあり方の調整」（47.6%）と、中核機関のあり方や体制整備に関する調整が課題となっているといえます。

「中核機関の先駆的取組調査研究事業」では、成年後見制度利用促進基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けて、その地域にあった中核機関や地域連携ネットワークづくりに向けて関係者で協議する際、参考としていただくために、全国各地のさまざまな権利擁護・成年後見体制整備の地域の取り組みを具体的に紹介する事例集を作成しました。

この「中核機関立ち上げ・先駆的取組事例集」では、規模の近い自治体の取り組みや、中核機関の設置パターン、取組もうと思っているテーマ等、さまざまな項目により、事例を検索いただくことが可能です。また、中核機関の立ち上げや、先駆的取り組みで気になるテーマについて、「コラム」や「ポイント解説」を豊富に掲載しています。詳しくは、冒頭の「この事例集の使い方」や「取組事例の探し方」をご覧ください。

この事例集を通じて、全国各地の権利擁護・成年後見体制整備の取組と出会っていただくことが、みなさまの地域における取組のヒントとなることを祈っています。

公益社団法人 日本社会福祉士会 会長 西島 善久

## 参 考 資 料

# 成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書

令和2年3月17日

成年後見制度利用促進専門家会議

## 目次

はじめに.....	3
各施策の進捗状況及び個別の課題の整理・検討.....	3
1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善.....	3
(1) 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等 について.....	3
ア 成年後見制度における意思決定支援の全国的な推進.....	4
イ 各種ガイドラインの関係者への研修等による普及・啓発.....	5
ウ 専門職団体における意思決定支援の理解推進.....	5
(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進.....	6
ア 適切な後見人等の選任・交代の運用の推進と報酬の在り方の検討.....	7
イ 家庭裁判所と中核機関等における情報共有の在り方について.....	9
ウ 専門職団体における適切な後見人等の交代の取組の推進.....	9
(3) 診断書等の在り方等の検討.....	9
(4) 任意後見・補助・保佐の利用促進.....	10
2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり.....	11
(1) 地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備、市町村計画の策定.....	11
ア 中核機関等の整備や市町村計画策定に向けた更なる取組の推進.....	12
イ 都道府県に期待される役割.....	12
ウ 地域連携ネットワークの更なる構築に向けた関係機関の連携推進.....	13
エ 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制との連携等.....	13
(2) 市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活用の促進.....	14
ア 市民後見人の育成・活用.....	14
イ 法人後見の担い手の育成の推進.....	15
(3) その他.....	15
ア 市区町村長申立の適切な実施.....	15
イ 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進.....	16

3	不正防止の徹底と利用しやすさの調和.....	16
	(1) 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及 .....	16
	(2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組 .....	17
	(3) その他の不正防止に関する取組.....	18
4	基本計画に盛り込まれているその他の施策.....	18
	(1) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援の検討 ....	18
	(2) 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し .....	19
5	その他.....	19
	<b>おわりに</b> .....	19

## はじめに

成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）においては、成年後見制度の利用を促進するため、国・地方公共団体・関係団体等は、別紙1の工程表を踏まえ、相互に連携しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むこととされている。

また、基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うこととされている。

各施策の進捗状況については、各施策の一層の実現に向けて、その目指すべき水準について定量的な数値を用いることなどにより客観的に把握・評価することが必要であるとの観点から、政府は、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえて工程表に盛り込まれた各施策について別紙2のKPI（成果指標・令和3年度末までに達成すべき目標）を令和元年5月に設定した。

このような状況を踏まえ、成年後見制度利用促進専門家会議は、中間検証ワーキンググループを設置し、同ワーキンググループを4回開催するとともに、会議を2回開催し、各施策の進捗状況を把握・評価した上、各施策における個別の課題の整理・検討を行い、中間検証結果をとりまとめた。

国、地方公共団体、関係団体においては、本中間検証結果を踏まえ、成年後見制度の利用促進に向けた更なる取組の推進をお願いする。

## 各施策の進捗状況及び個別の課題の整理・検討

### 1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

成年後見制度においては、利用者がメリットを実感できるよう、本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援や身上保護の側面も重視した制度・運用に改善していくことが必要である。第三者が成年後見人・保佐人・補助人（以下「後見人等」という。）になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあるとの指摘もされている。今後の施策の推進に当たっては、改めてこれらの観点を踏まえることが必要である。

#### （1）高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等について

#### 【施策の進捗状況】

これまでの成年後見制度の運用については、財産保全の観点のみが重視され、本人の意思の尊重や福祉的な観点が不十分なケースもあるとの指摘がされていることを踏まえ、後見人等が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、以下の施策が進められている。

① 平成 29 年 3 月に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」、平成 30 年 6 月に「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」が策定された。

② 令和元年 5 月から、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体を構成メンバーとするワーキンググループにおいて、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（以下「意思決定支援ガイドライン」という。）の策定に向けた検討が行われている。

厚生労働省においては、後見人等に対する意思決定支援研修の全国的な実施に向けて、後見人等に対する意思決定支援研修の在り方についての調査研究事業が行われている。

#### 【今後の対応】

##### ア 成年後見制度における意思決定支援の全国的な推進

###### ・ 意思決定支援ガイドラインの策定

利用者がメリットを実感できる制度・運用に改善するため、意思決定支援ガイドラインについて、早期に策定し、全国的に普及・啓発していくべきである（本年度中に基本的な考え方やプロセス等を整理）。

ガイドラインの策定に当たっては、成年後見制度の利用者の立場を代表する団体からのヒアリング等を通じて、利用者の視点を十分に踏まえたものとする必要がある。

ガイドラインにおいては、利用者が本人らしい生活を送ることができるよう、後見人等は本人の意思を丁寧に汲み取り本人の意思をできる限り尊重して後見事務を行うべきものであること、また、意思決定支援を尽くさなければ代行決定に移ってはならないことや、最善の利益に基づく代行決定は最後の手段として慎重に検討される必要があることを踏まえて策定すべきである。

また、チームによる意思決定支援や、本人が理解できるよう分かりやすく情報を伝えるなど意思疎通を適切に図るための工夫の重要性についても盛り込むべきである。

- ・ 後見人等に対する意思決定支援研修を通じた全国的な普及・啓発  
KPIを踏まえ、令和2年度から令和3年度末までに、全都道府県において、専門職後見人、親族後見人や市民後見人を含めた後見人等向けの意思決定支援研修を実施し、成年後見制度における意思決定支援の重要性を全国的に普及・啓発していくべきである。後見人等が意思決定支援を踏まえた適切な後見事務を行うことにより、利用者の権利利益の擁護が図られるよう、利用者の視点も十分に踏まえた適切な意思決定支援研修の実施が望まれる。

あわせて、市区町村、中核機関及び権利擁護センター等（以下「中核機関等」という。）の関係機関の職員に対しても、国が実施する研修において、意思決定支援ガイドラインの内容を踏まえた研修カリキュラムを盛り込むなど、権利擁護支援に携わる関係者に対する普及・啓発を行っていく必要がある。

#### イ 各種ガイドラインの関係者への研修等による普及・啓発

後見人等が意思決定支援を行うに当たっては、チーム支援を行う様々な関係者における意思決定支援の考え方についての理解が重要である。

このため、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」について福祉関係者等の各種養成研修のカリキュラムに盛り込むなど、意思決定支援の重要性について幅広い関係者への普及・啓発を行っていくことが必要である。

また、意思決定支援ガイドラインや「身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（以下「医療等に係るガイドライン」という。）等も含め、意思決定支援等に関する複数のガイドラインの関係や対象範囲等について、支援に携わる者が理解できるよう、分かりやすく整理して示すことが必要である。

#### ウ 専門職団体における意思決定支援の理解推進

後見人等や、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人（以下「後見監督人等」という。）を務める専門職が、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点も踏まえて事務を行うことができるよう、専門職団体において、研修等を通じた周知・啓発を積極的に行っていくことが望まれる。

## (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進

### 【施策の進捗状況】

本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護の観点から適切な後見人等の選任・交代を図るためには、全国どの地域においても、必要な事案で適切な後見人等の候補者を家庭裁判所に推薦する体制や本人・後見人等を継続的に支援する体制の整備を地域の実情に応じて進めていき、将来像を見据えて、受任調整を含む成年後見制度利用促進機能や後見人支援機能など全ての機能を段階的・計画的に備えていくことが必要である。また、関係機関において適切な後見人等の選任・交代の在り方に関する考え方が改めて整理・共有される必要がある。

各地域において上記の体制整備が進められており、令和元年10月1日時点においては、中核機関等において家庭裁判所に適切な後見人等の候補者を推薦するための受任調整会議を一定の事案について実施している市区町村は273自治体、選任後の後見人支援として、専門職による相談・手続支援を実施している市区町村は80自治体となっている。今後の体制整備に向けて、更に取り組を推進していく必要がある。

最高裁判所と専門職団体との間で、適切な後見人等の選任・交代の在り方について議論が行われ、平成31年1月に最高裁判所から各家庭裁判所に対し、最高裁判所及び専門職団体との間で共有した基本的な考え方について情報提供がされた。これを踏まえ、各家庭裁判所において、専門職団体との意見交換等が行われており、一部の家庭裁判所では、基本的な考え方に沿った運用が開始されている。

#### (基本的な考え方)

- ・ 身上保護の観点も重視すると、親族等の候補者がいる場合は、選任の適否を検討し、本人のニーズ・課題に対応できると考えられるときは、その候補者を選任することが望ましい。
- ・ 中核機関等による親族後見人の支援機能の充実が重要であり、後見人支援機能が十分でない場合は、専門職による親族後見人の支援を検討する。
- ・ 本人のニーズ・課題や状況の変化等に応じて柔軟に後見人の交代や追加選任を行う。

後見人等の報酬については、本人や親族から、後見人等が身上保護等の



観点も踏まえた十分な後見事務を行っておらず後見人等への報酬支払について負担感が大きいと感じられるケースがあるとの指摘がある一方で、専門職団体等から、本人の財産が少ない事案では、後見人等の行った事務の量や専門性等に見合う報酬額が付与されていないとの指摘もある。

後見人等の報酬の在り方は、後見人等を選任する際に期待した役割を後見人等がどのように果たしたかという評価の問題であり、後見人等の選任の在り方とも密接に関連することから、適切な後見人等の選任・交代の在り方と併せて、最高裁判所及び専門職団体において継続した議論が行われるとともに、利用者の立場を代表する団体からのヒアリングが行われた。

また、最高裁判所から各家庭裁判所に対しては、令和元年8月、専門職団体との議論の状況等に関して情報提供が行われたほか、上記ヒアリング結果についても同年9月に情報提供が行われた。

専門職団体においては、専門職後見人等への意見・苦情等があった場合には、必要に応じて、家庭裁判所と連携し、後見人等の辞任の勧告を行う地域もあるなど、適切な後見人等の交代のための取組を行っている。

#### 【今後の対応】

##### ア 適切な後見人等の選任・交代の運用の推進と報酬の在り方の検討

- ・ 中核機関等による適切な後見人等の候補者を家庭裁判所に推薦する体制や後見人等を専門的に支援する体制整備の推進

中核機関等の整備に当たっては、2（1）に留意しつつ、適切な後見人等の候補者の推薦や親族後見人や市民後見人を支援する取組について、KPIを踏まえて推進していく必要がある。国や都道府県等においては、中核機関等における受任調整会議や後見人等の支援の取組に対して市区町村へのきめ細やかな支援・協力を行うとともに、先駆的取組についての事例集を作成して横展開を図るなどにより、市区町村における体制整備を推進することが必要である。

- ・ 家庭裁判所における適切な後見人等の選任及び交代の運用の推進等

利用者がメリットを実感できる制度・運用に改善するため、適切な後見人等の選任及び柔軟な交代がなされるよう、各地域において、最高裁判所と専門職団体との間で共有された基本的な考え方を踏まえた検討がなされ、家庭裁判所と中核機関等の関係機関との緊密な連携の下、情報や認識の共有がなされた上で、基本計画の趣旨を踏まえ

た運用が推進されることが望まれる。

一方、中核機関等による支援体制が整備されていない場合に親族後見人と専門職後見監督人等の選任を行うことについては、後見監督人等の報酬が発生して負担となることや、後見監督人等の中には必ずしも身上保護や意思決定支援の側面を踏まえた助言がなされていない場合があるとの指摘があった。

中核機関等による親族後見人の支援体制が整備されていない場合の後見監督人等の選任やその後の状況の変化を踏まえた辞任等については、今後その運用状況を注視し、必要な方策を検討する必要がある。

報酬の在り方等については、利用者の立場を代表する団体からのヒアリング等を踏まえ、利用者がメリットを実感できる制度・運用に改善する観点から検討することが望まれる。

本人の資産が少ない場合においても制度を適切に利用することができるようにすることが重要であり、そのためには、担い手の確保とその報酬の在り方、申立費用や報酬の助成制度の推進等について併せて検討していく必要がある。

報酬の算定に当たっては、身上保護や意思決定支援等を重視した運用とする観点や、成年後見制度の担い手を確保する観点も踏まえ、財産管理事務のみならず身上保護事務についても適切に評価し、後見人等が実際に行った事務の内容や負担等に見合う報酬とすることや、一定の目安を示すことなどにより予測可能性を高めて分かりやすいものとする、後見人等の事務負担にも配慮した手続とすることが望まれる。

また、低所得の高齢者・障害者に対して申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用支援事業について、専門職団体等からは、現在の制度は不十分であり、報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされており、全国どの地域においても成年後見制度が必要な方が制度を利用できるよう、市区町村長申立以外の本人や親族による申立ての場合や後見監督人等が選任される場合の報酬も含め、全国的に制度の整備を推進していくことが必要である。

国においては必要な予算の確保に努めるとともに、市区町村に対して助成制度の重要性の理解の促進や働きかけを行っていくべきである。

#### イ 家庭裁判所と中核機関等における情報共有の在り方について

中核機関等による親族等を含めた後見人候補者の推薦を踏まえた適切な後見人等の選任・交代の運用を推進するとともに、中核機関等における後見人支援を図っていく観点から、家庭裁判所と中核機関等における情報共有・連携が重要である。

中核機関等が家庭裁判所と連携し、事案に即した適切な後見人候補者の推薦や後見人支援を図っていくためには、中核機関等と家庭裁判所との間で当該事案における本人や後見人等の個人情報適切に共有することが必要であり、そのためには、各場面において提供すべき情報の範囲や情報提供の主体、これと個人情報の保護に関する各種法令との関係の整理が進められる必要がある。

家庭裁判所と中核機関等における円滑な連携を図るとともに、個人情報の適切な取扱いを図る観点から、関係省庁と最高裁判所が連携し、家庭裁判所と中核機関等における個人情報の情報共有の実態や課題を把握し、必要な検討を行っていくべきである。

#### ウ 専門職団体における適切な後見人等の交代等の取組の推進

専門職団体においては、後見人候補者に係る受任調整や後見人支援のための体制整備に関して必要な協力を行うとともに、各専門職を監督・支援する立場から、適切な後見人等の交代等に向けた取組を一層推進していくことが期待される。

### (3) 診断書等の在り方等の検討

#### 【施策の進捗状況】

成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に家庭裁判所に提出される診断書について、十分な判断資料に基づく適切な医学的判断が行われるようにするため、最高裁判所が診断書の書式を改訂するとともに、福祉関係者等から医師に対して本人の生活状況等に関する情報を的確に伝えるための書式である本人情報シートを新たに作成し、平成31年4月から運用が開始された。

#### 【今後の対応】

本人情報シートについては、運用開始後、同シートが提出された事件数は、徐々に増加しているものの、令和元年7月から同年9月までに後見等開始の審判があった事件のうち約半数となっている。適切な医学的診断が行われ、本人にとって適切な後見人等が選任されるためには、できるだけ

多くの事案で本人情報シートが活用されることが望ましいことから、今後、関係機関等において活用を図っていくため、引き続き、本人情報シートの利用に関する状況や実態等を把握しつつ、更に周知を行っていくことが必要である。

#### (4) 任意後見・補助・保佐の利用促進

##### 【施策の進捗状況】

法務省において、任意後見・補助・保佐を含む成年後見制度の周知について、パンフレットやポスター、インターネットでの広報などを実施している。

令和元年10月1日時点において、中核機関等において成年後見制度や相談窓口の周知を実施している市区町村は559自治体、窓口で各種相談や申立手続き支援等を実施している市区町村は574自治体となっている。

中核機関等や市区町村の職員に対しては、令和元年度において、国による研修を実施し、効果的な広報や任意後見・補助・保佐に関する理解促進を図っている。

なお、令和元年12月末時点の成年後見制度における各類型の割合については、任意後見制度は1.2%、補助は4.9%、保佐は17.4%、成年後見は76.6%であり、成年後見の割合が多い状況となっている。

##### 【今後の対応】

利用者の個別のニーズに応じ、任意後見・補助・保佐の活用を含めた早期の段階からの制度の利用を促進するため、広報機能・相談機能を備えた中核機関等の体制整備を推進するとともに、引き続き、国による研修等を通じて、市区町村や中核機関等の職員に対して、任意後見・補助・保佐等の成年後見制度の理解を図っていくことが重要である。

また、国レベルで、任意後見・補助・保佐等の全国的な広報の実施、相談体制の整備を図ることや、パンフレット・インターネット等による既存の広報活動についても、引き続き、その効果的な実施を図ることが必要である。

なお、制度の周知に当たっては、制度の利用によるメリットや参考事例、利用者がメリットを実感できる制度・運用に向けて改善が進められていることについても伝えていくことが必要である。

## 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が適切に制度を利用できるよう基本計画に係るKPIの達成に向けた取組を推進するとともに、今後の需要の増加も見据えて成年後見制度の担い手を確保する必要がある。

### (1) 地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備、市町村計画の策定

#### 【施策の進捗状況】

##### ① 国における取組

- ・ 各種手引きの策定等

中核機関等の整備や市町村計画の策定に携わる関係機関の職員に向けて、取組を進める上で参考となる各種の手引きを作成するとともに、市区町村に対し、研修・セミナー・ニュースレター等により体制整備に向けた働きかけ等が行われている。

- ・ 中核機関等の整備のための財政支援

平成30年度から、中核機関運営費及び市町村計画策定費に係る普通交付税措置が行われている。

令和元年度から、都道府県による広域的な体制整備の推進や市区町村に対する中核機関の立ち上げ・先駆的取組への補助等の予算措置を講じられている。

- ・ 基本計画に係るKPIの設定

令和元年5月に、基本計画に係るKPIとして、令和3年度末までに中核機関等の整備や市町村計画の策定を全市区町村とするなどの目標を設定。また、自治体に対して当該KPIを踏まえた取組の推進について通知を発出するなど、KPIの達成に向けた働きかけを実施している。

- ##### ② 中核機関等については、令和元年10月1日時点で1741市区町村中、中核機関160自治体(9.2%)、権利擁護センター等429自治体(24.6%)、市町村計画の策定については134自治体(7.7%)となっている。

地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備や市町村計画の策定については、上記のとおり一定の進捗が見られるものの、中核機関の整備予定時期が未定である自治体が全体の6割、中核機関を未整備の自治体のうち整備に向けた具体的な検討をしていない自治体が約半数に上るなど、取組が十分に進んでいない市区町村も多い。また、都道府県ごとの取組の進捗状況に大きな開きがある。

## 【今後の対応】

### ア 中核機関等の整備や市町村計画策定に向けた更なる取組の推進

国においては、中核機関等の整備や市町村計画の策定の推進に向けて、国庫補助事業の積極的な活用も含む自治体への働きかけや先駆的な取組事例の周知を積極的に行うなど、K P I の達成に向けて自治体に対する体制整備のための支援を推進していく必要がある。

中核機関等については、まずは広報や相談機能の整備が重要であり、地域の実情に応じて、小さく生んで大きく育てる観点から段階的に整備していくことが考えられる。

また、利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善を実現するためには、適切な後見人等の候補者の推薦や後見人支援の機能充実が重要であることから、中核機関等の将来像を見据えた上で整備を進めていくとともに、機能充実に向けた取組も併せて行うことが重要である。

なお、各地域における取組を推進するためには、人口規模や既存の社会資源、地理的条件等の地域の実情を踏まえ、それぞれが抱える課題を具体的に把握した上で対応策を講ずることが重要である。

このため、国において、これまでに国が実施した自治体の取組状況調査の結果の分析や地域へのヒアリング等を通じてその実情やそれぞれが抱える課題を具体的に把握するとともに、地域における各機能の実質的な整備状況についても的確に評価しつつ、専門職団体などの協力を得ながら、きめ細やかな支援を行っていくことが不可欠である。

### イ 都道府県に期待される役割

都道府県は、管内市区町村の体制整備について、主導的な役割を果たすことが期待される。

国においては、都道府県に対する全国会議の開催や都道府県主催のセミナーへの積極的な参加のほか、取組が遅れている都道府県からヒアリングを行い、地域の状況を踏まえて適切な支援を行うなど、都道府県に対して体制整備に向けた働きかけや支援を行っていくことが必要である。

また、都道府県においては、広域的な観点から、家庭裁判所、専門職団体、都道府県社会福祉協議会等と連携強化を図るとともに、体制整備アドバイザー事業の活用などにより、K P I を踏まえて、管内市区町村における体制整備を推進していくことが必要である。

具体的には、都道府県において、管内市区町村の体制整備状況を把握

し、取組が進まない市区町村に対し、個別の課題に応じた助言などの支援を行うといった役割を果たすことが期待される。

特に、人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村においても着実に取組が進められるよう、都道府県において、当該地域における社会資源等に関する状況や広域的な体制整備の観点も踏まえた支援を積極的に行っていく必要がある。

#### ウ 地域連携ネットワークの更なる構築に向けた関係機関の連携推進

地域連携ネットワークにおける関係機関の連携については、各地域において、既存の社会資源やネットワークの状況も踏まえて検討されるべきである。

また、各地域において、基本計画に掲げられた地域連携ネットワークの機能を十分に発揮するため、家庭裁判所、専門職団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員等、これまでもそれぞれの立場から役割を果たしてきた関係団体・関係者と緊密に連携を図っていくことが重要である。

加えて、利用者がメリットを実感できるようにするとの観点からは、利用者・家族等を協議会等の構成員とするなど、利用者・家族等との連携を図るとともに、地域の実情に応じて、民事法律扶助等の各種制度や、スタッフ弁護士等の関与等を通じた支援が想定される日本司法支援センター（法テラス）、弁護士会・リーガルサポート・社会福祉士会以外の専門職団体、法人後見を実施する等権利擁護に関する取組を行う団体、消費生活センターを中心とした消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）、金融機関等との連携を図っていくことも必要である。

#### エ 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制との連携等

中核機関等には、地域のネットワークの中で、権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、その課題等を踏まえた適切な支援の内容を検討・判断し、必要に応じて、成年後見制度以外の支援につなげるといった役割も求められる。各地域における中核機関等の整備・運営に当たっては、こうした中核機関等の役割を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制との有機的・効果的な連携について、留意すべきである。

また、地域住民の権利擁護は地域福祉の課題であることを踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する施策を地域福祉計画に位置付けることなどを含め、市町村計画の策定を更に推進していく必要がある。

## (2) 市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活用の促進

### 【施策の進捗状況】

市民後見人については、成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた担い手の確保や適切な後見人等を選任する観点、更に地域住民同士が支え合う地域共生社会の実現に向けた観点から、その育成・活用の推進が望まれる。

厚生労働省においては、市民後見人の育成のための研修費用に対する国庫補助を行い、市民後見人の育成を推進してきたところである。

しかしながら、現状においては、市民後見人の育成に取り組んでいる市区町村は、全体の約4分の1にとどまり、育成研修の修了者数に占める後見人等の受任者数の割合も1割程度にとどまるなど、市民後見人が十分に育成・活用できていない状況である。

法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者の制度利用や、困難な課題を抱えるケースへの対応などの観点から推進していくことが望まれる。

厚生労働省においては、法人後見の立ち上げ支援等に対する国庫補助を行い、法人後見を行う団体の育成を推進している。

現状においては、市区町村内に法人後見を実施している法人等がある、あるいは、近隣市区町村の法人等が実施している法人後見を利用できる状況にある市区町村は、全体の約5割弱にとどまっている。

### 【今後の対応】

#### ア 市民後見人の育成・活用

各地域において、市民後見人の活用の推進に向けて、自治体と家庭裁判所が連携し、育成カリキュラムや支援体制の在り方、市民後見人の選任に適した事案のイメージ等について情報共有を図ることが重要である。また、地域の関係機関が連携し、法人後見の支援員などとして市民後見人の活動の場を広げていくことが、意思決定支援の推進などの観点からも期待される。

加えて、地域の実情を踏まえて市民後見人の育成・活用に向けた体制整備を推進するためには、近隣自治体と連携して広域で市民後見人の育成・活用を進めることや、後見人等の担い手に関する実態調査を実施することも有効である。都道府県には、こうした市民後見人に関



する取組推進のための適切な支援の実施も期待される。

また、中核機関等において、必要な知識やノウハウを有する市民後見人の養成、市民後見人がふさわしい事案の見極めやマッチング、選任後の様々な課題に対する支援の3段階を見据えた体制整備が望まれる。

国においても、市民後見人に関する取組を支援する中核機関等の整備に向けたきめ細やかな支援や、研修・セミナー等において、自治体職員等に対し、市民後見人の育成・活用の推進についての情報提供・働きかけを行うことが期待される。

なお、人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村においては、市民後見人の担い手が極めて少ない地域があることにも留意が必要である。

#### イ 法人後見の担い手の育成の推進

地域の実情に応じて、各地域において法人後見の担い手の育成が推進されるよう、研修・セミナー等において、法人後見の取組に関する周知・啓発等の働きかけを推進していく必要がある。

特に、法人後見の実施主体については、地域における権利擁護支援の中心的な役割を担っている社会福祉協議会が全体の約7割を占めており、社会福祉協議会における法人後見の更なる推進が期待される。

一方、中核機関等の整備・運営においては社会福祉協議会に期待される役割も多いことから、各地域において、より多様な主体による法人後見の実施がなされるよう、周知・啓発等が行われるべきである。

なお、社会福祉法人による法人後見については、福祉サービス利用者等の法人後見を行う場合の利益相反等の観点も踏まえつつ、担い手を確保する観点からその活用の推進を検討すべきである。

### (3) その他

#### ア 市区町村長申立の適切な実施

市区町村長申立については、身寄りが無い場合や虐待等の状況により本人や親族等による申立てが期待できない場合において、本人の権利を擁護するための重要な手段であり、各地域において適切に実施される必要があるが、一部の市区町村において適切に実施されていないとの指摘がある。

各地域において市区町村長申立を適切に実施するためには、市区町村職員、福祉・医療関係者、専門職等が連携して、成年後見制度が必要

な方を発見し相談につなげ、市区町村長申立に対応できる体制が構築される必要があり、こうした観点から地域連携ネットワークの整備の推進が重要である。

国においては、市区町村長申立が適切に実施されるよう、市区町村における地域連携ネットワークの整備や事案の状況に応じた迅速な対応について、国から自治体に対する働きかけや国が主催する研修等において周知徹底を図っていくことが必要である。

あわせて、都道府県においては、市区町村長申立に関する研修の実施など各種取組を推進していく必要がある。

なお、個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立ができるよう、親族調査の在り方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策等について、検討を行う必要がある。

#### イ 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進

日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な高齢者や障害者の福祉サービスの利用援助や金銭管理を支援する制度である。

日常生活自立支援事業については、利用に当たって医学的判断が求められない、任意に利用を終了できる、本人に寄り添った支援が行われる、本人や家族の抵抗感が少なく利用しやすい制度であることなどから、権利擁護支援のための重要な社会資源として充実させていくべきとの意見があった。

他方で、成年後見制度との関係整理が必要であるとの意見や、両制度の適切な連携を図るため日常生活自立支援事業の実施主体に関する見直しが必要であるとの意見があった。

上記意見を踏まえ、日常生活自立支援事業等関連事業と成年後見制度との連携の在り方等について検討を行う必要がある。

### 3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

不正防止の徹底を図るとともに、利用しやすさの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備していくことが必要であり、今後ともこうした観点からの取組を推進する。

#### (1) 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及

##### 【施策の進捗状況】

後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策については、金融関係団体、金融機関等による「成年後見における預貯金管理に関する勉強会」が関係省庁等も参加して開催され、平成30年3月に後見制度支援預貯金の仕組みに関する考え方等を盛り込んだ報告書がとりまとめられた。

後見制度支援預貯金は、日常生活に用いない大口の金銭を金融機関が管理し、その出金等に家庭裁判所の指示書を必要とする仕組みであり、後見人等による不正防止に有用であるとともに、後見制度支援信託と異なり、身近な金融機関でも導入が比較的容易であるなどのメリットがある。

金融庁においては、金融機関・金融関係団体との意見交換会で後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の導入を促進している。

平成30年12月末における後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金を導入済みの金融機関の割合は約12%、導入を予定している金融機関の割合は約43%となっている（個人預金残高ベース）。

#### 【今後の対応】

後見制度支援預貯金は、後見人等による不正防止に有用であるとともに、親族後見人の適切な選任にも資することから、金融機関において、更に導入を進めていくことが期待される。

また、定期的な定額送金サービスの導入が困難な金融機関においても提供可能な預貯金管理の仕組みや、上記報告書において中長期的な検討事項と整理された保佐・補助制度の下でも利用可能な預貯金管理の仕組みについても、今後検討がされることが望ましい。

なお、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用により、本人の財産の保全という側面のみが重視されることのないよう、本人の財産を本人のために積極的に活用する考え方について、後見人等の理解を広げていくことが必要である。

## (2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組

#### 【施策の進捗状況】

任意後見制度の利用の実態を把握するため、任意後見制度の利用状況に関する調査が実施された。

その結果、任意後見契約締結時の本人の平均年齢は約80歳であること、任意後見契約の類型については全体の約4分の3をいわゆる移行型が占めていること、登記されている（閉鎖登記を除く。）任意後見契約のうち監督人選任登記のあるものは約3パーセントとなっている。

#### 【今後の対応】

利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安

心して利用されるための取組を進めることが必要である。特に、移行型任意後見契約については、適切な時機に後見監督人選任申立てがされておらず、そのため一部に濫用事例が見られるとの指摘がある。

このため、任意後見制度の利用状況に関する調査結果を分析し、必要に応じて更なる調査を実施するとともに、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用を確保するための方策について検討を進めるべきである。

### (3) その他の不正防止に関する取組

#### 【施策の進捗状況】

専門職団体においては、専門職後見人による不正防止を図るため、研修等の実施や後見人等候補者名簿の整備、家裁との連携体制の構築等の取組を行っている。

後見人の監督等を行う家庭裁判所においては、適切に監督を実施するための事件処理態勢を確立するなどの取組を進めてきた。

#### 【今後の対応】

専門職後見人による不正の防止を図るため、各専門職団体による不正防止の取組が今後とも着実に実施されることが望まれる。

また、保佐・補助を含めた成年後見制度の利用促進による事件数の増加に対応できるよう、家庭裁判所の必要な事件処理態勢の強化も望まれる。

## 4 基本計画に盛り込まれているその他の施策

### (1) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援の検討

#### 【施策の進捗状況】

令和元年5月、医療等に係る意思決定が困難な方が円滑に必要な医療等を受けられるよう、支援の在り方や後見人等の事務の範囲等を明らかにし、医療等の関係者が対応を行う際に参考となる考え方を示すものとして、医療等に係るガイドラインが策定された。

#### 【今後の対応】

医療等に係る意思決定が困難な方が円滑に必要な医療等を受けられるよう、研修等の実施を通じて医療等に係るガイドラインを周知し、医療現場等への浸透を図ることが重要である。なお、引き続き、医療等に係るガイドラインの運用状況を見守り、必要に応じて更なる検討を行うことが考えられる。

## (2) 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し

### 【施策の進捗状況】

令和元年6月、成年被後見人等の権利制限の措置（以下「欠格条項」という。）の撤廃等を盛り込んだ「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立するとともに、同年12月、「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、190の法律における欠格条項の撤廃等に関する法制上の措置が講じられた。

### 【今後の対応】

成年後見制度利用促進専門家会議において、必要に応じて、個別的・実質的な審査の運用状況や、政省令・通達・条例等における欠格条項の見直し状況等についても注視しつつ、必要な対応を行っていくとともに、国においては、「会社法の一部を改正する法律」等の未施行の改正についての円滑・適正な施行を図るため、改正内容や運用上の留意点などに関して必要な周知を行っていくべきである。

## 5 その他

成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用者がメリットを実感できるよう、意思決定支援や身上保護の観点も重視した運用に改善していくことが必要であるが、今後、こうした運用面における改善の状況や関連する他の制度の運用状況を踏まえつつ、必要に応じて、成年後見制度の在り方についても検討を行うべきである。

## おわりに

本中間検証においては、平成29年3月に閣議決定された基本計画における各施策について、令和元年5月に設定したKPI（成果指標）も踏まえ、中間年度に当たる令和元年度における施策の進捗状況を明らかにするとともに、個別の課題を整理して、今後の対応に関する方向性を示すこととしたものである。国、地方公共団体及び関係団体においては、本中間検証結果を踏まえ、基本計画の期間である令和3年度末までの約2年間に、KPIに掲げられた目標を達成し、基本計画の目指す成年後見制度の適切な利用促進を図ることができるよう、今後、一層の取組の推進をお願いする。

～以上～

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I 制度の周知			パンフレット、ポスターなどによる制度周知		
II 市町村計画の策定		国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ			
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等		適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ	
		診断書の在り方等の検討			
IV 地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等			
		中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築	
V 不正防止の徹底と利用しやすいさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)			
		金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討		専門団体等による自主的な取組の促進			
		医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し		成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで			

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。  
※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

## 成年後見制度利用促進基本計画に係る K P I

令和元年5月30日  
(実績値(一部)を令和元年10月時点のものに更新)

工程表における記載	KPI (2021年度末の目標)
I 制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村（令和元年10月時点 559市区町村）</li> </ul> (参考値) <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用者数(保佐・補助・任意後見割合を含む)</li> </ul>
II 市町村計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村数（令和元年10月時点 134市区町村）</li> </ul>
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定</li> <li>・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県</li> <li>・2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入</li> <li>・厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定</li> </ul>
IV 地域連携ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数 全1741市区町村（令和元年10月時点 589市区町村）</li> <li>・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村（令和元年10月時点 273市区町村）</li> <li>・中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村（令和元年10月時点 80市区町村）</li> <li>・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村（令和元年10月時点 150市区町村）</li> <li>・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人</li> </ul>
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 50%以上（平成30年12月末時点 約12%）</li> </ul> ※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供</li> </ul>
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し 措置のある法律(190)</li> </ul>

# 成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証について

基本計画の中間年度(令和元年度)において、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題を整理・検討。中間検証報告を踏まえ、成年後見制度の利用促進に向けた取組を一層推進。

## 中間検証に係る経緯等

【令和元年10月～12月】

成年後見制度利用促進専門家会議の中間検証WGにおいて、テーマごとに検討(4回)

【令和2年2月・3月】

成年後見制度利用促進専門家会議において検討(2回)、報告書とりまとめ

【令和2年3月】

成年後見制度利用促進会議(法務・厚生・総務大臣)に報告

## 中間検証報告書のポイント

### 各施策の進捗状況

- 1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
  - (1) 障害福祉サービス・認知症に係るガイドラインの策定 (H29・H30)、後見人等向け意思決定支援ガイドラインの検討 (R1.5～)
  - (2) 受任調整・後見人支援等の体制整備の推進、適切な後見人等の選任・交代の検討、報酬の在り方の検討等
  - (3) 診断書の書式改訂、本人情報シートの運用開始 (H31.4～)
  - (4) 任意後見・補助・保佐の利用促進(制度周知、広報相談機能の整備)
- 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
  - (1) 中核機関等の体制整備の推進
    - ・各種手引きの作成、研修等による市町村等への働きかけ (H30～)、中核機関立上げへの補助等の予算措置 (R1年度～) 等
    - ・基本計画に係るKPIの設定 (R1.5)
  - (2) 市民後見人・法人後見等の担い手の育成・活用 (国庫補助等)
- 3 不正防止の徹底と利用しやすいの調和
  - (1) 後見制度支援預貯金の仕組みの提示(H30.3)、導入促進
  - (2) 任意後見制度の利用状況に関する調査の実施 (R1)
- 4 基本計画に盛り込まれているその他の施策
  - 医療に係る意思決定が困難な人への支援等のガイドラインの策定 (R元.5) / 成年被後見人等に係る欠格条項の見直し (～R1.12)

### 今後の対応

- 1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
  - (1) 意思決定支援ガイドラインの策定 (R1年度中に基本的な考え方を整理)、全国的な研修の実施 (R2年度～)
  - (2) 体制整備の更なる推進、適切な後見人等の選任・交代の運用の推進、報酬の在り方の検討 (ヒアリング等も踏まえる) 等
  - (3) 本人情報シートの更なる周知、活用の推進
  - (4) 任意後見・補助・保佐の利用促進 (国レベルで、全国的な広報の実施、相談体制の整備等)
- 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
  - (1) KPI達成に向けた更なる取組の推進
    - ・国から自治体への働きかけ、先駆的事例の周知等
    - ・都道府県が主導的役割を果たすよう働きかけ
  - (2) 市民後見人の育成・活用に向けた自治体と家裁の連携、法人後見人の取組の周知・啓発等
- 3 不正防止の徹底と利用しやすいの調和
  - (1) 後見制度支援預貯金の更なる導入促進
  - (2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用確保のための方策の検討
- 4 基本計画に盛り込まれているその他の施策
  - ガイドラインの周知/必要に応じ、欠格条項見直し後の運用状況等の注視等



令和元年度 中核機関の先駆的取組調査研究事業 委員名簿

親委員会

	所 属	役 職	委員氏名 (敬称略・五十音順)	備 考
1	豊田市役所 福祉部 福祉総合相談課	主査	安 藤 亨	
2	千葉大学社会精神保健教育研究センター	教授	五十嵐 禎 人	
3	新潟大学法学部	教授	上 山 泰	委員長
4	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 地域福祉部	部長	川 井 誉 久	
5	日本弁護士連合会高齢者・障害者権利支援センター	委員	亀 井 真 紀	
6	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター	センター長	住 田 敦 子	
7	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部	部長	高 橋 良 太	
8	公益社団法人 認知症の人と家族の会	理事	花 俣 ふみ代	
9	公益社団法人 日本社会福祉士会	理事	星 野 美 子	
10	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート	理事長	矢 頭 範 之	
11	公益社団法人 日本社会福祉士会	副会長	山 崎 智 美	

ワーキング・グループ委員会

	所 属	役 職	委員氏名 (敬称略・五十音順)	
1	特定活動非営利法人 カシオペア権利擁護支援センター	所長	小野寺 幸 司	
2	久留米市役所健康福祉部長寿支援課	課長補佐	小 山 敬 介	
3	岐阜県関市健康福祉部福祉政策課福祉総合相談室	主任主査	金 子 創	
4	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会	地域福祉課長	十 河 真 子	
5	福島県保健福祉部高齢福祉課	主任主査	千 葉 茂	
6	取手市役所高齢福祉課地域包括ケア推進係	係長	寺 崎 邦 秀	
7	社会福祉法人 総社市社会福祉協議会	事務局次長	中 井 俊 雄	
8	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	事務局次長	中 村 健 治	
9	同志社大学社会学部社会福祉学科	教授	永 田 祐	委員長
10	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート	専務理事	西 川 浩 之	
11	エール社会福祉事務所		西 田 一 朝	
12	日本弁護士連合会高齢者・障害者権利支援センター	委員	福 島 建 太	
13	ふるい後見事務所		古 井 慶 治	
14	日本社会福祉士会	理事	星 野 美 子	

オブザーバー

1	厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室		
2	厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室		
3	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室		
4	法務省民事局		
5	最高裁判所事務総局家庭局		

調査委託

1	株式会社 ピュアスピリッツ		片 桐 大 樹
---	---------------	--	---------

事務局

1	日本社会福祉士会 企画グループ	課長	北 村 裕美子
2	日本社会福祉士会 企画グループ	主査	荒 木 千 晴

令和元年度 中核機関の先駆的取組調査研究事業  
中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集  
～権利擁護・成年後見体制整備の地域の取組ヒント集～

---

発行 令和2（2020）年3月  
発行者 中核機関の先駆的取組調査研究委員会  
（事務局 公益社団法人 日本社会福祉士会）  
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階  
TEL：03-3355-6541 FAX：03-3355-6543  
Email：info@jacsw.or.jp